

参考資料編　目次

I . 公表項目解釈の標準化に向けた取り組み事例の収集 (マニュアル・Q & A集記述内容整理について)	1
II . 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】	11
III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】	37

I. 公表項目解釈の標準化に向けた取り組み事例の収集 (マニュアル・Q & A集記述内容整理について)

1. 整理方法概要

「介護サービス情報（基本情報+調査情報）等に関する疑義照会事例の分析に関する調査研究事業」では、情報公表制度の基本情報項目、調査情報項目に関し、各都道府県が作成している介護サービス事業者向けのマニュアル、調査票記載Q & A等（以下、「マニュアル・Q & A集」と略記）を収集し、都道府県による内容の一致（差異）状況の抽出・整理を行った。

(1) 対象サービス

情報公表制度の公表対象である 50 サービス種別（16 類型別）のうち、居宅系、居住系、施設系、医療系の 4 体系別から、代表的なサービス種別 5 サービス種別につき、公表項目の記載要領・解説内容（要点）の整理を行った。

図表 参考資料-1 サービスの系別と対象種別

サービス系別		対象サービス種別
居宅系	訪問系	訪問介護
	通所系	通所介護
居住系		特定施設入居者生活介護
施設系		介護老人福祉施設
医療系 ¹		訪問看護

(2) 基本情報項目の記載要領・解説内容の整理

基本情報については、14 都道府県を対象に、全基本情報項目について、記載内容（要点）を整理した（対象都道府県：北海道、岩手、山形、栃木、埼玉、千葉、神奈川、長野、京都、奈良、山口、宮崎、鹿児島、沖縄）。

14 都道府県については、「介護サービス情報の公表」制度解説ブック等の掲載内容や介護サービス情報公表支援センターがホームページに掲載しているQ & Aにとどまらず、付加的な編集を加えた取り組みを実施しているという観点から抽出したものである。

(3) 調査情報項目の記載要領・解説内容の整理

調査情報については、多サービス種別にわたりマニュアル・Q & A集が整備されている以下の 6 都道府県（岩手県、東京都、神奈川県、福井県、島根県、福岡県）を対象として、全調査情報項目について、記載要領・解説内容（要点）を整理した。

6 都道府県については、「介護サービス情報の公表」制度解説ブック等の掲載内容や介護サービス情報公表支援センターがホームページに掲載しているQ & Aにとどまらず、サービス毎に

¹ 居宅系、居住系、施設系、医療系のサービス区分は、弊会が出版している「介護サービス情報の公表」制度解説ブックにおける便宜的区分に沿った。

付加的な編集を加えた取り組みを実施しているという観点から抽出したものである。

2. 実施結果概要

厚生労働省通知、もしくは当会発行の「介護サービス情報の公表」制度解説ブックを基準として、各都道府県作成資料の作成方針や構成、記載要領・解説内容の差異内容を整理した。また、厚生労働省通知、もしくは解説ブックには記載がないが、各県マニュアル・Q&A集には記載があるものについても、体系的に整理した。なお、以下、その全体整理の中から、特に公表情報の正確性向上等の観点から特記すべきと思われる点を選定して整理すると、以下の点を指摘することができる。

(1) 全体作成方針や作成方法について（基本情報編、調査情報編共通）

公表項目解釈の標準化に向けて、都道府県が事業者や調査員向けに独自に取り組んでいる事例を収集したところ、各サービス種別ごとのマニュアルや、説明会での質疑応答なども掲載したQ&A集等の形式で取り組んでいる県の事例がみられた。

それらの取り組み事例の構成については、記載にあたっての留意事項や用語の定義、回答対象の期間設定など、以下のパターンに分けることができる。記入側（事業所）にとっては、Aの方がより支援的であるといえ、疑惑発生の抑制効果が期待できるものと思われる。

- | |
|---|
| A. 回答設問ごとに、再出内容であったとしても、回答上の注意事項等が記載されている都道府県 |
| B. 資料冒頭に共通事項は集約して共通事項は一括掲載しており、各種別、基礎編・調査編の各回答箇所では、共通注意事項が再出記載していない都道府県 |

(2) 基本情報項目について

基本情報については、同一設問項目の用語の定義や回答内容範囲限定等でも、都道府県間で記載内容に差異がある。具体的には、訪問介護における身体介護中心型／生活援助中心型の1か月の提供時間において両者が混在している場合の取り扱いについて都道府県間で判断が分かれている。

これらは、本来、共通であるべき事項（従業者体制の書かせ方なども含む）であり、都道府県において情報提供されているマニュアル・Q&A集で大きく差異があると、記入する事業所が全国規模でサービス展開している場合、混乱を招く可能性がある。

① サービス種別共通

- 回答事業所の記入漏れや誤記入発生を防止する方策を積極的に講じているものと、そうでないものに分類することができる。

図表 参考資料－2 基本情報項目に関する記載事項とその差異(サービス種別共通・全体構成)

事 項	都道府県例
任意項目と必須項目の色分けを行っている都道府県	4 県
サービス提供時間帯等の記載について「記載例」を明示している都道府県	7 県
記載内容が「届出内容」「実績内容」いずれなのかを設問ごとに付記し回答支援している都道府県	1 県

- 同一設問項目の用語の定義や回答内容範囲限定について、記載の内容に差異がある。

図表 参考資料－3 基本情報項目に関する記載事項とその差異(サービス種別共通・用語の定義等)

事 項	記載の内容	都道府県例
「第三者による評価の実施状況」で、「実施した直近の年月日」で記載対象の時点について	実施時期不問 記入月の前1年間 ～以降実施で直近の日	2 県 1 県 1 県
職員の取得している資格の保有状況について記載方法について	資格一つのみ記入	1 県
「管理者」の人数計上方法の説明について	管理者は従業者に含まない 管理者が他の職種を兼務している場合のみ「常勤・非専従」として計上 兼務している職種欄全てに人数を計上（時間で割らない） 管理者がサービス提供責任者と兼務の場合、「常勤・専従」として計上 ただし常勤換算人数欄は計算の上記入	3 県 1 県 1 県 1 県
「管理者」の他の職務との兼務の有無について	他の職務は事業所内の他の職務だけでなく、同一敷地内にある他事業所の職務を兼務している場合等も対象	2 県
「サービス提供責任者」人数計上方法の説明について	訪問介護員等欄には、サービス提供責任者を含む訪問介護員等の人数を記入 サービス提供責任者を含む訪問介護員等の人数を記入し、そのうちサービス提供責任者を何人含んでいるかを該当する欄に記入 非常勤・非専従のサービス提供責任者がいる場合は『非常勤・専従』の欄に人数を記入	2 県 1 県 1 県
「非常勤」の説明について	1週間のうち、常勤が勤務すべき時間数を下回る勤務時間働いている職員	2 県

事 項	記載の内容	都道府県例
「常勤の時間数」の説明について	通常宿直は含めない	1 県
	常勤の従業者の勤務時間数は、勤務実績にかかわらず各事業所の就業規則や雇用契約書等で定めた時間数とする	2 県
	常勤の従業者 1 名が勤務すべき 1 週間の時間数が 32 時間未満の場合は、32 時間として算出する	1 県
職員の専従、非専従等の説明について (例)「非専従」	兼務職員、職種を兼務しているもの	5 県
	他の職種、他の事業所業務を兼務しているもの	1 県
	介護サービスと介護予防サービスの指定を両方受け、一体的に運営している事業所の従業者は、勤務実態に係わらず、複数サービスを「兼務」している者として扱うので、全て「非専従」となる	1 県
	「当該事業所内兼務」または「同一法人、同一敷地内他事業所兼務」で従事している従業者	1 県
兼務している場合の換算人数計上の方法について	予防サービス以外の他のサービス職種として従事した勤務時間を除いて、当該サービスの勤務時間をもとに算出	1 県
	兼務している職種欄全てに人数を計上（時間で割らない）	1 県
職員配置計上方法について	単に宿直として従事する介護職員、看護職員は、介護職員、看護職員人数に含めて計上しない	1 県
前年度 1 年間の採用者数について	介護保険以外の福祉施設・事業所から当該事業所に異動があった場合は新規採用者数に含む	1 県

② サービス種別にみた場合の種別固有の記載差異の状況

・訪問介護の場合

図表 参考資料－4 基本情報項目に関する記載事項とその差異(訪問介護)

事 項	記載の内容	都道府県例
身体介護中心型/生活援助中心型の1ヶ月の提供時間について	身体・生活が混在している場合、請求どおりに時間を 30 分単位で案分	3 県
	身体・生活が混在している場合は、全て身体介護に計上	1 県
	複数人の従業者が訪問した場合も、時間×人数とはならない	1 県
サービス提供時間数について	小数点第二位を切り捨て、小数点第一位まで記入	2 県
利用者の人数について	延べ人数ではなく実人数を記入	6 県

・通所介護の場合

図表 参考資料－5 基本情報項目に関する記載事項とその差異(通所介護)

事 項	記載の内容	都道府県例
利用定員について	曜日によって変動がある場合、最多利用定員帯を記入する	1 県
	「10～15 人」のような幅を持たせた表現の記入はできない	1 県
送迎車両の有無の「他の車両の形態」について	他の車両の形態欄は、リフト車両以外で何か特別な装置等がある車両を有している場合に記載いただく欄であり、普通乗用車、ワンボックスカー等を記載するものではない	3 県
食堂の面積、機能訓練室の面積について	兼用で区分不可の場合は、面積は同じ数字記入	6 県
食堂及び機能訓練室の利用者 1 人当たりの面積について	実面積を計算	1 県

・特定施設入居者生活介護の場合

図表 参考資料－6 基本情報項目に関する記載事項とその差異(特定施設入居者生活介護)

事 項	記載の内容	都道府県例
人員配置が手厚い介護サービス実施の場合について	記入年月日よりも前 1 年間の届出の有無	1 県
	記入年月日時点での状況	1 県
共同便所の設置数について	便器の数ではなく、便所のある場所を記入	5 県
緊急通報装置の設置状況について	ナースコールも緊急通報装置に含まれる	2 県

・介護老人福祉施設の場合

図表 参考資料－7 基本情報項目に関する記載事項とその差異(介護老人福祉施設)

事 項	記載の内容	都道府県例
共同便所の設置数について	便器の数ではなく、便所のある場所を記入	5 県

・訪問看護の場合

図表 参考資料－8 基本情報項目に関する記載事項とその差異(訪問看護)

事 項	記載の内容	都道府県例
特別な医療処置などを必要とする利用者の受入状況について	体制が整っており受け入れられるのであれば「あり」	3 県

(3) 調査情報項目について

調査情報については、確認事項をみたす確認材料そのものの対象について、どういった記載を含んだ記録なのか、どのようなものに限定されるのか等、解釈が分りにくくならいよう、解説や補助文あるいは言い換え等の工夫をしている取り組みが多くみられた。また、サービス種別にみると、あくまでエビデンスの例示、差異の具体例を抜粋しているに過ぎず、より包括的で分かりやすい解説が必要であると思われるものもあった。

① サービス種別共通

- ・対象限定に関する記述が、解釈が分りにくくならいよう、解説や補助文あるいは言い換え等の工夫をしている。

図表 参考資料－9 調査情報項目に関する記載事項とその差異(サービス種別共通・全体構成)

事 項	都道府県例
「確認のための材料」の事項において 「～及び～」「～又は～」「～、～」等における記載文における AND/OR 条件が一般に平易に理解できるような工夫をしている。	5 県
独居の利用者の場合の訪問介護計画の作成について、「あり」としてよいと解説	1 県

② サービス種別にみた場合の種別固有の記載差異の状況

- ・訪問介護の場合

図表 参考資料－10 調査情報項目に関する記載事項とその差異(訪問介護)

事 項	記載の内容	都道府県例
「利用者の家族が行う介護の方法について、利用者の家族に対して説明している。」について	直接、対面して行った説明の他に、文書や電話等による説明でも差し支えない	2 県

- ・通所介護の場合

図表 参考資料－11 調査情報項目に関する記載事項とその差異(通所介護)

事 項	記載の内容	都道府県例
「送迎車輛への乗降及び送迎車輛内での安全の確保のために、介助のための人員を配置している。」について	Q. 乗用車で1名を送迎するのに、運転手の他に介助者がいない場合も「なし」となるのでしょうか。 A. 介助者と送迎者は別と考えますので、「なし」となると思われます。	5 県
「当該サービスに係る計画には、機能訓練等の目標を記載している。」について	Q. 「通所介護計画に機能訓練等の目標の記載がある」の項目は、必ず機能訓練の目標がないといけないのか。 A. 「機能訓練」の目標があることが必要です。	1 県

・特定施設入居者生活介護の場合

図表 参考資料－12 調査情報項目に関する記載事項とその差異(特定施設入居者生活介護)

事 項	記載の内容	都道府県例
「体験入居を受け入れる仕組みがある。」について	対象期間内に対応した記録がない場合は「なし」とする	2 県
「協力医療機関及び協力歯科医療機関との連携を図っている。」について	協力病院を示しており、協力歯科医療機関については確認しない 協力歯科医療機関も含めて緊急連絡体制を確認する	1 県 1 県

・介護老人福祉施設の場合

図表 参考資料－13 調査情報項目に関する記載事項とその差異(介護老人福祉施設)

事 項	記載の内容	都道府県例
「地域との連携、交流等を行っている。」について	利用者の参加記録に限らず、従業者が参加した場合も「あり」とする	2 県
「利用者等ごとの能力の記録がある。」について	フェースシートやアセスメントシートに記載されている ADL の記録を確認すれば「あり」と判断してよい	5 県

・訪問看護の場合

図表 参考資料－14 調査情報項目に関する記載事項とその差異(訪問看護)

事 項	記載の内容	都道府県例
「当該サービスに係る計画に基づいて、睡眠の支援を行っている。」について	Q. 睡眠の支援とは、足浴だったり、マッサージや、生活指導などが考えられるとすると、睡前薬として薬の投与や睡眠状態の確認では、どのように判断したらよいか。 A. 当該項目は、睡眠しやすくすることを目的とした支援等を行っているかを問う項目です。看護師等により、指定基準に沿って作成された訪問看護計画上に記載されている睡眠支援に係るサービス等であれば、内容は間わないものと考えます。	3 県
	睡眠支援とは、睡眠しやすくすることを目的とした疼痛緩和のためのマッサージや足浴、生活指導等を指し、薬による睡眠の支援は、服薬指導にあたるため該当しません。	1 県
「予定していた看護職員が訪問できなくなった場合の対応手順を定めている。」について	対応した経過や結果を記載した記録のみある場合は「なし」とします 極めて小規模な事業所等で、代わりに訪問する従業者がいないために予定していたサービスを中止している場合は、その対応手順を書面で確認し「1：あり」とします	2 県 1 県

(4) 結果まとめ

本調査で収集した各都道府県の取り組み状況の整理からは、事業所や調査員からの疑義に応じて、事業所や調査員にとって親切なマニュアルの構造（重複した内容でもマニュアルの該当箇所に記載する、共通事項は順序だてた上で一括して掲載する、等）の工夫をしているほか、個別の基本情報や調査情報についても、かなり噛み碎いた説明を加えて、事業所や調査員にとって誤解が少なく使いやすい付加的解説を加えている取り組みをしている県があった。情報公表支援センターが全国レベルで出している解説ブックの記述に即しているだけで、付加的な解説や具体例の例示などをしていない取り組みもあった。

その一方で、基本情報については、同一設問項目の用語の定義や回答内容範囲限定等でも、都道府県間で記載内容に差異がみられた。具体的には、訪問介護における身体介護中心型／生活援助中心型の1か月の提供時間において両者が混在している場合の取り扱いについて都道府県間で判断が分かれしており、本来、共通であるべき事項（従業者体制の書かせ方なども含む）について、各都道府県において情報提供されているマニュアルやQ&A集で差異がある状況がわかった。

3. 記述内容の整理結果（一覧表）の見方について

情報公表制度の基本情報項目、調査情報項目に関し、各都道府県が作成している介護サービス事業者向けのマニュアル、調査票記載Q&A等を収集し、都道府県による記述内容の一致（差異）状況の抽出・整理を行った結果について、一覧表の形式にてとりまとめた。

一覧表は、基本情報項目、調査情報項目のそれぞれについて、厚生労働省が発している通知・記載要領もしくは介護サービス情報公表支援センターが出版している解説ブックと相違のある記述内容を、サービス毎に整理しているが、詳しい一覧表の見方は次のとおりである。

(1) 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

<一覧表の見方>

対象サービス		項目番号								
対象サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、制度解説ブック等に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)				北海道	岩手	山形	栃木
・5サービス共通	3	前年度1年間の採用者数 また、訪問介護員等であるサービス提供責任者を含めて記載することとし、「サービス提供責任者」欄は、「訪問介護員等」欄の再掲とすること。 採用者数には、人事異動による増を除きます。（巻頭の用語について）に記載	法人内での異動は、採用・退職に該当しない 介護保険以外の福祉施設・事業所から当該事業所に異動があった場合は新規採用者数に含む 他の介護施設(サービスが異なる場合も含む)から異動があった場合新規採用者数に含めない 対象期間中に新規指定を受けた事業所の場合、開所時に採用した従業者ではなく、その後、採用した従業者について記入 新規事業所：入力免除項目				●	●	●	●
厚生労働省通知、記載要領、制度解説ブック等に記載されている内容		各県のマニュアルの記載内容		対象の都道府県						
各基本情報項目について、厚生労働省通知、記載要領、制度解説ブック等に記載されている内容 (うち、斜字部分は、制度解説ブックにおいて補足説明がなされている箇所の記述内容)		厚生労働省通知、記載要領、制度解説ブック等に記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述		今回調査対象とした都道府県のうち、各都道府県が作成した個別のマニュアルにおいて該当する記載内容がある都道府県について●をついている。						

(2) 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

<一覧表の見方>

対象サービス		項目番号									
対象サービス	項目番号 大中小	に記載されている内容								(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	
		確認のための材料	留意点	参考	実用	参考用	備考				
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I I (1) ①	<p>重要事項を記した文書の難解な表現が備え付けの状況又は公開の状況が確認できる。</p> <p>重要事項を記した文書の難解な表現が備え付けてあり、利用申込者の求めに応じて手渡すことができる状態(例えば事業者が現物をコピーして渡せるような状況)、又は利用申込者が自由に閲覧できる状態であることを確認する(ホームページ等上で公開されている場合が多)。</p> <p>具体的な資料名は、「重要事項説明書」であることが多いが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。</p>	<p>・重要事項を記した文書は、利用申込者だけでなく、利用を希望する者は自由に見られるようにする必要がある。</p> <p>・備え付けているとは、受付で自由に持ち帰ることができる状況以外に、申し出ればコピーやプリントアウトすることができる。あるいはそのような対応が可能である旨が掲示されている場合も含みます。</p> <p>・公開しているとは、事業所内に掲示している以外に、ファイル等に纏り、自由に閲覧できる状態や、ホームページで公開している場合も含みます。</p>			●	●				
厚生労働省通知、記載要領、制度解説 ブック等に記載されている内容 各調査情報項目について、厚生労働省通知、記載要領、制度解説ブック等に記載されている内容 (うち、調査情報編解説ブックに留意点として記載されている内容は、通知ではないが、項目理解のために解説されているものである点、注意されたい。)											
各県のマニュアルの記載内容 厚生労働省通知、記載要領、制度解説ブック等に記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述											
対象の都道府県 今回調査対象とした都道府県のうち、各都道府県が作成した個別のマニュアルにおいて該当する記載内容がある都道府県について●をついている。											

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス	項目 番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)
・5サービス共通	共通	記入年月日	報告月(報告受付期間内)のいずれかの年月日 平成22年度奈良県「介護サービス情報の公表」計画で定められた報告月の1日 実際に入している日か、提出日
・5サービス共通	記入者名	省令第40条の51第2項に規定する調査客体を代表する者の名称(以下、「記入者」という)を記載すること。	なお、実際の記入担当者が行なつても構わないが、施設・事業所において、実際を受けることにより最終的な責任は、「記入者名」に記載される代表者となる。 責任者が病気療養中で長期不在の場合は職務代理者であれば良い。 事業所を代表する役職にある方(管理者、施設長、事務長等)、運営法人の代表者等、現在作成している調査票の内容に対し、責任をお持ちいただけたる立場の方のお名前を記入してください。 法人又は事業所内での所属と職名を記入してください。
・5サービス共通	所属職名	記入者の所属部署の名称及びその部署名について、記載すること。	●
・5サービス共通	法入等の種類	法人等の種類ととともに、下記から選択すること。 また、法人ではない場合には「99その他」を選択すること。	● ● ● ● ●
・5サービス共通	1 名称	当該法人等の名称を記載すること。 なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。	● ● ● ● ●
・5サービス共通	1 法人等の主たる事務所の所在地	当該法人等の主たる事務所の住所について、当該都道府県名、市区町村名、番地等を記載すること。 なお、記載内容については、登記事項等との整合性を図ること。	● ● ● ● ●
・5サービス共通	電話番号	利用者からの照会等に対応する当該法人等の電話番号を記載すること。	主なもの一つを入力して下さい。 ※印押捺印となります。携帯番号の場合ご留意下さい。 電話番号、FAX番号には、「リダイヤル」「代」のような文字は記入せず、半角数字と「-」半角ハイフンのみで記入してください。

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス	項目 番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)
1 ホームページ ドレス	1 ホームページア ドレス	当該法人等の情報が掲載されている場合に は「あり」に記すとともに、そのア ドレスを記載すること。 また、当該法人等の情報が掲載 されているホームペジがない 場合には「なし」に記すこと。 運営法人のホームページアドレスを記入	メーリアドレスではなく、ホームページアドレスを記載。 複数の事業所の情報を法へ本体のHP等に一括掲載している場合の ページのアドレス又はツツのアドレスを基本情報に記入することで差 し支えない、
・5サービス共通	1 法人等が当該 都道府県内で実 施する介護サー ビス	当該法人等が当該都道府県内 で、当該報告に係る介護サービ スを含む介護サービス(法の規 定に基づく指定又は許可を受け ている介護サービス)を実 施している場合には、介護サー ビスの種類ごとに記すと どもに、当該介護サービスを行 う事業所の数を記載すること。 さらに、そのうち主な当該事業所 の名称及びその所在地について 1つ記載すること。	か所数(法人等が道内で実施している介護サービス事業所の数を記 載、「当該報告事業所分を含む」) 複数のサービスを実施している法人等の場合には、他サービスの基本 情報の記載内容との整合性を図るために記載 介護予防支援事業所の名称ではなく、地域包括支援センター の名称等を記入)
・5サービス共通	2 事業の開始(予 定)年月日	「あり」を選んだ場合は、事 業所の数を必ず記載してください 。運営主体に「関連法人」 があり、その関連法人が介護 サービスを実施している場合 には、その関連法人が提供し ているサービスも含めてください。 *開設者、代表者が同 一または親族等である、役員 の3割以上が共通である、人 事・資金等の関係が強いな ど、特別な関係にある法人 (関連法人・系列法人)	介護予防支援市町村からの委託実施の場合こちらには該当しませ ん。 介護予防支援市町村からの委託実施の場合は報告に含めない 開運法人によりサービスを実施している場合は報告に含めない <地域密着型介護予防サービス>の「介護予防支援」は、地域包括支 援センターからの委託で実施している場合は、対象となりません ここで言う実施しているとは、介護サービス事業所としての指定、認 可を受けた上で実施しているものに限ります
・5サービス共通	3 介護保険制度開始以前も対象	当該報告に係る介護サービスの 提供を開始した年月日を記載す ること。 なお、当該報告時に当該介護 サービスの提供の開始を予定し ている事業所等にあっては、開 始予定年月日を記載すること。 介護保険の指定に関係なく、開 始した年月日を記入してください。	

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス	項目 番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)
・5サービス共通	2	指定の年月日	当該報告に係る法第70条の2 第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けた年月日を記載すること。
・5サービス共通	2	指定の更新年 月日(直近)	当該報告に係る法第70条の2 第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定の更新を受けた直年の年月日を記載すること。 なお、報告時に当該指定の更新を受けたことのない事業所については、当該指定を受けた年月日を記載すること。
・5サービス共通	3	実入数	以下の者について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る係員及び非事從に該当する者及びその合計の人数をそれぞれ記載すること。また、常勤換算人数をそれぞれ記載すること。 ①訪問介護員等(指定居宅サービス基準第5条第1項に規定する「訪問介護員等」という)以下、この事項において同じ) 訪問介護員等欄には、訪問介護員等あるが、常勤換算員等であるサービス提供責任者を含めること。 ②うちサービス提供責任者(指定居宅サービス基準第5条第2項に規定する「サービス提供責任者」をいう。以下、同じ)サービス提供責任者に係るサービスの再掲すること。 ③事務員 ④その他の従業者 実人数の欄は整数値を記載してください。 常勤換算については以下の計算式で算出してください。 ・「常勤職員の1週間の勤務時間」 ＝常勤職員が定めている1週間の勤務時間 「常勤の従業者の勤務時間」 ＝常勤の従業者の勤務時間数は、勤務実績にかかわらず各事業所の就業規則や雇用契約書等で定めた時間数としてください。 常勤の従業者の考え方方… 常勤の時間数の考え方方… 常勤の時間数は2時間未満の場合には、常勤の従業者1名が勤務すべき1週間の時間数を2時間未満の場合は、32時間として算出

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス	項目 番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容	(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	北海道	岩手	山形	福井	山梨	三重	長野	京都	奈良	山口	宮崎	鹿児島	沖縄
5サービス共通																
		非専従… 他の職種、他の事業所業務を兼務しているもの														
		非専従… 介護サービスと介護予防サービスの指定を両方受け、一体的に運営している事業所の従業者は、勤務実態に係わらず、複数サービスを兼務している者として扱いますので、全て「非専従」となります。	●													
		非専従… 「当該事業所内兼務または同一法人、同一敷地内地事業所兼務」で從事している従業者	●													
		非専従… 他の職種と兼務している者	●													
		管理者… 管理者は従業者に含まない	●													
		管理者… 管理者が他の職種を兼務している場合のみ「常勤・非専従」として計算上…	●													
		兼務している職種欄全てに人数を計上(時間で割らない)														
		管理者… 管理者がサービス提供責任者と兼務の場合、「常勤・専従」として計算上。ただし常勤換算入数欄は計算の上記入	●													
		管理者… サービスに直接係る職種を兼務している場合は、常勤・非常勤として人数に加える。														
		管理者… 管理者としての勤務時間を除いた時間をもとに算出	●													
		サービス提供責任者… 訪問介護員等欄には、サービス提供責任者を含む訪問介護員等の人数を記入	●													
		サービス提供責任者… サービス提供責任者を含む訪問介護員等の人数を記入し、そのうちサービス提供責任者を何人含んでいかるかを該当する欄に記入	●													
		サービス提供責任者… 非常勤・非専従のサービス提供責任者がいる場合は「非常勤・専従」の欄に人数を記入してください。	●													
		サービス提供責任者… 乗務している場合の換算入数計上の方法…	●													
		乗務している場合の職種欄全てに人数を計上(時間で割らない)	●													
		乗務している場合の換算入数計上の方法… 予防サービス以外の他のサービス職種として從事した勤務時間を除いて、当該サービスの勤務時間ももとに算出	●													
		乗務している場合の換算入数計上の方法… 主サービスと予防サービスを一體的に実施している場合は、合算して記載	●													

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス	項目 番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)
・サービス共通	3	1週間のうち、常勤労働時間数で定められた常勤職員1人あたりの一週間の労働時間数を記入。 なお、職種により常勤の従業者が勤務するべき時間数の延べ時間数を記載すること。	就業規則等で定められた常勤職員1人あたりの一週間の労働時間数を記入。 32時間から40時間内で記入してください。32時間未満の場合32時間、40時間以上の場合は40時間と記入してください。 超過労働を除く勤業規制等で定められた時間 例: 1日8時間勤務で週休2日であれば、8時間 × 5日 = 40時間
・訪問介護 ・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	3	従業者である(訪問介護員等)が有している資格 複数の資格を取得している場合は、重複計上してください。	以下の資格を有する訪問介護員 ・常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る者の人数をそれぞれ記載すること。 また、訪問介護員等であるサービス提供責任者を会員で記載することとし、サービス提供責任者欄は、「訪問介護員等」欄の再掲とし、前項目の訪問介護員等の『実人頭数の人数との整合性にご注意ください』訪問介護
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	3	従業者である(訪問介護員等)が有している資格 複数の資格を取得している場合は、重複計上してください。	介護職員基礎研修とは、「介護福祉士を目指してより専門的な知識・技術を獲得していくための基盤を形成することを目指し、平成18年度より開設された」研修という。 「ホームヘルパー」は「訪問介護員」と同一の養成研修修了者ではありますから、当報告においては「訪問介護員1~3級の欄に該当する人数を記入」「訪問介護員養成研修に相当するむじびて都道府県知事が認めた研修の修了者」としては、「家庭奉仕員講習会」等の他、看護師、准看護師、保健師資格も該当
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	3	従業者である機能訓練指導員 ・通所介護 ・介護老人福祉施設	以下の資格を有する、当該有料老人ホーム又は当該経験指導員について、常勤及び非常勤の勤務形態別に、当該業務に係る専従及び非専従に該当する者の人数を記載すること。 複数の資格を取得している場合は、重複計上してください。

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス	項目 番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)
・特定施設入居者生活介護	3	夜勤(宿直を除く)を行う看護職員及び介護職員の人数	記入年月日の前月の実績で算出 「最小時の人數」には、看護・介護を行ったために夜間配置する最少人 数を記入してください。 この場合、單に宿直として夜間勤務に從事する者(看護・介護対応をしない者)は除いてください。 「平均の入数」には、毎入浴前月の1ヶ月分の実績から、看護・介護のために夜間勤務に就いた者の平均人數を算出
・通所介護	3	従業者である生活相談員が有している資格	以下の資格を有する生活相談員 について、常勤及び非常勤の勤務形別に、当該業務に係る専従及び非專従に該当する者の人 数をそれぞれ記載すること。 ①社会福祉士②社会福祉主事 複数の資格を取得している場合は、重複計算してください。
・5サービス共通	3	管理者の他の業務との兼務の有無	管理者が当該報告に係る介護サービスの管理者以外の職務を 兼務すること。「管理者が有している」に 当該報告に係る介護サービスに 係る資格等欄には、管理者が 当該報告に係る介護サービスに 係る資格等を有している場合に は、ありとどもに、その 資格等の名称を記載すること。
・訪問介護員 ・訪問看護	3	(訪問介護員 等)1人当たりの 1か月のサービス 提供時間数	「4個のサービスの内容に関する事項」の(1)介護サービスの利用者への提供実績のうち、「身体介護を中心型の1か月の提供時間数」及び「生活援助を中心型の1か月の提供時間の合計時間数」を、美人数で除じた時間数を記載すること。 計算結果は少數点第2位を切り捨て、少數点第1位まで記入(訪問介 護) 訪問介護員等1人当たりの1か月のサービス提供時間数に予防時間 間は含まず計算して下さい。 この項目の『1か月の提供時間』は訪問看護と介護訪問看護を合 計した時間とします (訪問看護) 新規事業開業については、記入不要 時間表記でなく、数値で記入

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス	項目 番号	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等 に記載されている内容)												
		北海道	岩手	山形	福井	山梨	三重	長野	京都	奈良	山口	宮崎	鹿児島	沖縄
・特定施設入居者生活介護 ・通所介護 ・介護老人福祉施設	3	(看護職員及び介護職員1人当りの特定施設入居者生活介護の構成に当たる従業者の人数及びその割合)の合計で除した人数を記載すること。 「入居者的人数」は「自立」を除いた「要介護」と「要支援」の合計人数 （有料老人ホーム） 入所者の入数には短期入所者生活介護及びその予防（要支援1、2） 入居者合計に半分（要支援1、2）・自立の方は含まれ計算して下さい。 （通所介護） 少數点第2位まで記入	●											
・介護老人福祉施設	3	介護老人福祉施設と短期入所と介護予防短期入所を…併的に行う場合は、要介護者と要支援者の合計で入所者の人数とします 新規事業前様については、記入不要	●											
・介護老人福祉施設	3	夜勤(宿直を除く)を行う当該介護老人福祉施設における夜間勤務員及び介護職員のうち、夜間時間帯の最も短時及び平均の人数を記載すること。 なお、記載内容については、当該施設の夜勤を行う一般的な人材体制を踏まえること。 1日当たりの最少人數、平均人數を記入してください。	●											
・サービス共通	3	前年度4年間の採用者数 前年度4年間の前年度(年間)配入年月日を含む各道府県における金計年度の前年度の当該事業所における訪問介護員等の従業者数を、常勤及び非常勤の勤務形態別に記載すること。 また、訪問介護員等であるサービス提供責任者を含めて記載することとし、「サービス提供責任者」欄は、「訪問介護員等」欄の再掲とすること。 採用者数には、人事異動による増減を除きます。（※請の用語について）に記載	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス	項目 番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等)には記載のない記述
・5サービス共通	3	前年度1年間の 退職者数	法人内の異動は、採用・退職に該当しない 新規事業所・入力免除項目
・5サービス共通	3	前年度1年間の 退職者数	また、訪問介護員等であるサービス提供責任者を含めて記載することとし、サービス提供責任者は、訪問介護員等欄の再掲すること。 退職者数には、人事異動による雇用を除きます。(参考の用語について)に記載
・5サービス共通	3	業務に従事した 経験年数	訪問介護員等の当該業務に従事した経験年数について、1年未満、1年～3年未満、3年～5年未満、5年～10年未満及び10年以上経験を有する者に該当する人数を記載すること。 また、訪問介護員等であるサービス提供責任者を含めて記載することとし、「サービス提供責任者欄」、「訪問介護員等欄」の再掲とすること。 事業所での従業年数ではなく、当該職種に従事した年数について記入してください。
・5サービス共通	3	従業者の健康 診断の実施状 況	介護保険法の施行の前後に限り、高齢者を対象とする保健医療福祉施設サービスの分野における当該職種に従事した年数 この欄の合計が前記の「職種別の従業者の数」の合計と同じ数になつていてること 新従業者の人数ではありません 前年度年間の採用者・退職者についての経験年数の記入ではありません 記入年月日より前1年間の状況 全での従業者の健康診断を実施している場合にはあり」と記すこと。 なお、全ての従業者とは、健康診断を受けないと希望した者を除いて、労働安全衛生法第66条第1項に規定する健康診断を義務付けられた者以外も含るものとする。

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス	項目 番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	北海道	岩手	山形	栃木	埼玉	千葉	神奈川	福井	山梨	三重	長野	京都	奈良	山口	宮崎	鹿児島	沖縄
・5サービス共通	4	事業所の運営に事業の目的、事業の運営等について記載すること。なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第189条に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。																		
・訪問介護 ・通所介護 ・訪問看護	4	事業所の営業時間 当該事業所の受付対応が可能な通常の時間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。 また、「定休日」欄には、当該事業所の定休日を記載すること。さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の時間帯等を記載すること。 なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第29条に規定する運営規程等と整合性を図ること。	介護保険の指導基準において、「運営規定」として定めることになつている「事業の目的及び運営の方針」を記入してください。 24時間表記 記入例：0時00分～24時00分	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
・訪問介護	4	(訪問介護を利用できる時間 時間欄は注意入力になりました)	「運営規程」等に記載のある営業時間帯(電話等の受付対応が可能な時間)を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に24時間制で記入してください。 休業の場合は記入しないでください。 休業の場合は注意入力になりました	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
・5サービス共通	4	(訪問介護を利用できる時間 時間欄は注意入力になりました)	利用者が指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護を利用することが可能な時間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。 また、「留意事項」欄には、指定訪問介護を利用する時間にに関する制限事項等について記載すること。 また、当該留意事項がない場合にはその旨を記載すること。 24時間表記 記入例：0時00分～24時00分	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス	項目 番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)
・訪問介護	4	訪問介護費用のうち、介護報酬の算定の届出等を受けていた場合には「あり」に記載する事項	記入年月日より前1年間における実績を報告 当該査定報告時ににおいて、体制加算は「届出」の有無を体制加算以外は「実績」の有無を記入 届出のみの場合は、「なし」を選択してください。
・訪問介護	4	通院等乗介助の実施の有無	記入年月日より前1年間における実績 の介助を実施している場合には「あり」に記すこと。
・訪問介護	4	緊急時訪問介助の算定基準(介護報酬の加算)の有無	記入年月日より前1年間における実績 において、指定居宅サービス報酬基別表・指定居宅サービス報酬給付単位数表「1.訪問介護費、注13に規定する「緊急時訪問介護加算」を受けた場合には「あり」に記すこと。
・訪問看護	4	緊急時訪問看護の実施(介護報酬の加算)の有無	記入年月日より前1年間ににおいて、指定居宅サービス報酬基別表・指定居宅サービス報酬給付単位数表「3.訪問看護費、注8に規定する「緊急時訪問看護料」を受けた場合には「あり」に記すこと。

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス	項目 番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)
・訪問看護	4	特別な医療処置 以下的事項を実施している場合 必要とする利用者の受入 などを必要とする 状況	体制が整つており受け入れられてるのではあるが、「あり」 さらに「その他、欄には、以下の事項以外の特別な医療処置等を 必要とする利用者の受け入れを 実施している場合には「あり」に 記すとともに、その内容を記載す ること。 ①経管栄養法(胃ろうを含む)② 在宅中心静脈栄養法(VH)③ 点滴・静脈注射④膀胱留置カ テーラル⑤胃ろう・膀胱ろう⑥ 吸痰法(レスピレーター)⑦人工呼 吸器⑧在宅自己腹膜透析 (CAPD)⑨人工肛門(ストマ)⑩ 人工肺洗浄⑪気管カニューラ⑫ 吸引⑬麻薬を用いた疼痛管理
・訪問看護	4	在宅での看取り (ターミナルケア)の対応の有 無	記入欄に列挙された医療処置 について、「なし」か「あ り」のいずれかを選択なく○ で選んでください。 列挙された医療処置以外で、 事業所としてアピールしたい ものがあれば、「介護サービ スの提供内容に属する特色 等」の自由記載欄に入れて ください。
・訪問看護	4	在宅での看取り (ターミナルケア)の対応の有 無	可能な場合は「あり」
・訪問看護	4	サービス提供体 制強化加算(介 護報酬の有無)	届出の有無を選択 記入年月日の前月から前1年間 において、指定居宅サービス報 酬基準別収支報告書「3 訪問 看護費」に規定する「サービス 提供体制強化加算」を受けた場 合には「あり」に記すこと。
・訪問介護	4	身体介護中心 型の「け」の提 供時間	届出の有無を選択 身体・生活が現在している場合、請求どおりに時間帯を30分単位で零分 入年月日の前月において介護 報酬を請求した介護サービスに 係る指定居宅サービス報酬基準 別収支報告書「1 訪問介護費」 に規定する時間数、生活援助 費単位数表「1 訪問介護費」 に規定する時間数、生活援助 費単位数を「1回の訪問時間」 が中心である場合、複数人の従業者が訪問した場合も、時間×人数とはなりませんので、 ご注意ください。 こちらの時間には予防は入れない

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)
・訪問介護	4 生活援助中心型のヶ月の提供時間	記入年月日の前月において介護サービスに報酬を請求した介護サービス報酬基準による指定居宅サービス介護料別表「指定居宅サービス介護料」付費単位数表」「訪問介護費」「口生活援助が中心である場合における場合に記録する時間数(なお、身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き生活援助が中心である指定訪問介護を行つたときにおける計算した時間数については、これに合算すること)」の合計を記載すること。	身体・生活が現在している場合、請求どおりに時間をお30分単位で乗算して記載する。 身体・生活が現在している場合は、全て身体介護
・訪問介護	4 通院等乗降介助中心型の1ヶ月の提供回数	記入年月日の前月において介護サービスに報酬を請求した介護サービス報酬基準による指定居宅サービス介護料別表「指定居宅サービス介護料」付費単位数表」「訪問介護費」「ハート病院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」に規定する回数の合計を記載すること。	こちらの時間には予防は入れない
・訪問介護	4 利用者の人数	記入年月日の前月における介護サービスの利用者数及びその前年同月における介護報酬を請求した介護サービスの利用者数について、前年同月の請求実績のみ記載	要支援(1、2)又は要介護(経過的要介護、要介護1、2、3、4及び5)に該当する人數及びその合計をそれぞれ記載
		記入年月日を含む月の前月と、前年同月のヶ月の利用者数の実績を、請求実績をベースとして記入してください。	●
		なお、介護保険制度を利用していいな利用者については利用者人數として算定する必要はありません。	●

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等に記載されている内容	(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等)には記載のない記述)	北海道	岩手	山形	福井	山梨	三重	長野	京都	奈良	山口	宮崎	鹿児島	沖縄
・訪問看護	4	訪問看護の実施状況	利用者数(欄には、当該訪問看護者数を記入) 訪問看護を提供した全ての者について、性別及び年齢別 (10歳未満、10歳代、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳代、80歳代及び90歳以上)に該当する人数及びその合計の人数を記載すること。 なお、当該欄の記載内容については、記入年月日の前月の内容とする。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
・特定施設入居者生活介護	4	個別機能訓練の実施(介護報酬の加算)の有無	利用者数(年齢別を含む)を記入する際に、該当する利用者がいない場合は「0」と記入してください。 なお医療保険摘要の利用者や自費負担の利用者の数を改めて記入してください。	記入年月日の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス報酬給付費単位数表」[10]特定施設入居者生活介護費(注2)に規定する「専門看護体制加算」を受けた場合には(アリ)に記すこと。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
・特定施設入居者生活介護	4	夜間看護体制(介護報酬の加算)の有無	記入年月日の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス報酬給付費単位数表」[10]特定施設入居者生活介護費(注3)に規定する「夜間看護体制加算」に規定する加算を受けた場合には(アリ)に記すこと。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
・特定施設入居者生活介護	4	医療機関連携(介護報酬の加算)の有無	特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について(平成12年3月30日老企第52号)に規定する「2. 保険給付対象外の介護サービス費用を受領できる場合」(1)人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料(①又は②のいずれかの要件を満たす場合(以下、「人員配置が手厚い介護サービス」)には、アリ)に記すこと。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
・有料老人ホーム	4	人員配置が手厚い介護サービス実施の有無	記入年月日の前月から前1年間において、指定居宅サービス報酬基準別表「指定居宅サービス報酬給付費単位数表」[10]特定施設入居者生活介護費(注3)に規定する「夜間看護体制加算」に規定する加算を受けた場合には(アリ)に記すこと。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス 番号	項目 番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	北海道 岩手 山形 福井 山梨 三重 長野 京都 奈良 山口 宮崎 鹿児島 沖縄 複数可
有料老人ホーム 老人福祉施設	4	協力医療機 関)の名称 協力歯科医療 機関	指定居宅サービス基準第191条 第1項に規定する協力医療機関 の名称を記載するどもに、その 協力の内容について記載するこ と。	
・特定施設入居 者生活介護	4	協力医療機 関)の名称 協力歯科医療 機関	協力医療機関名と、協力医療 機関との契約内容について記 入してください。契約内容に ついては、参看料目等を含 具体的に記入してください。	●
・特定施設入居 者生活介護	4	一時介護室へ 移る場合 (判断基準 手 継ぎについて) (その内容)	一時介護室への住み替えを行わない場合、『判断基準・手続きについ て』において『居室利用権の取扱い』の項目については、「一時介護室へ の住み替えなし」と記入	●
・特定施設入居 者生活介護	4	介護居室へ移る 場合 (判断基準 手 継ぎについて) (その内容)	介護居室への住み替えを行わない場合、『判断基準・手続きについ て』において『居室利用権の取扱い』の項目については、「介護居室への 住み替えなし」と記入	●
・特定施設入居 者生活介護	4	入居定員 (その内容)	未記入のまま提出されているケースがあります。 定員の数を必ず記入してください。	●
・特定施設入居 者生活介護	4	入居者の人数 年齢	特定施設入居者生活介護の提 供を受けた有料老人ホーム又は 登録せしホームの入居者の定 員を記載すること。 なお、記載内容については、指 定居宅サービス基準第189条に 規定する運営規程の内容等との 整合性を図ること。	●
・特定施設入居 者生活介護	4	入居者の平均 年齢	有料老人ホーム又は軽費老人 ホームの入居者について、年齢 (65歳未満、65歳以上75歳未 満、75歳以上85歳未満及び85 歳以上)別に、自立、要支援要 介護1、2、3、4及び5)に該当する 者を記載すること。	●
・特定施設入居 者生活介護	4	入居者の男女 別入居数	有料老人ホーム又は軽費老人 ホームの入居者の平均年齢を小 数点第1位まで記載すること。 記入年月日の前月末日	●
・特定施設入居 者生活介護	4	入居者の男女 別入居数	有料老人ホームの入居者について、男女 別に入居する者的人数を記載 すること。 記入年月日の前月末日	●

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス	項目 番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等)には記載のない記述	北海道 岩手 山形 福井 山梨 三重 長野 京都 奈良 山口 宮崎 鹿児島 沖縄
・特定施設入居者生活介護	4 入居率(一時的 に不在となる いる者を含む)	有料老人ホーム又は 料老人ホームの入居者数を、 有料老人ホーム又は 料老人ホームの入 居定員で除じて数を記載するこ と。	記入年月日を含む年度の前年 度における有料老人ホーム又は 料老人ホームを退居した者の 数について、その退居先(自宅等、介 護施設、特別養護老人ホー ム以外の社会福祉施設、医療機 関、死亡者、その他)別に、自 立、要支援、要支擇(及び2)及 び介護要介護(1、2、3、4及 び5)に該当する者の人数を記載 すること。	●
・特定施設入居者生活介護	4 前年度の有料 老人ホーム又は 料老人ホームを 退去した者の 人数	記入年月日を含む年度の前年 度における有料老人ホーム又は 料老人ホームを退居した者の 数について、その退居先(自宅等、介 護施設、特別養護老人ホー ム以外の社会福祉施設、医療機 関、死亡者、その他)別に、自 立、要支援、要支擇(及び2)及 び介護要介護(1、2、3、4及 び5)に該当する者の人数を記載 すること。	●	
・特定施設入居者生活介護	4 入居期間	有料老人ホーム又は 料老人ホームの入居者について、その 入居期間(6か月未満、6か月以 上1年未満、1年以上5年未満、5年以 上10年未満、10年以上 15年未満及び15年以上)別に 該当する者の人数を記載するこ と。	記入年月日を含む年度の前年 度における有料老人ホーム又は 料老人ホームを退居した者の 数について、その退居先(自宅等、介 護施設、特別養護老人ホー ム以外の社会福祉施設、医療機 関、死亡者、その他)別に、自 立、要支援、要支擇(及び2)及 び介護要介護(1、2、3、4及 び5)に該当する者の人数を記載 すること。	●
・特定施設入居者生活介護	4 居室の状況	利用者の処遇上必要な場合で あって、その居室を配偶者等と 利用している場合には、個室とし て取り扱うこと。	必要に応じて、その居室を配偶者等と利用している場合には、個室と して取扱い、人數欄は未記入にしてください。	●
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	4 共同便所の設置 数	入居者の個室以外に設置された 共用便所及び男女共同便所、 女子便所及び男女共同便所の 数を記載とともに、そのうち 車いす等の対応が可能な便所 の数をそれぞれ記載すること。 多床室の廻所は、多床室内の複数の利用者の共用なので、公用に當 てはまるもの、また、廊下等に設置してあるものも含まれる(老人福祉 施設)	便器の数ではなく、便所のある場所を記入	● ● ● ● ●
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	4 個室の便所の設置 数	入居者の個室の便所の数を記 載するどもに、当該個室における 便所の設置割合及び車いす等 の対応が可能な便所の数をそれ ぞれ記載すること。	ドータブルトイレは対象としません。 便器の数ではなく、便所のある場所を記入	● ● ● ● ●
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	4 「居室の状況」で報告した「個室」のうち、便所を設置している居室数を 記入	「居室の状況」で報告した「個室」のうち、便所を設置している居室数を 記入	● ●	

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス	項目 番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)
・特定施設入居者生活介護 ・通所介護 ・介護老人福祉施設	4	浴室の設備の状況 浴室の総数を記載するとともに、個浴、大浴槽、特殊浴槽及びシャワーフロアに該当する数をそれぞれ記載すること。	「浴室の総数」には浴室の室数、「個浴」「大浴槽」「特殊浴槽」「ワット浴室」については室数ではなく、設備の個数を記入すること。
・特定施設入居者生活介護	4	浴室の設備に関する留意事項等について記載すること。 さらに、「その他の浴室の設備に関する留意事項等については記載すること。	「その他の浴室設備がある場合(例:シャワー設備)」には、「その他の浴室の設備の状況(例:シャワー室が1室か2室か等)」を記入して下さい。その際には、「浴室の総数」にその設備も含めて総数を記入して下さい。
・特定施設入居者生活介護	4	緊急通報装置の設置状況 緊急通報装置を全ての居室内(-一般居室、介護居室及び一時介護室をいう)に設置している場合は、「各居室内にあり」に記すこと。 また、当該設備を一部の居室内に設置している場合には、「一部あり」に記すこと。	「ナースコール」も緊急通報装置に含まれます。
・特定施設入居者生活介護	4	事業所の敷地に当該敷地を当事業所が運営することは、法人が所有している場合に記入してください。	法人が一部または全部を所有している場合でも、抵当権の設定について記入してください。
・特定施設入居者生活介護	4	事業所の敷地に当該敷地を当事業所が運営することは、法人が所有している場合に記入してください。	法人が一部または全部を所有している場合でも、抵当権の設定について記入してください。
・通所介護	4	個別機能訓練の実施(Ⅰ)(介護報酬の加算) の有無	記入年月日の前月から前1年間ににおいて、指定居住サービス報酬基準別表「6通所介護給付費単位数表」(注7)に規定する個別機能訓練附加算(Ⅰ)を受けた場合は「あり」に記すこと。
・通所介護	4	個別機能訓練(Ⅱ)(介護報酬の加算) の有無	記入年月日の前月から前1年間ににおいて、指定居住サービス報酬基準別表「6通所介護給付費単位数表」(注7)に規定する個別機能訓練附加算(Ⅱ)を受けた場合は「あり」に記すこと。

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス	項目 番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)
・通所介護	4	入浴介助の実施(介護報酬の有無 (介護報酬の加算))の有無	記入年月日の前月から前1年間 において、指定居宅サービス報酬基準別表「6 通所介護料」注6に規定する入浴介助に係る加算を受けた場合にはあり」に記すこと。
・通所介護	4	若年性認知症利用者の受け入れ (介護報酬の実施(介護報酬の加算))の有無	記入年月日の前月から前1年間 において、指定居宅サービス報酬基準別表「6 通所介護料」注8に規定する「若年性認知症利用者受け入れ加算」を受けた場合にはあり」に記すこと。
・通所介護	4	栄養改善サービスの実施(介護報酬の加算)の有無	記入年月日の前月から前1年間 において、指定居宅サービス報酬基準別表「6 通所介護料」注9に規定する「栄養改善加算」を受けた場合には「あり」に記すこと。
・通所介護	4	口腔機能向上サービスの実施(介護報酬の加算)の有無	記入年月日の前月から前1年間 において、指定居宅サービス報酬基準別表「6 通所介護料」注10に規定する「口腔機能向上加算」を受けた場合には「あり」に記すこと。
・通所介護	4	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) (介護報酬の加算)の有無	記入年月日の前月から前1年間 において、指定居宅サービス報酬基準別表「6 通所介護料」注11に規定する「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)」を受けた場合には「あり」に記すこと。
・通所介護	4	利用定員	当該事業所の利用定員を記載すること。 なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第100条に規定する運営規程の内容等との整合性を図ること。 ※「10～15人」のような幅を持たせた表現の記入はできませんのでご注意ください。
			記入年月日の前月末日の状況を報告

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス	項目 番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)
・通所介護	4	建物の構造	a 「配置階」当該事業所を置いている階数を記載すること。 b 「地上階」当該事業所を置いている建物の地上の階数を記載すること。 c 「地下階」当該事業所を置いている建物の地下の階数を記載すること。
・通所介護	4	送迎車両の有無	他の車両の形態欄は、リフト車両以外で何か特別な装置等がある車両を有している場合に記載いたく欄であり、普通乗用車、ワンボックスカー等を記載するものではありません。 他の車両の設置状況欄には、送迎車両のうち、当該事業所が利用者の送迎のための車両が利用不可能なリフト車両(以下リフト車両)という欄を有している場合には、「あり」に記すとともに、リフト車両の保有台数を記載すること。 「他の車両の形態」欄には、リフト車両以外で特記すべき車両を有している場合には、「あり」に記すとともに、特記すべき主な車両の形態、特徴等を記載すること。
・通所介護	4	食堂の面積 機能訓練室の面積	食堂の面積を用いて記載すること。 機能訓練室の面積を平方メートルを用いて記載すること。 なお、記載内容については、指定居宅サービス基準第2項に規定する設備の基準等との整合性を図ること。
・通所介護	4	食堂及び機能訓練室の利用定員数 1人当たりの面積	食堂及び機能訓練室の面積を用いて記載すること。 1人当たりの面積については、実面積を計算のこと。 食堂及び機能訓練室の面積を用いて記載すること。 通所介護の指定を受けた際に届けた面積を記入してください。 食堂及び機能訓練室の面積について、届けた合計の面積を記入してください。

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス	項目 番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)
・通所介護	4	便所の設置数 男子便所、女子便所及び男女共用便所の数を記載するなどに、そのうち車いす等の対応が可能な便所の数をそれぞれ記載すること。	便器の数ではなく、便所のある場所の数を記入
・介護老人福祉 施設	4	日常生活継続 支援加算(介護報酬の加算)の有無	記入年月日の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表「1介護報酬付費単位数表」「1介護報酬付費単位数表」(注5)に規定する「日常生活継続支援加算」を受けた場合には「あり」に記すこと。
・介護老人福祉 施設	4	看護体制加算 (I)(Ⅱ)の記載の有無 の加算の有無	記入年月日の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表「1介護報酬付費単位数表」「1介護報酬付費単位数表」(注6)に規定する「看護体制加算(I)」を受けた場合には「あり」に記すこと。
・介護老人福祉 施設	4	看護体制加算 (II)(Ⅲ)の記載の有無 の加算の有無	記入年月日の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表「1介護報酬付費単位数表」「1介護報酬付費単位数表」(注6)に規定する「看護体制加算(II)」を受けた場合には「あり」に記すこと。
・介護老人福祉 施設	4	夜勤職員配置 加算(介護報酬の加算)の有無	記入年月日の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表「1介護報酬付費単位数表」「1介護報酬付費単位数表」(注7)に規定する「夜勤職員配置加算」を受けた場合には「あり」に記すこと。
・介護老人福祉 施設	4	准ユニットケア (介護報酬の加算)の有無	記入年月日の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表「1介護報酬付費単位数表」「1介護報酬付費単位数表」(注8)に規定する「准ユニットケア加算」を受けた場合には「あり」に記すこと。
・介護老人福祉 施設	4	個別機能訓練 の実績(介護報酬の加算)の有無	記入年月日の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表「1介護報酬付費単位数表」「1介護報酬付費単位数表」(注9)に規定する「個別機能訓練加算」を受けた場合には「あり」に記すこと。
・介護老人福祉 施設	4		●

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)
・介護老人福祉施設	4	若年性認知症入所者の受入(介護報酬の加算)の有無	記入年月日の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス報酬基準別表」、「1介護福祉施設サービス」注10に規定する「若年性認知症入所者受入」記すこと。
・介護老人福祉施設	4	車従の常勤医師の配置(介護報酬の加算)の有無	記入年月日の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス報酬基準別表」、「1介護福祉施設サービス」注11に規定する「車ら当該施設の職務に従事する常勤の医師の配置に係る加算を受けた場合にはあり」に記すこと。
・介護老人福祉施設	4	精神科医師による2回以上の看護指導(介護報酬の加算)の有無	記入年月日の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス報酬基準別表」、「1介護福祉施設サービス」注12に規定する「認知症である入所者に対する精神科医師による2回以上の看護指導に係る加算を受けた場合にはあり」に記すこと。
・介護老人福祉施設	4	車従の看護者生活支援員の配置(介護報酬の加算)の有無	記入年月日の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス報酬基準別表」、「1介護福祉施設サービス」注13に規定する「障害者生活支援体制加算」を受けた場合にはあり」に記すこと。
・介護老人福祉施設	4	退所前後訪問相談援助の実績(介護報酬の加算)の有無	記入年月日の前月から前1年間において、指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス報酬基準別表」、「1介護福祉施設サービス」注14に規定する「退所前後訪問相談援助加算」を受けた場合にはあり」に記すこと。

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス 番号	項目 番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)
・介護老人福祉 施設	4	退所時相談報酬 における実施(介護 報酬の加算)の 有無	記入年月日の前月から前1年間 において、指定施設サービス報 酬基準別表「指定施設サービス報 酬基準別表」、「1介 護福祉施設サービス」「2介 護福祉施設サービス」「3介 護福祉施設サービス」に規定する (2)退所時相談報酬加算」を受 けた場合には「あり」に記すこと。 記入年月日よりも前1年間の実績の有無
・介護老人福祉 施設	4	退所前連携の 実施(介護報酬 の加算)の有無	記入年月日の前月から前1年間 において、指定施設サービス報 酬基準別表「指定施設サービス報 酬基準別表」、「1介 護福祉施設サービス」「2介 護福祉施設サービス」「3介 護福祉施設サービス」に規定する (3)退所前連携加算」を受けた場 合には「あり」に記すこと。
・介護老人福祉 施設	4	栄養マネジメント の実施(介護報 酬の加算)の有 無	記入年月日の前月から前1年間 において、指定施設サービス報 酬基準別表「指定施設サービス報 酬基準別表」、「1介 護福祉施設サービス」「3介 護福祉施設サービス」に規定 する「栄養マネジメント加算」を受 けた場合には「あり」に記すこと。 記入年月日よりも前1年間の実績の有無
・介護老人福祉 施設	4	経管栄養の入 所者に対する経 口移行の加 算(介護報酬 の加算)の有無	記入年月日の前月から前1年間 において、指定施設サービス報 酬基準別表「指定施設サービス報 酬基準別表」、「1介 護福祉施設サービス」「3介 護福祉施設サービス」に規定 する「経口移行加算」を受けた場 合には「あり」に記すこと。
・介護老人福祉 施設	4	認職が認められ る入所者に対する 経口維持の実 施(介護報酬 の加算)の有無	記入年月日の前月から前1年間 において、指定施設サービス報 酬基準別表「指定施設サービス報 酬基準別表」、「1介 護福祉施設サービス」「3介 護福祉施設サービス」に規定 する「経口維持加算」を受けた場合 には「あり」に記すこと。
・介護老人福祉 施設	4	口腔機能維持 管理加算(介護 報酬の加算) の有無	記入年月日の前月から前1年間 において、指定施設サービス報 酬基準別表「指定施設サービス報 酬基準別表」、「1介 護福祉施設サービス」「3介 護福祉施設サービス」に規定 する「口腔機能維持管理加算」を 受けた場合には「あり」に記すこと。

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス 番号	項目 番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)
・介護老人福祉 施設	4	療養食の実施 (介護報酬の加算)の有無	記入年月日の前月から前1年間 において、指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス報酬基準別表」、「1介護報酬付費単位数表」、「1介護報酬付費単位数表(II)」に規定する「療養食加算」を受けた場合には「あり」と記すこと。
・介護老人福祉 施設	4	看取り看護の実施 (介護報酬の加算)の有無	記入年月日の前月から前1年間 において、指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス報酬基準別表」、「1介護報酬付費単位数表」、「1介護報酬付費単位数表(II)」に規定する「看取り介護加算」を受けた場合には「あり」と記すこと。
・介護老人福祉 施設	4	在宅復帰支援 機能(介護報酬の加算)の有無	記入年月日の前月から前1年間 において、指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス報酬基準別表」、「1介護報酬付費単位数表」、「1介護報酬付費単位数表(II)」に規定する「在宅復帰支援機能加算」を受けた場合には「あり」と記すこと。
・介護老人福祉 施設	4	在宅・入所相互 利用の実施(介 護報酬の加算) の有無	記入年月日の前月から前1年間 において、指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス報酬基準別表」、「1介護報酬付費単位数表」、「1介護報酬付費単位数表(II)」に規定する「在宅・入所相互利用加算」を受けた場合には「あり」と記すこと。
・介護老人福祉 施設	4	認知症専門ケア 加算(Ⅰ)(介護 報酬の加算)の 有無	記入年月日の前月から前1年間 において、指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス報酬基準別表」、「1介護報酬付費単位数表」、「1介護報酬付費単位数表(II)」に規定する「認知症専門ケア加算(Ⅰ)」を受けた場合には「あり」と記すこと。
・介護老人福祉 施設	4	認知症専門ケア 加算(Ⅱ)(介護 報酬の加算)の 有無	記入年月日の前月から前1年間 において、指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス報酬基準別表」、「1介護報酬付費単位数表」、「1介護報酬付費単位数表(II)」に規定する「認知症専門ケア加算(Ⅱ)」を受けた場合には「あり」と記すこと。
・介護老人福祉 施設	4	サービス提供体 制強化加算 (Ⅰ)(介護報酬 の加算)の 有無	記入年月日の前月から前1年間 において、指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス報酬基準別表」、「1介護報酬付費単位数表」、「1介護報酬付費単位数表(II)」に規定する「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)」を受けた場合には「あり」と記すこと。
・介護老人福祉 施設	4		記入年月日の前月から前1年間 において、指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス報酬基準別表」、「1介護報酬付費単位数表」、「1介護報酬付費単位数表(II)」に規定する「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)」を受けた場合には「あり」と記すこと。

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス 施設	項目 番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)
・介護老人福祉 施設	4	サービス提供体 制強化加算 (II)「介護報酬 等介護施設サービス」に規定する「サービス提供体制強化加算」(III)に記すこと。	記入年月日の前月から前1年間 において、指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス報酬基準別表」、「介護報酬等介護施設サービス」に規定する「サービス提供体制強化加算」(III)を受けた場合には「あり」と記すこと。
・介護老人福祉 施設	4	サービス提供体 制強化加算 (III)「介護報酬 の加算」の有無	記入年月日の前月から前1年間 において、指定施設サービス報酬基準別表「指定施設サービス報酬基準別表」、「介護報酬等介護施設サービス」に規定する「サービス提供体制強化加算」(III)を受けた場合には「あり」と記すこと。
・介護老人福祉 施設	4	入所定員 シヨートスティ定員は販売な いでください。	記入年月日によって変動がある場合は最多利用定期帯を記入 名等曜日によって変動がある場合は最多利用定期帯を記入 未記入「0」のまま提出されているケースがあります。定員の数を必ず 記入 「10～15人」のような幅を持たせた表現の記入はできません
・介護老人福祉 施設	4	入所者の人数 シヨートスティに係る分は販 売しないでください。	記入年月日の前月において、指 定施設サービス報酬基準別表 「指定施設サービス等介護報酬付 費単位数表」に規定する「1介護 福祉施設サービス」の介護報酬 を請求した人所者について、年 齢(65歳未満、65歳以上方歳 未満、75歳以上85歳未満及び 95歳以上)別に、要介護(要介 護1、2、3、4及び5)に該当する 者を記載すること。 入所者数について、要介護 度、年齢別に記入してください。 シヨートスティに係る分は販 売しないでください。
・介護老人福祉 施設	4	入所者の平均 年齢	記入年月日の退所者は退所時点の年齢でその平均を算出 前月末日時点の年齢を記載するこ と。

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス	項目 番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)
・介護老人福祉施設	4	前年度の退所者の人數	記入年月日を含む年度の前年度における当該介護老人福祉施設を退所した者について、その退所先、自宅等、介護保険施設、特別養護老人ホーム以外の社会福祉施設、医療機関、死亡者及びその他、別に要介護(要介護1、2、3、4及び5)に該当する者の人数を記載すること。 昨年度における退所者数について、退所先別に記入してください。 該当者がいない場合は「0」と記入してください。
・介護老人福祉施設	4	入所者の平均的な入所日数	記入年月日を含む年度の前年度末時点における当該施設の人所者の延入所期間を記入。年月日を含む年度の前年度末時点における入所者数で除した数を記載すること。 介護保険法施行以前の措置制度の期間も対象とする。 対象期間中(2009/04/01～2010/03/31)でEさん2008/04/01～2009/05/31の場合、425日が延入所期間となる
・介護老人福祉施設	4	居室の状況	居室の状況について、個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋及び5人以上部屋の別に、その数及びその床面積を記載すること。 個室の数及び面積は、ユニット型個室、ユニット型複数個室、従来型個室の全てを含め床面積を平方メートル単位で記入してください。
・介護老人福祉施設	4	短期入所生活	当該施設に法第8条第9項に規定する短期入所者生活介護事業を行なう事業所を併設している場合には、「あり」に記すこと。 福祉施設などあわせて短期入所生活介護を運営している場合、実態を記入する箇所が無いので、特色欄に短期入所生活介護について、「空床利用型」につき、「介護老人福祉施設に空床がある場合にご利用いただけます」等の入力をする。

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス	項目 番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)
・5サービス共通	4	利用者等からの 苦情に対する 窓口等の状況	窓口の名稱欄に担当者名は記入しない 24時間差記 記入例: 0時00分～24時00分
		また、「対応している時間」欄 は、当該事業所の苦情の受け対応が可能な通常の時間帯を、平日、土曜、日曜及び祝日の別に記載すること。	●
		また、「定休日」欄には、当該苦情の受け対応の定休日を記載すること。	●
		さらに、「留意事項」欄には、必要に応じて通常以外の時間帯等を記載すること。	●
		なお、当該欄に記載する窓口等は、1つとする。	●
		第三者による評価の実施状況	当公表制度・行政が行う指導監査は非該当 実施時期不問
・5サービス共通	4	第三者による評 価の実施状況	● ● ● ● ●
		は、ありに記すとともに、実施した取組の1つについて、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称を記載すること。	●
		さらに、その結果を外部に開示している場合には、「該結果の表示状況」欄の「あり」に記すこと。	●
		記入月の前1年間に実施した場合「1」あり 平成19年4月1日以降に実施されたもので直近の実施日	●
		福祉サービスの第三者評価には限りません。 ISOがあつてはシルバーマークであつても問題ないものと考えます。 (OOO評価という評価という名称がつかなくとも、認証、認定等でも評価を受けた結果認証、認定が受けられるものであり問題ないものと想えます。)	●
		ただし、当該事業所、当該サービスに対して評価、認証、認定が行われていることが前提と考えます。	●
		[ISO・シルバーマーク等、当該事業所、当該サービスの「質」に対して評価、認証、認定が行われているなら]は「：あり」	●
・特定施設入居 者生活介護	5	一時金に関する 費用	居室に要する一時金がある場合には「あり」に記すこと。 ①居室に要する一時金がある場合には「あり」に記すこと。 利用者が入居時に支払うべき(介護等にかかるものを除く)の額を記してください。 なお、一時金が無い場合には「0」を記入し、金額を記入する必要はありません。

II. 記述内容の整理結果一覧表【基本情報項目編】

対象 サービス	項目 番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容	(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等 には記載のない記述)	各県のマニュアルの記載内容
・特定施設入居 者生活介護	5	入居条件に自立 が含まれている場合 居室に要する一時金	居室に要する一時金がある場合 費用の最低の額、最高の額並びに 最も価格帯及びその室数を記 載し、留意事項がある場合に は、その内容を記載すること。 また、解約時の一時金返還額の 算定方法を記載すること。	料金設定が一律で幅がない場合は、「最低の額」「最高の額」に同じ金 額を記入
・特定施設入居 者生活介護	5	入居条件に要介 護が含まれてい る場合 居室に要する一 時金	居室に要する一時金がある場合 費用の最低の額、最高の額並びに 最も価格帯及びその室数を記 載し、留意事項がある場合に は、その内容を記載すること。 また、解約時の一時金返還額の 算定方法を記載すること。	料金設定が一律で幅がない場合は、「最低の額」「最高の額」に同じ金 額を記入
・特定施設入居 者生活介護	5	介護保険給付 以外のサービス に要する費用	一時金方式と月払い方式を利用 者の選択として併用している場 合には、いずれか事例の多い方 法について記載すること。	月額として定額ではない場合、実費徴収で個人差がある場合等につ いても、利用料として発生するのであれば「あり」を選択し、金額は平 均的なものを記入、その旨「留意事項」に補足してください
・特定施設入居 者生活介護	5	家賃相当額	月額の利用料に家賃相当額が ある場合には「あり」に記すとともに に、その最低の額、最高の額並 びに最も価格帯及びその室数を 記載すること。	料金設定が一律で幅がない場合は、「最低の額」「最高の額」に同じ金 額を記入
・介護老人福祉 施設	5	介護相談員の 受入状況の有 無	また、留意事項がある場合に は、その内容を記載すること。 当該施設において、市町村か ら派遣された介護相談員の受け 入れを実施している場合には、 ありに記すこと。	記入年月日前1年間 一部の市町村において派遣事業を行っているが、所在する市町村で 事業等を行なっていない場合は「なし」とする。
・5サービス共通	5	利用者の都合により介護サービ スを提供できない場合に係 かるた場合に、 費用の徴収を実施したこと その額、算定方法等を記載する 費用キャセル料の徴収状 況	実施している場合には「あり」 設定の有無を選択 設定のみで徴収実績がない場合でも「あり」を選択し、その旨、「(その 額、算定方法等)」に記入 キャセル料を徴収することがある場合	● ● ● ● ●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		大	中	小	確認のための材料	留意点				
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I-1-(1) ①	重要事項を記した文書の雑形の備え付けの状況又は公開の状況が確認できる。	・重要事項を記した文書の雑形が備え付けてあり、利用申込者の求めに応じて手渡すことができる状態(例えば從業者が現物をコピーして渡せるような状況)、又は利用申込者が自由に閲覧できる状態であることを確認する(ホームページ等上で公開されていても構わない)。 ・具体的な資料名は、「重要事項説明書」であることが多いが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。	・重要事項を記した文書の雑形が備え付けてあり、利用申込者の求めに応じて手渡すことができる状態(例えば從業者が現物をコピーして渡せるような状況)、又は利用申込者が自由に閲覧できる状態であることを確認する(ホームページ等上で公開されている場合もある)。 ・具体的な資料名は、「重要事項説明書」であることが多いが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。	・備え付けているとは、受付で自由に持ち帰ることができる状況以外に、申し出ればコピーやプリントアウトすることができる、あるいはそのような対応が可能である旨が掲示されている場合も含みます。	●	●	●	●	●
・通所介護 ・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I-1-(1) ① a	問合せ及び見学に応じて、パンフレット、ホームページ等に明記している。	・事業所を見学して実際のイメージをつかむことは、利用申込者又はその家族にとって重要である。 ・事業所の透明性の観点から、問合せや見学の受けに対応することが重要である。 ・パンフレット、ホームページ等に問合せ及び見学に応じて、パンフレット、ホームページ等に明記している。	・明記とは、「お問合せは…」、「見学をご希望の方は…」のような具体的な記載がされていることを指します。 ・電話番号や交通経路の記載のみでは確認のための材料とはなりません。	●	●	●	●	●	●
・特定施設入居者生活介護	I-1-(1) ③ a	体験入居について、パンフレット、ホームページ等に明記している。	・体験入居により、より具体的な入居のイメージを把握することができる。 ・パンフレット、ホームページ等に体験入居に対応できることについて、具体的な記述があることを確認する(例 6泊7日、等)。	◆少なくとも「体験入居」という表記があることを確認します。 ◆サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。	●	●	●	●	●	●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)						
		大	中	小	確認のための材料 ・特定施設入居者生活介護 者に対する記録がある。	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根
・特定施設入居者生活介護	I 1 (1) ③)b	体験入居に対する記録がある。			・特定施設入居者生活介護の体験受入は行っているが、入居時に既に要介護の高齢者は受け付けていないので、要介護高齢者の体験受入は行っていない場合は? →介護保険法の特定施設入居者生活介護の体験受入を受けていないのであれば、「あり」とすることはできません。(18.6.5 公表センター/調査員養成研修Q & A)	●					
					・体験入居の受入記録は、受入者の名簿や業務日誌内の記述等とし、体験入居希望者を受け入れたことが文書で確認できるものとします。 ◆サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。	●	●	●			
					◆サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。	●					
					捺印だけでは不可。	●	●	●			
					・指定基準では、重要事項を記した文書の交付又は電磁的方法による提供を行い、説明し、サービスの提供開始について同意を得ることが義務づけられています。担当者によつて説明内容が異なったり説明し忘れたりすることがないよう手立てとして、手順や留意事項が明確化されていることが重要である。	●	●	●			
					・ここでは、サービス内容について説明が行われたこと、サービスの提供開始について同意を得たことを確認するため、重要事項を記した文書の同意欄に利用申込者又はその家族の署名若しくは記名捺印があることを確認する。	●	●	●			
					・具体的な資料名は、「重要事項説明書」、「同意書」等が考えられるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。	●	●	●			
					署名と記名捺印の違いは?	●					
					→署名は自署、記名捺印は代理人等の記名や氏名の印刷等に本人が押印したもの。(19.2.5 公表センター/調査機関連絡会Q & A)						

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		確認のための材料	大	中	小	確認のための材料	留意点			
・5サービス共通		(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)								
		契約書には記名捺印があるが、重要な事項説明書には記名捺印がない場合に、どのように取り扱っているか。								
		→契約書と重要事項説明書が一体的な様式などしているもので確認できれば、「あり」として取扱つて差し支えないと考えます。(公表センター/2017.22)調査情報項目の確認に関する調査集計結果「センターQ&A」	●							
		家族の範囲について(何をもって家族と確認するのか)事業所の職員が「家族です」と言えればそれでよいか。								
		→確認のための材料が確認できればよいことになります。また、家族であることの確認までは求められていません。(18.6.5 公表センターQ&A)	●							
		重要事項や契約書等に日付がないものがある場合どうすればよいのか。								
		一日付の記入がなければ、調査対象期間としての判断が出来ません。日付が記載してあるものを1件確認できればよいと考えます。								
		重要事項説明書に同章欄がない場合は、契約書に重要事項説明書の内容について同意する旨の文言があれば「あり」				●	●			
		事業者があることの確認方法は、必ずしも証明書に限るものではなく、各事業者が実施している確認方法による。				●				
		Q: 事業所が提示する資料の該当欄に記載されている者が、事業所の確認は、成年後見人等であることとの確認は、事業所の確認でよいのか?								
		A: 情報の公表の調査においては、文書に記載されている者が、契約当事者であるかどうか(法律上の代理権を有するものであるか?)までの確認は行いません。事業所から代理人、成年後見人等である旨の説明があれば「あり」としてよいものと考えます。				●	●			
		この場合の契約書の記載について誤りが多く見受けられ、契約書として成立しないと考えられるが、契約書の記載の仕方の指掌については多くの事業所が契約の雰囲は都の様式を参考しているという回答が多い。								
		→介護サービス情報の公表制度の確認調査においては、契約書の記載内容に関する法的整合性までは問いません。また、家族や成年後見人等との関係が記載されているもので説明・同意が得られていることと別機関の管轄なのがあります。								
・5サービス共通	I 1 (1) ②	利用申込者の判断能力に障害が見られる場合は、成年後見人等を介し契約等の行為を行うこととなる。ここでは、家族、正當な成年後見人等が本人に代わってサービスを利用契約を行つていることを証するもの(契約書等。ただし、家族や成年後見人等との関係が記載されているもので説明・同意が得られていないこと)が確認できれば、必ずしも契約書である必要はない。								
		・契約(利用契約)を交わす際、成年後見人等が利用者に代わって契約をしていることを確認する。								
		・具体的には、契約書等の代理人等の欄に成年後見人等の署名若しくは記名捺印があることを確認することが考えられる。確認に当たつては、記載されている成年後見人等が、法律上成年後見人等であることを証明するものまでは必要ないものと考える。								
		・事業所が、立会人を求めた場合には、契約書等により立会人が立ち会ったことを確認する。								

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡	
		確認のための材料	大	中	小	確認のための材料	留意点				
・サービス共通											
・通所介護	I 1 (1) ③	介護予防に関する記載のあるパンフレット、説明書がある。				・介護予防サービスの提供においては、利用者及びその家族に対して、介護予防の理念や基本的な考え方を説明し、理解を深めてもらうことが重要である。 ・介護予防に関する基本的な説明や提供されるプログラム等が記載されたパンフレット、又は説明書があることを確認する。	介護予防の料金内訳表を提示されたが、説明書としてもいいのか。 →介護予防に関する基本的な説明や提供されるプログラム等が記載されたパンフレット、又は説明書があることを確認します。 料金内訳表だけの提示の場合該当しません。	●			
・訪問介護 ・通所介護	I 1 (2)	アセスメント(解決すべき課題の把握)のための文書に、利用者及びその家族から聴取した内容及び観察結果の記録がある。				・利用者本位の観点からすると、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族の個別ニーズを把握していることが重要である。 ・具体的な資料名は、「アセスメント記録」等が考えられるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。 ・上記のような事業所から提示された資料に、利用者及びその家族から聴取した内容及び観察結果が記載されていることを確認する。	アセスメントのための文書(解決すべき課題)とは新規の利用者のみを対象としているわけではありません。指定基準上、介護支援専門員は居宅サービス計画の実施状況の把握のために少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接しなければならないこととなっています。また、居宅サービス計画の実施状況の把握(アセスメント)には指定居宅サービス事業者等との連絡を断続的に行うこととなっています。調査対象期間内に新規利用者がいなくても、既存の利用者のアセスメントのための文書は、上記の理由により随時書き換えられています。そのため、既存の利用者のアセスメントのための文書でも、調査対象期間内に書き換えられたものであれば確認のための材料として「あり」となります。	●			

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス ・訪問介護 ・通所介護	項目番号 大 中 小	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		留意点	岩手 東京 神奈川 福井 島根 福岡
		確認のための材料	左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)		
・訪問介護 ・通所介護			各県のマニュアルの記載内容 →訪問した日時等の記録でもって確認したと取扱つて差し支えないと考えます。 (公表センター/20.7.22「調査情報項目の確認に関する調査集計結果」センターコメント)	確認事項では「居宅を訪問し、～」となっているが、このことをどのように確認するか。	●
			居宅介護支援事業者がから送付されたアセスメント記録をそのまま訪問介護事業者が使用している場合ははどうに取扱うか。 →訪問介護事業者が作成したアセスメント記録ではないので、「なし」となるという見解が適当であると考えます。 (公表センター/20.7.22「調査情報項目の確認に関する調査集計結果」センターコメント)	訪問看護の依頼目的、初回訪問年月日、主にある傷病名、既往歴、現病歴、療養状況、介護状況、緊急時の主治医・家族との連絡先等を記録します。	●
・訪問看護	11(2)	利用者及びその家族の希望、利用者の健康状態及び家庭の状況が記録されている訪問看護記録書(診療録)を記録する。以下同じ。	利用者本位の観点からすると、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族の個別ニーズを把握していることなどが重要である。	◆サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。	●
			・利用者の状況と療養環境に関する情報のうち、少なくとも、利用者及びその家族の希望、利用者の健康状態及び利用者の療養生活を日常的に支える家族の状況について把握していることを確認する。	訪問看護記録書ー1とは、初回訪問時に利用者の基本情報を記録する書類であり、事業所によっては「利用者基本情報」、「初回訪問記録」等他の名称を使用している場合がある。以下、同じ。	●
			「訪問看護記録書ー1」とともに確認します。 ①訪問看護記録書ー1若しくは診療録に、利用者及びその家族から聽取した希望についての記載がある。 ②訪問看護記録書ー1若しくは診療録に、利用者の健康状態及び家族の状況の記載がある。	上記以外の書類に記載されている場合は、下記その他欄に記入します。	●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等に記載されている内容		各県のマニュアルの記載内容					
		確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・5サービス共通	I-1-(3)①	利用者及びその家族の状態、希望が記入された当該サービスに係る計画又は当該サービスによる計画の検討会議の記録がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者本位の観点からすると、利用者及びその家族の状態、希望を踏まえて訪問介護(介護予防訪問介護)計画を作成することは重要な課題」についてあるものであります。そこには「かどかといふことを聞いてみると、確かにかんがみ、そもそも前提条件においてはまらない特殊なケースとして、利用者から聆听した内容を確認できれば「あり」として差し支えないと考えます。(公表センター/20.7.22「調査情報項目の確認に関する調査集計結果」セミナー) 	●					
		・具体的な資料名は、「議事録」等が考えられるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。	<p>「希望」の記載についてどのように確認しているか。</p> <p>訪問介護計画の「利用者及び家族の希望」欄等に記載があること(質問に答えないを確認すればよいか、あるいは記載された「希望」が希望どなり得るかを確認するのか)。</p> <p>→訪問介護計画の「利用者及び家族の希望」に記載があることをもって確認したものとして取扱つて差し支えないと考えます。</p> <p>(公表センター/20.7.22「調査情報項目の確認に関する調査集計結果」セミナーコメント)</p>	●					
		※利用者と家族の希望について、欄を分けて記載する必要はありません。	●						
		当該サービスに係る「計画」とは、見直し後の計画も含まるか。	●						
		→小項目(3)の「利用者の状態に応じた訪問介護計画等の介護サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況」のところの当該サービスに係る「計画」とは、ここの中項目の趣旨が介護サービス提供開始時における利用者等の権利擁護のために講じている措置を確認することなどなっています。そのため、基本的に新規利用者の計画が想定されています。	●						
		そのため、調査対象期間内に、新規利用者のサービスに係る計画をするものとし、見直しの計画は含まないとします。							

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)								
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・訪問介護 ・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I-1 (3) ②	当該サービスに係る計画に、当該サービスの目標の記載がある。	・適切な訪問介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護(介護)計画の作成のために、利用者ごとの訪問介護(介護)計画に、利用者ごとに訪問介護、夜間対応型訪問介護の目標が明確に設定され、記載されていることがある。	・訪問介護(介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護)計画に、利用者ごとに訪問介護(介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護)の目標が設定されていることを確認する。	訪問介護の目標の記載はどのように確認しているか。 訪問介護計画の「訪問介護の目標」「援助目標」などの欄に記載があること(内容は確認しない)を確認すればよいのか、あるいは記載された「目標」が目標となり得るかを確認するのか。	●	訪問介護計画の各目標欄に記載があることをもって確認したものとして取扱つて差し支えないと考えます。(公表センター/20.7.22「調査情報項目の確認に関する調査集計結果」セミナーコメント)	●				
		・具体的な資料名は、「訪問介護(介護予防訪問介護)計画」に、利用者ごとに訪問介護(介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護)の名称を使用している場合がある。	・具体的な資料名は、「訪問介護(介護予防訪問介護)計画」に、利用者ごとに訪問介護(介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護)の名称を使用している場合がある。	・計画の目標は〇年〇月〇日～〇年〇月〇日と記載している事業所と、3ヶ月、6ヶ月、と記載しているところがあるがどちらでもいいのですか。一日付の書き方にについては、指定はございませんので、事業所によってちがうと思われます。その中で、計画的に見直し等を行なっているかを判断してください。	●							
	I-1 (3) ②	当該サービスに係る計画に、療養上の目標の記載がある。	・適切な訪問看護(介護予防訪問看護、療養通所介護)計画の作成のために、利用者ごとの療養上の目標が明確に設定され、記載されていることが重要である。	・訪問看護(介護予防訪問看護、療養通所介護)計画に、利用者ごとに療養上の目標が設定されていることを確認する。	◆サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします ◆確認のための材料は、対象期間中に新規契約をした利用者のものを確認します。対象期間中に新規契約をした利用者がいない場合は、対象期間以前1年内に新規契約をし、サービス提供中である利用者の記録、計画等により確認します。	●	・訪問看護計画に、利用者ごとの療養上の目標が記載されていることを確認します。 ・上記以外の書類に記載されている場合は、下記その他欄に記入します。	●				

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)		岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		大	中	小	確認のための材料						
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I-1(4) a	・特定施設については、認知症や精神障害を有する利用者がいることが想定される。よって、当該利用者の権利を守るために、成年後見制度等の活用又は情報提供を行うことが重要である。	・成年後見制度の実施組織としては、成年後見センター、リーガルサポート(会員は司法書士)、社会福祉協議会の他、地域ごとに多様な実施組織が考えられる。	・成年後見制度及び日常生活自立支援事業にかかる情報資料、マニュアル等の資料を通じて情報提供を行っている。	・本項目は、要介護の認定にかかるわらはず情報提供しているかという趣旨である。予防給付の利用者で成年後見制度等の利用を考えるが、現場の実態は予防給付・介護給付とともに一体的に運営されていることが多いと思われるため、介護予防においても尋ねることとしている。	・従来行われてきた地域福祉権利擁護事業は、日常生活自立支援事業に変更となっている。	「成年後見制度及び日常生活自立支援事業について、パンフレット、説明資料、マニュアル等の資料を通じて情報提供を行っている」とあるが、パンフレット等の資料を確認できれば「あり」としてよいのか。それとも、日誌等の中に「情報提供を行った」という記述がある「あり」とするのか。	●	●		
							「成年後見制度及び日常生活自立支援事業について、パンフレット、説明資料、マニュアル等の資料を通じて情報提供を行っている」とあるが、パンフレット等の資料を確認できれば「あり」としてよいのか。それとも、日誌等の中に「情報提供を行った」という記述がある「あり」とするか。				
							→要介護の認定にかかるわらはず情報提供をしているかの確認となります。パンフレット、説明資料、マニュアル等を確認できれば「あり」となります。				
							「情報提供を行った」という記述までは求められていません。				

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)								
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡	
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I-1-(4)	c			成年後見制度又は日常生活自立支援事業を活用した記録がある。	利用者が入所時に家族の勤めにより、既に成年後見制度を活用していなかった場合、施設側が後見人と連携して利用者の問題解決に当たった記録があれば、「あり」となりますでしょうか？ →確認事項で、成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業の活用を推進していることを求めているので、あくまでも施設側の制度の情報提供・推進により活用した場合に「あり」となるものと考えます。	●						

「成年後見制度又は地域福祉権利擁護事業（現在は日常生活自立支援事業）を活用した記録がある。」の「活用した」については、実際に使った場合だけ該当するという意味なのか。たとえば、説明会等を実施しただけのような場合は含まれないのか。
 また、利用者がある場合のみ「あり」とするのであれば、利用者がない場合には「その他」欄に「利用なし」と記入できるか否か。

→ 確認のための材料cは、活用した記録があることが求められているので、利用した(使った)場合だけが対象になるものと考えます。説明会等を実施したのであれば、その資料をもつて確認のための材料aに該当するものと考えます。

「その他」欄は、確認事項を確認するために確認のための材料あげられている材料以外のものがある場合です。
 よって左記のような記載はできません。
 基本的な考え方として、確認事項では、活用を推進していることが求められており、それを確認するものとして、a 資料等を通じて情報提供を行っている、b 連絡先を備え付けている、c 活用した記録がある、aでもbでもcでも活用を推進しているとみなせるのではないか、との考え方のものと、確認のための材料が示されているのであり、a、b、c全てなければならぬというものではありません。
 (19.10.31 シルバーアクションQ&A)

◆サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。

◆確認のための材料は、対象期間中に新規契約をした利用者のものを確認します。対象期間中に新規契約をした利用者のもので確認できなかつた場合は、また対象期間中に新規契約をした利用者がいない場合は、対象期間以前1年内に新規契約をし、サービス提供中である利用者の記録、計画等により確認します。

※ここでいう制度を活用した記録とは制度を利用するために施設が支援を行った記録を指します。

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		大	中	小	確認のための材料						
・通所介護	I 1 (3) ②	当該サービスに係る計画に、機能訓練等の目標の記載がある。	・適切な通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護等（機能訓練等）が明確に設定され、記載されていることが重要である。	・通所介護（介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護）計画に、利用者ごとに機能訓練等（機能訓練だけに限定しない）の目標（介護予防通所介護の目標）が設定されていることを確認する。	・具体的な資料名は、「通所介護（介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護）計画書」等が考えられるが、事業所については他の名称を使用している場合がある。	「機能訓練等の目標」について、機能訓練のほかとして、何らかの目標が記載されれば「あり」と判断してよいか。 →「機能訓練等の目標」について何らかの目標が記載されればよいかとになります。 ※「機能訓練等の目標」については、指定基準の表現を引用しています。指定基準をみると、機能訓練の目標を記載することが基本で、機能訓練以外の事項は特に特定しない（できない）ため「等」を付しているものと考えられます。（19.6.14 厚生労働省 Q&A）	●	●	●	●	●
・サービス共通	I 1 (4)	サービス提供内容（介護保険給付以外の費用がある場合はこれを見る。）が記載されている請求明細書(写)がある。	料金請求の透明性を確保する意味で、その根拠（利用状況）が利用者に正確に示され、毎月確実に保管されていることが重要である。	・請求明細書には、合計金額だけでなく、事業所の示す明細（サービス提供内容、訪問日（回数）、単価等）が記載されていることを確認する。	・介護保険給付と介護保険給付以外の費用などが区分して明記されていることが特に重要である。（通・訪看・有老・老健）	対象期間中の一か月分を確認する →原則として、項目の中にある頻度も求められており、頻度について確認する必要がある項目であるため調査期間の1年間分を確認する必要があります。但し、福岡県では、「毎回」確認が求められている項目については、1年間の料金確認のうち3～4ヶ月分を確認できれば「あり」としてよいものとします。この項目についても、「毎回」に準ずる項目と考えられますので、3～4ヶ月分を確認できればよいもとします。また、項目内容に沿って、連続でも期間を空けて確認してもよいとします。	●	●	●	●	●
			・訪問看護、介護予防訪問看護については、介護保険の請求金額が記載されている請求明細(写)を確認すればよく、医療保険の請求明細については確認する必要はない。（訪問看	・契約書で利用料を明示し、初回利用料は請求明細書を発行するが、次月から請求明細書を発行しないという場合は「O：なし」	支払い前に提示する「請求明細書(写)」がなく、支払い後に提示する「利用明細書」又は「(利用明細がわかる)領収書」等がある場合は、その他欄に記入	口座引き落としを委託している場合は、委託先から「利用者」に対して通知されている請求明細の写し等を確認できた場合に「あり」					

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)							
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・5サービス共通												
・通所介護 ・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I-1-(4) ②	必要な利用料の計算方法についての同意欄に記載する文書の署名若しくは記名捺印がある。	・通所介護(介護予防通所介護・認知症対応型通所介護・療養通所介護) ・介護予防認知症対応型通所介護・療養通所介護(保険内・外)があるため、利用者は、様々な利用料金(保険内・外)があるため、利用者が納得できる説明を行った上で同意を得るために、契約時の重要事項説明に利用料の計算方法を明記した文書があるり、その同意欄に利用者又はその家族の署名若しくは記名捺印があることを確認する。	・利用料金表だけでは確認のための材料とはなりません。	Q:請求明細書はどこまでの内容が求められるか? A:確認のための材料で、サービス提供内容となっていますので、サービス提供内容が入つて必要があります。また、明細書であることから、合計金額のみの記載では明細書とはいえません。居宅系ど施設系では内容が異なると思われますが、居宅系であれば、サービス提供内容、訪問日(回数)及び単価等が必要と考えます。また、施設系では、サービス提供内容及び単価等が必要と考えます。	●						
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I-1-(5) ③a	利用者ごとの金銭管理の記録がある。	・利用者ごとに金銭管理を実施している事業所は、その管理規程を厳密に定めることが必要であり、かつ利用者又はその家族に対して、収支及び残高等の報告を行い、サービスの透明性を図ることが重要である。 ・具体的な資料名は、「利用者預り金出納簿」等が考えられるが、収支及び残高等についての記載があれば事業所によっては他の名称を使用している場合がある。	報告された情報の作成日の前1年間に金銭管理を行っている利用者はいないが、それ以前には実績があつた。利用者から申し出があれば行う用意はある、といったケースの場合はどのように取扱うか。 →金銭管理を行う仕組みはあるが、報告された情報の作成日の前1年間に実績がなければ「なし」として取扱って差し支えありません。(公表センター/20.7.22「調査情報項目の確認に関する調査集計結果」ヤンターコメント)	事業者が買いたい物等の代金について立替払いを行っているが、それはここでいう「金銭管理」には該当しないか。 →立替払いも金銭管理の対象となりますので、記録があればそれを確認してください。 (公表センター/20.7.22「調査情報項目の確認に関する調査集計結果」ヤンターコメント)	●						

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)		岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		大	中	小	確認のための材料						
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設					・金額の多寡にかかわらず利用者から預かっている金銭については、収支及び残高等を利用者又はその家族に対して報告した記録があることを確認する。	◆サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。	●				
					・そもそも利用者の金銭管理を実施しないこととしている事業所については、「該当なし」欄にチェックをする。単に金銭管理の事例が当該期間になかつただけのケースは「該当なし」には当たらない。	◆確認のための材料は、対象期間中に新規契約をした利用者のものと確認します。対象期間中に新規契約をし、サービス提供中である利用者の記録、計画等により確認します。	●				
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I-1 (5) ③b				利用者又はその家族に対して、管理している金銭の収支及び残高について報告した記録がある。	◆報告した書類の送り状の控えでも「あり」とします。	●				
						報告した書類のコピーで、報告の事実がわかつれば「あり」とします。	●				
						金銭管理には通帳の預かり等の財産管理だけではなく、買い物代行での金銭の預かり等も含みます。	●				
						③事業所が立替金で管理している場合は「該当なし」の扱いとなります。	●				
・特定施設入居者生活介護	I-1 (6) ①				要介護認定等申請手続きの援助又は代理を行った記録がある。	◆サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。	●				
						・介護保険要介護認定更新申請書に事業所名が記載されているだけでは確認のための材料とはなりません。	●				
						・要介護認定申請書に利用者又は家族の記名(サイン)等があり、事業所名が記載されている写しが確認できれば「1:あり」とします。	●				

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)							
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・特定施設入居者生活介護	I-1 (6) ②	当該サービスの利用契約書及び重要事項に関する記し文書に、利用者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。	・当該項目は、特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護)の重要な事項について記載した文書に利用者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。	・特定施設入居者生活介護の利用に当たっても、重要な事項について説明し利用者はその家族の同意を得ること、及び利用契約書の内容に同意を得ることが必要である。この同意を書面により得ることの確認と要事業者又はその家族への説明が行われることの確認となる。	◆サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。	◆(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述) ◆確認のための材料は、対象期間中に新規契約をした利用者のもので確認できなかつた場合、また対象期間中に新規契約をした利用者がいない場合は、対象期間前に新規契約をし、サービス提供中である利用者の記録、計画等により確認します。	●	●	●	●	●	●
・特定施設入居者生活介護	I-1 (6) ⑥	入居の受入基準、資格等について、パンフレット又は契約書等に明記している。	・入居の受入基準、資格等を明示することで利用申込者の理解を助ける。 ・入居前に利用申込者に対し、入居の受入基準、資格等の内容を提示できるよう、パンフレット又は契約書等に記載があることを確認する。	・入居の受入基準、資格等がある場合、入居前に利用申込者に提示していることが確認できなかった場合に「あります」。また、入居を受け入れられない基準があり、入居前に利用申込者に提示していることが確認できなかった場合も「あります」。	◆サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確認をします。	◆(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述) ◆「要介護1以上」は入居の前提といえるものであるため、受入基準、資格等には該当しないこととします。	●	●	●	●	●	●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)		
		大	中	小	確認のための材料	留意点
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I 1 (1) (7)	退居の基準が記載された契約書等 に記名捺印がある。	・特定施設のトラブル事例としては退居に関するもの が多く、退居の基準を明確にしておくことは、利用者の 事業所選択に資すると考えられる。	・「退居の基準が記載された契約書等」とは入居時に 締結する特定施設入居者生活介護又は経費老人 ホームの契約書等とする。契約書等に退居基準につ いての記載があり、当該文書に利用者又はその家族 の署名若しくは記名捺印があることを確認する。 ・契約書以外でも退居基準について記載された利用文 書又はその家族の署名若しくは記名捺印のある文書 でもよい。	(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述) ◆サービス提供開始時の利用者等に対して提供されている内容の確 認をします。	岩手 東京 神奈川 福井 島根 福岡
・5サービス共通	I 2 (1) ①	従業者に対する認 知症及び認知症ケア に関する研修の 実施記録がある。	・従業者が認知症に関する正しい知識を身につけ、認 知症高齢者に対する理解を深めるためには、計画的 に認知症及び認知症ケアに関する研修を実施するこ とが重要である。 ・具体的には、認知症及び認知症ケアに関する研修 の実施記録を確認する。 ・介護予防サービスでは認知症の利用者は考えにく い場合もあるが、少數にせよ認知症を発症している ケースもあり、認知症ケアについて理解しておくことは 介護予防サービスであっても重要である。	事業所の代表者など一人の職員が外部研修に行き、レポートを職員に 回覧するなど、直接伝達する研修を行わない場合は、研修の実施な し、としてよろしいか。 →内部研修であっても外部研修であっても、基本的に従業者が希望す れば、当該研修に参加可能である場合で、その研修の実施記録があ る。であれば、「あり」「なるものと考えます。 (19.10.31 シルバーセンターQ&A)(公表センターQ&A) に関する調査集計結果センターコメント)	◆確認のための材料は、対象期間中に新規契約をした利用者のもの を確認します。対象期間中に新規契約をした利用者がいない場合は、対 象期間以前1年間に新規契約をし、サービス提供中である利用者の記 録、計画等により確認します。	●
				認知症の研修とは、認知症を医学的見地から見た研修で、認知症ケア の研修とは、認知症高齢者へのケアについての研修のことですか。 →認知症の研修については必ずしも医学的見地から見た研修である必 要はないとも考える。医学的見地と限定しているとは読みどれないと考え る。(19.2.5 公表センター、調査機関連絡会Q&A)	●	●
				ここでいう「認知症」とは、認知症に陥する知識や理解を指し、「認知症 ケア」とは認知症の方への介護の方法をいいます。		●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)										
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡		
・5サービス共通	I.2.(1) ②	認知症の利用者への対応及び認知症ケアに関するマニュアル等がある。			・認知症高齢者に対する日常的な配慮や接し方等が記載された、従業者向けのマニュアル等があることを確認する。	（左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述） 利用者ごとの個別な対応にはあたりません。 …ここでいう「認知症の利用者への対応」とは認知症の方への日常的な配慮や接し方であり、「認知症ケア」とは認知症の多様な症状に対応する介護の方法をいいます。	●	●	●	●	●	●		
・5サービス共通	I.2.(2) a	利用者のプライバシーを保護するという概念を従業者に周知させるために、マニュアルの整備や研修等の教育を行うことが重要である。			・利用者のプライバシーを保護するためのプライバシーの取組みに該当するマニュアル等がある。	後項目「個人情報保護関連の項目が“あり”であってもプライバシーの項目も自動的に「あり」となるものではない。 利用者のプライバシー概念は、利用者の羞恥心にとどまらず、個人の情報（私物や机の中等）等も含んだもつど幅広なものと考えます。大項目Ⅰ中項目2の確認事項「従業者に対して、利用者のプライバシーの保護の取り組みに関する周知を図っています。」で求めているのは、事業者（所）として、従業者に対する周知を図っていることを確認する項目であり、大項目Ⅱ中項目4小項目(1)の確認事項「個人情報保護の確保のための重要性に鑑み周知(教育)」していることを確認する項目です。個人情報取組みの状況の項目は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」で示されている内容であり、事業者（所）として、利用者等对外的に公表がガイドラインで求められており、個人情報の提供・利用・収集等のルールづくりが考えられる。	●	●	●	●	●	●	●	●
・5サービス共通	I.2.(2) b	利用者のプライバシーを保護するための環境・機会の確保等が考えられる。またそれ以外にも、個人情報についての法令、規範の遵守、個人情報の提供・利用・収集等のルールづくりが考えられる。			・これらは例示的なものであり、すべての内容が記載されなければならないということではなく、このうちのどれかについて、含まれていればよいし、また、1つも含まれていなくとも、事業者がプライバシー保護の取組について示すものがあれば特に問題ないものと考えられる。									

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号			厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]						
	大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根
・5サービス共通										
(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)										
我が国においては「プライバシーの保護」と「個人情報の保護」が明確に概念整理されておらず、2005年4月に個人情報の保護に関する法律が施行されて以降、ますます混乱しているのが現状。したがって、この項目についての考え方を示し、その違いについて説明する。まず、「介護サービス情報の公表」の項目検討にあたつての議論等を踏まえながら、各項目についての考え方を示すが、日本国憲法には明文規定はないものの、第13条で「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国の上で、最大の尊重を必要とする。」とされていることから、主に、「人格権」のどちらか方の一環として、個人の私的な生活に関するものから不當に干渉されない場合が多い。例えば、「プライバシーの保護」と「個人情報の保護」が混ざっていることが多い。例えば、介護保険施設等において「高齢者の尊厳の保護」が謳われていたり、介護保険施設等において「個室」の整備が進められているといったこともこうした考え方を踏まえたものと解釈できる。次に、「個人情報の保護」ですが、個人情報保護法において「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」をいう。とされ、概念的にいは、「個人情報の適切な取扱い(保護)に関する規定」したものが、このように、「プライバシーの保護」は、国民の基本的な権利の保障としての広い概念であるのに対して、「個人情報の保護」は、個人情報の取扱いとしての概念にとどまっている。また、「プライバシーの保護」はこうした概念からもわかる通り、その範囲には際限がないのに対して、「個人情報の保護」は、個人情報保護法において一定の整理がなされている。しかしながら、この双方の概念は、いずれも高齢者介護において非常に重要なものであることから、介護サービスの情報公表制度においては、前述のそれぞれの概念を踏襲しながら、その取組み状況についての項目を設定している										
利用者ごとの個別な対応について記載したもの(訪問介護計画書等) はマニュアルにはあたりません。										
運営規程であれば問題ないものと考えますが、重要事項説明書はあくまでも説明書であり、マニュアルに準ずるものになりえないものと考えます(19.7.30 シル振Q & A)										
個人情報保護方針や重要事項説明書、運営規程等の中に、利用者のプライバシーの保護について記載されている場合も「あり」とします。										

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [記載されている内容]			各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)								
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡	
・5サービス共通						法人の個人情報保護方針、プライバシーポリシー等を用いることでもよいものとします。	●	●					
						個人情報の保護にに関する方針は、「個人情報の保護」に努めます」「個人情報保護方針を遵守します」等の二文のみで、具体的な内容の記載がない場合には方針を公表していることではなく、「お客様の個人情報は適切な方法で管理し、第三者に開示・提供することはありません。」等、具体的に記載がある場合に、方針を公表していることがあります。但し、事業所又は法人のホームページ等に掲載された個人情報保護方針で、「以下に記載する個人情報保護方針は、本サイトを利用することに際し、「」等の胆書きがあり、インターネットで利用される個人情報の範囲に限定されている場合はここでいう個人情報保護方針とはなりません。同様にプライバシーマーク等を取得している事業所においても、そのマークをもつて個人情報保護方針とはなりません。	●	●					
・5サービス共通	I-2-(2)	b	利用者のプライバシーの保護の取組にに関する研修の実施記録がある。			Q「同和研修をプライバシー保護の研修としてよいか?」 A:研修テキストの留意事項にも記載されている通り、利用者の個人情報保護・羞恥心への配慮等に関する研修を指します。同和研修のみ(人権のみ)に特化した内容では充足できないと考えられます。	●						
・通所介護 ・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I-2-(3)	a	身体的拘束等の排除のための取組に関する施設の理念、方針等が記載された文書がある。			事業所内に、「身体拘束禁止委員会」を設置している場合は、委員会設置要綱等を確認します。 ・身体的拘束等の内容を明確に定め、その排除に向けた取組を実施していることが重要である。 ・事業所等の理念や方針として、身体的拘束等廃止の取組が記載されている文書を確認する。 ・身体的拘束等を行う場合の条件・内容等を明確に定めた従業者向けのマニュアル等を確認する。 ・身体的拘束等の定義については、「身体拘束ゼロへの手引き 高齢者ケアに関するすべての人」(平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)を参照。	●	●					
・通所介護 ・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I-2-(3)	c	身体的拘束等の排除のための取組に関する研修の実施記録がある。			従業者が出席している「身体拘束禁止委員会」の会議録でも差し支えないこととします。	●						

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)								
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I-2 (3) ②	身体的拘束等を行った場合の同意を得るための文書の同意欄に、利用者の又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。	・身体的拘束等をやむを得ず行うに至る手順が明確に定められ、利用者又はその家族に対し、身体的拘束等を行う理由を十分に説明し同意を得ることが必要である。	・したがって、入居時に予め包括的に得ておく同意ではなく、身体的拘束等をやむを得ず行わざるを得ないと判断した時点での個別に説明と同意が必要と考えられる。	・実施記録簿等に利用者又はその家族の署名若しくは記名捺印があることを確認する。	・事業所として、いかなる場合も身体的拘束等を行っていないため、同意の文書そのものがない場合は、「該当なし」欄にチェックをする。単に身体的拘束等の事例が当該期間になかっただけのケースは「該当なし」にはあたらない。	・身体的拘束等を行った場合の同意を得ておく同意でなく、身体的拘束等をやむを得ず行わざるを得ないと判断した時点での個別に説明し、同意を得ることが必要となります。入所時のあらかじめ包括的な同意では、「なし」となります。 (19.4.19 シルバ振Q&A)	・「説明を受け、内容に同意する」旨の記載があり、利用者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある場合に「あり」とします。	●	●	●	●
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I-2 (3) ②	身体的拘束等を行った場合の同意を得るための文書の同意欄に、利用者の又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。	・身体的拘束等をやむを得ず行うに至る手順が明確に定められ、利用者又はその家族に対し、身体的拘束等を行う理由を十分に説明し同意を得ることが必要である。	・したがって、入居時に予め包括的に得ておく同意ではなく、身体的拘束等をやむを得ず行わざるを得ないと判断した時点での個別に説明と同意が必要と考えられる。	・「説明を受け、内容に同意する」旨の記載があり、利用者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある場合に「あり」とします。	・身体的拘束等を行った場合の同意を得ておく同意でなく、身体的拘束等をやむを得ず行わざるを得ないと判断した時点での個別に説明し、同意を得ることが必要となります。入所時のあらかじめ包括的な同意では、「なし」となります。 (19.4.19 シルバ振Q&A)	●	●	●	●	●	

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)		岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		大	中	小	確認のための材料 留意点						
・訪問看護	1.2.(6)①	ケア実施項目に、利用者の介護者的心身の状況が記録されている訪問看護記録書ーI、訪問看護記録書ーII又は情報収集項目(アセスメントツール)が記録されていることを確認する。	・介護者である家族に過度の負担にならないよう、家族の心身の状況及び介護を継続できる状態にあるかについて把握していることは重要である。		・訪問看護記録書ーI、診療録、訪問看護記録書ーII、アセスメントツールのいずれかに、介護者の心身の状況が記載されていることを確認します。 上記以外の書類に記載されている場合は、下記その他欄に記入します。		●				
・訪問介護	1.2.(3)②	利用者の家族に対して介護方法を説明した記録がある。	・事業所が提供する訪問介護サービス(介護予防訪問介護サービス)に時間対応型訪問介護方法について指導することを想定した項目であり、利用者により介護方法も異なってくるので、家族に対して、利用者にあつた介護(食事、排せつ、清潔保持等)の方法等について説明していることが重要である。	・利用者ごとに家族に説明すべき介護方法の内容が異なるものと思われるため、上記のいずれかについて説明した記録が確認できればよい。	説明した内容は問いません。		●	●			
・通所介護 ・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	1.2.(4)a	利用者ごとの機能訓練計画がある。	・機能訓練の必要性が専門的見地から検討され、必要と判断された利用者に対しては、目標を明確にした上で計画的な訓練の実施、評価及び計画への反映が行われることが重要である。 ・機能訓練計画については、リハビリテーション計画書、機能訓練計画書等、機能訓練単独の計画書又は通所介護(介護予防・認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護・療養通所介護)計画書の中の、機能訓練計画に関する記載を確認する。	Q: この項目について、個別機能訓練加算の対象になっているサービスをさせているか? A: 本項目は、加算の有無に関係なく、機能訓練が必要な利用者を対象として、確認のための材料の取り組みが行われているかを問うものです。 Q: この項目の確認のための材料「機能訓練計画」・「機能訓練の実施記録」又はb・cの事実確認の資料については、同一人物の確認が必須となるので、介護者のいる利用者で確認するのが望ましい。 A: 同一人物の確認がより望ましいものと思われますが、それぞれに独立した項目ですので、同一人物にどちらわれる必要はないと考えます。		●					

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		大	中	小						
・通所介護 ・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I-2 (5) ①	利用者の家族に対する定期的及び随時の状況報告書又は連絡の記録がある。	・利用者の家族に対する定期的及び随時の状況報告書又は連絡の記録を確認する。	(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述) Q: 利用者ごとの機能訓練計画は、どの程度の内容が必要か。例えれば、通所介護計画書の中に、歩くことを多めに取り入れるなどの記載があればよいのか? A: 内容を聞うものではありません。機能訓練計画について何等かの記載があればよい。	●					
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I-2 (5) ②	利用者の家族が参加できる意見交換会、懇談会等の記録又は利用者の家族との連絡帳がある。	・意見交換等の機会については、利用者、家族の状況や相談のしやすさに配慮した多様な手段が提供されていることが重要である。 ・利用者の家族が参加している意見交換会、懇談会等の記録又は利用者の家族との連絡帳等が行われたことがわかつる文書を確認する。	◆「定期的」について、具体的な日数などを明記している文書等により確認する必要はありません。 →①定期的及び随時の「報告書又は記録を確認する場合、報告日の前1年間分全て確認するものと考えるべきか。 →②利用者等の家族に対する定期的及び随時の状況報告書又は連絡の記録」の定期的な報告とは、6か月に1度のケアプランの提示でもよいか。 →③ケアプランの提示は含みません。 (19.4.19 シル振Q & A)	●	●	●	●	●	
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I-2 (5) ③	利用者が確認できる意見交換会、懇談会等の記録又は利用者の家族との連絡帳等がある。	◆カンファレンスは意見交換会等には該当しませんが、利用者の家族との意見交換等が行われた記録が確認された場合は、「あり」として差し支えありません。利用者の家族が出席した記録のみでは「なし」とします。	意見交換会や懇談会等には意見交換等には該当しませんが、利用者の家族との意見交換等が行われた記録が確認された場合は、「あり」として差し支えありません。利用者の家族が出席した記録のみでは「なし」とします。	●	●	●	●	●	

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)						
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根
・特定施設入居サービス ・介護老人福祉施設	I-2(5)③b	利用者の家族が宿泊できる設備がある。	●	●	●	●	●	●	●	●	●
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I-2(5)③b	利用者の家族が宿泊できる設備がある。利用者と家族との交流を提供することが必要であり、本項目は、事業所が、家族用の宿泊態勢を用意しているかどうかを確認するための項目である。	●	●	●	●	●	●	●	●	●
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I-2(5)③b	・家族が宿泊できる設備については、直接視認するか、パンフレットの写真等で確認する。 ・家族が宿泊する専用の設備(宿泊室等)がある場合や、利用者の部屋に家族が宿泊できるよう簡易ベッド等を用意している場合等が考えられる。	●	●	●	●	●	●	●	●	●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)					
		確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	1.2 (6) ①a	食事の開始時間が選択できることが確認できる資料がある。	・食事は利用者にとって楽しみの1つであり、利用者によつて食事時間やメニューの嗜好が異なるため、利用者に合わせた形で提供することが重要である。 ・食事の開始時間、メニュー(和洋食・ハイキング形式等以外にも、メニューのうち1品が選択制等の場合も考えられる)、食事の場所(食堂以外に自室や屋外での食事等)が選択できることについて、記載された文書を確認する。 ・具体的な資料名は、「献立表」「食事予定表」等が考えられるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。 ・食事の開始時間、メニュー、場所の3つが同じ文書に記載されている場合もある。	・左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述					
			aは、希望の時間間に(一定の時間内であれば)食事時間が前後できるこ と、それらの事で「あり」として良いか? →貴県のどおり解釈して良いものと考えます。 (19.7.30 シル振Q&A)		●				●
			昨年の調査にて「入所者の体調不良時等により、食事の時間をずらしたり、ご家族の面会があり食堂等の場所(居室、レクリエーションホール等で)で召し上がる事がある。」として、「あり」の合議に至ったが、後日役所による監査にて上記内容では条件を満たさない(公衆内容が不適切であるとの指摘があった)と聞いています。) 本講義では、「1つを見て全てとする」、「評価は行わない」、「内容の責任者は事業者」とされているが、役所をはじめ行政との整合性はどうのように考えられているのか。	→確認のための材料では、「a 食事の開始時間が選択できることが確認できる資料がある。「」、「c 食事の場所が選択できることが確認できる文書がある。」とあります。でも「選択できることが確認できる資料」とあるので、こ質問の内容では状況を説明している内容と受け取られ、材料を満たさないと考えます。 また、この制度は、指導監査や第三者評価とは違う観点に基づく制度であることをご理解ください。 (公表センター/19年度調査員養成研修Q&A)					●
			・食事の開始時間が選択できることが確認できる資料を確認します。例えば「朝食は8:00～9:00です」という記載がある眷料のみでは、食事の開始時間を選択できるのかどうか確認できませんため、別途利用者個々の記録等を提示していただき、 ①8:00～9:00以外の時間帯に食事をとっている ②8:00～9:00の中で食事の開始時間が日によって異なるのどちらかを確認します。						●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容			各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)							
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設												

Q. 確認事項欄でいう、食事の開始時間、食事のメニュー、食事の場所について、平成18年度においては、確認のための材料a(71)・b(72)・c(73)いずれにしても、利用者(入所者)の身体状況に合わせた提供方法(例えば、確認のための材料b(72)であれば、利用者(入所者)の身体状況に合わせてミキサー食・きざみ食等の食事の提供する仕組みなど)で事実確認を行つたが、平成19年度記入票では、確認事項欄が「利用者の希望に応じた食事を提供する仕組みがある。」とある。今年度の考え方は、利用者(入所者)の希望(例えは確認のための材料b(72)であれば、和洋食・バイキング等の利用者の希望に応じた食事の選択が出来る仕組みなど)に応じて食事を提供した資料の確認でよいか?

A: 確認のための材料a・b・cいずれについても、利用者の希望に応じ食事を提供する仕組みを問う項目として取り扱います。

・食事の開始時間が選択できることが確認できる資料を確認します。
Q. 確認のための材料a(時間の選択)について、例えは重要事項説明書等に「朝食 8:00～9:00」とのみ記載している場合に、当該時間内において食事摂取の時間の選択が可能と解釈してよいか。あるいは、「朝食 8:00～9:00 ※この時間内であれば柔軟に対応できます」までの記載が求められるか?

A: 相当の時間幅の記載だけではなく、「選択できること」が示された記載が求められるもの、と考えます。

Q. 確認のための材料 食事の開始時間・食事の場所についても、前述の設問と同様に常態化していることを求めるものと解釈してよいか?

A: 貴見のとおりと考えます。

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		留意点	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)						
		大	中		岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡	
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	1.2 (6) ①b	食事のメニューが選択できることが確認できる資料がある。			・食事のメニューが選択できることが確認できる資料を確認します。 ・ここでのメニューの選択とは、 ①利用者の希望に応じてメニューが選択できること(例：肉と魚を選べる) ②利用者の体調によって対応を変えること(例：おかゆ等に変える) の両方を指します。どちらか一方でも「あり」とします。	●	●	●	●	●	
					この項目について、テキストに「食事は利用者にとって楽しみの一つであり、利用者によって食事時間やメニューの嗜好が異なるため、利用者に合わせた形で提供することが重要である。」とある。 このことから、ここでは「選択できることが常態化」していることを求めているように読み取れるが、そのように解釈してよいか。また、この場合の常態化とは、どの程度の頻度までをその範囲と捉えればよいか。 あるいは、ここは常態化ではなく、年に数回(1回も含む)の選択(ハイキング等)を行っている場合も「あり」と捉えてよいのか。 →ここでは、日常的な全食事(朝昼夕)がメニュー選択できることが前提とを考えます。 については、年1回の行事に併せてハイキング形式の食事などを行っている場合は、日常的な食事提供とはいえないと思われるのと、「なし」となるものと考えます。(19.10.31 シルバーフィッシングQ&A)	●	●	●	●	●	●
					同じ資料、記録をもつて両方「あり」としてよいか。 →①のb「食事のメニューが選択できることが確認できる資料がある。」は、利用者の嗜好による選択(洋食・和食・バイキング等)であるのに對し、②のa「利用者の咀嚼又は嚥下能力に応じた流動食、刻み食等を提供していることが確認できる記録がある。」は、身体状況による選択について、という違いがあります。(19.4.19 シルバーフィッシングQ&A)	●	●	●	●	●	●
					流動食、刻み食、どろみ食等の複数の食事形態での対応をもつて選択メニューとみなしてよいか。 →食事形態の種類を確認する項目ではなく、利用者がメニューを選択できることを確認してください。メニューは献立であり食事の品目であると見えます。「流動食、刻み食、どろみ食等の複数の食事形態」によって品目が異なり、利用者が選択できるのであれば該当するものと思われます。(19.2.5 公表センター／調査機関連絡会Q&A)						

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容			各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)							
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設												

→確認のための材料は「食事のメニューが選択できることが確認できる資料がある。」とあるので、あくまでも選択できることが確認できるで確認をお願いします。

この項目の考え方には、利用者によって食事時間やメニューの嗜好が異なるため、利用者に合わせた形で提供することが重要である。」ことに留意して判断をお願いします。
(19.2.5 公表センター/調査機関連絡会Q&A)

Q: 前述の質問で、「選択が常態化している」ことを要件とする場合に、この選択とは、通常は「ハイキング」や「和食と洋食の選択」を想定するが、例えば、利用前(入所前)のアセスメントや本人への希望聴取により、事前に利用者の嗜好を把握し、食事を提供している場合、あるいは、配膳時に利用者が食事を変えて欲しい等の希望を受け入れを変更するケースも選択の範疇としてよいか?

A: 標記されている「確認のための材料以外の材料で「確認事項」が確認できる場合は「その他」欄に記載します。利用者の希望を把握し、反映させる仕組みがある場合は、「その他」欄(74-(1)(2)(3)(4)(5))を活用し、示していただければよいと考えます。

Q: この項目について、「日常的な全食事が選択できることを確認する」などとおり、アセスメント時点で確認し実施していた本人の嗜好に基づく提供は、この部分での選択としては該当せず、「その他」欄への記入などしているが、この確認事項自体が、事業所を苦しめるために記載されているような気がしてならないのだが。

A: 日常的な全食事(朝食)がメニュー選択できるかどうかの情報は、利用者のサービス選択において、有益な情報といえるのではありません。また、「その他」欄への記載と確認のための材料の「あり・なし」については、優劣関係はありません。

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)									
		大	中	小	確認のための材料 食事の場所が選択できることが確認できる文書がある。	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡	
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I-2 (6) ①c					・利用者の希望に応じて、食事の場所が選択できること(食堂以外に、居室や屋外での食事等)が記載された文書を確認します。	●	●	●	●	●		
						食事は食堂でどることなどなっているが、利用者の居室で食事をどつたことが選択できることについて確認を要するほどのように判断するか。	●						
						一休調不良等、非常時だけではなく、日常的な仕組みとして食事場所が選択できることについて確認を要していると考えます。 (公表センター/20.7.22「調査情報項目の確認に関する調査集計結果」センターコメント)							
・特定施設入居者生活介護	I-2 (6) ②a				・利用者の咀嚼又は嚥下能力に応じた流動食、刻み食等を提供し、管理することが重要である。	同じ資料、記録をもって両方「あり」としてよいか。							
					・咀嚼能力や嚥下能力が低下している利用者に対しては、流動食や刻み食等、その状況を考慮した食事提供がなされていることを確認する。	→①のb「食事のメニューが選択できることが確認できる資料がある。」は、利用者の嗜好による選択・洋食・和食・バイキング等であるのに対し、②のa)利用者の咀嚼又は嚥下能力に応じた流動食、刻み食等を提供していることが確認できる記録がある。」は、身体状況による選択について、という違いがあります。(19.4.19 シルバーアクセス)							
					・介護記録等において、栄養管理が必要な利用者への食事提供の際に適切なカロリーを計算した記述があることを確認する。	・介護記録等において、利用者の食事摂取量に関する記載があることを確認する。							
					・食事の摂取の自立に向けた自助具(食器類)があることを確認する。自助具については、事業所が用意したものでも、利用者個人が持ち込んだものでも構わない。	・現場の実態は予防給付・介護給付ともに一體的に運営されていることが多いと思われるため、介護予防においても尋ねることとしている。							
・特定施設入居者生活介護	I-2 (6) ②d				食事の摂取の自立に向けた自助具(食器類)の使用について、実際に使っている食器等で確認できる。	◆市販の自助具ではなく、利用者が使いやすい形状の食器等に個別に変更することにより対応している場合も「あり」とします。							

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)		岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		大	中	小	確認のための材料						
訪問介護	I 2 (4) ①	入浴介助、清拭及び整容についての記載があるマニュアル等がある。	・サービス提供の知識、技術等を向上させるためにには、サービスの内容に応じたマニュアルが必要である。	・具体的な資料名は、「業務マニュアル」、「サービスマニュアル」等が参考されるが、事業所によっては他提供手順書等が考案されている場合がある。	・上記のような事業所から提示された資料に入浴介助、清拭及び整容に関する記載があることを確認する。	・ただし、夜間対応型訪問介護においては、通常業務として夜間に入浴介助、清拭及び整容を行っていることが想定ににくいため、調査項目として設定されていない。	◆ 入浴直前ではなく、毎朝の定期的な記録でも「あり」とします。	●	●	●	●
特定施設入居者生活介護	I 2 (6) ③ a	入浴前の体温及び血圧測定の記録がある。	・入浴前の体温及び血圧測定の記録がある。	・入浴は身体に負荷がかかるため、体温及び血圧の測定を行い、利用者の身体状況を把握した上で適切な入浴サービスが提供される必要がある。	・入浴前の体温及び血圧測定の結果が介護記録又は看護記録等に記録されていることを確認する。	・脱衣の際、又は入浴中に、プライバシーが保護されることが必要である。	午前中の入浴の場合は、入浴直前ではなく、毎朝の定期的な体温、血圧等の確認と同一でも差し支えないことがあります。			●	

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス 施設	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)							
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根
・介護老人福祉施設	I 2 (6) ③a	利用者等が希望する入浴方法(一般浴、特殊浴、浴槽、リフト浴等)を把握した記録がある。	・入浴介助の質を確保するためにには、利用者等の希望を尊重した上で、利用者等の状態に合わせ柔軟に対応することと、入浴介助時のプライバシーの保護が重要である。	◆入所者以外の家族等から把握した希望でもよいこととします。	・希望する入浴方法を利用者等が選択するため、又は選択できるかどうかを検討するため、利用者等の意見や希望を聴取したことがわかる記録を確認する。	・入浴介助マニュアル又は他の入浴方法等の記述があるかどうかを確認する。	・入浴介助時(リフト浴等)を利用する入浴方法(一般浴、特殊浴、リフト浴等)を把握した記録がある。」とありますか、この利用者等が希望する入浴方法に、入浴回数や入浴時間(朝風呂を希望する)も該当しますか。	●	●	●	●
・介護老人福祉施設	I 2 (6) ③b	利用者等の状態についての記載があるマニュアル等がある。	・入浴介助時(リフト浴等)を利用する入浴方法(一般浴、特殊浴、リフト浴等)を把握した記録があるかどうかを確認する。	・入浴介助マニュアル又は他のマニュアルの中に、利用者等の状態に応じた入浴方法等の記述があるかどうかを確認する。	・入浴介助時(リフト浴等)を利用する入浴方法(一般浴、特殊浴、リフト浴等)を把握した記録があるかどうかを確認する。	・入浴介助マニュアル又は他のマニュアルの中に、利用者等の状態に応じた入浴方法等に記述があるかどうかを確認します。	→当制度においては内容まで間わないこととしている為、事業者が自己の責任において、入浴方法に該当するとして提示してくるのであれば、明らかに異なる場合を除き、「あり」になるものと考えます。	●	●	●	●
・特定施設入居者生活介護施設	I 2 (6) ③b	入浴介助時の利用者のプライバシーの保護についての記載があるマニュアル等がある。	・入浴介助マニュアル又は他のマニュアルの中に、利用者等の状態に応じた入浴方法等に記述があるかどうかを確認します。	・入浴介助マニュアル又は他のマニュアルの中に、利用者等の状態に応じた入浴方法等に記述があるかどうかを確認します。	・利用者ごとの個別な対応について記載したもの(施設サービス計画書等)をマニュアルとしている場合は「なし」とします。	・入浴介助マニュアル又は他のマニュアルの中に、利用者等の状態に応じた入浴方法等に記述があるかどうかを確認します。	・入浴介助マニュアル(リフト浴等)を利用する場合は「O:なし」とします。	●	●	●	●
・介護老人福祉施設	I 2 (6) ③b	入浴介助時の利用者のプライバシーの保護についての記載があるマニュアル等がある。	・入浴介助マニュアル(リフト浴等)を利用する場合は「O:なし」とします。	・入浴介助マニュアル(リフト浴等)を利用する場合は「O:なし」とします。	・入浴介助時(リフト浴等)のプライバシー保護について定めたマニュアル(リフト浴等)に関する記載があることを確認します。	・入浴介助マニュアル(リフト浴等)を利用する場合は「O:なし」とします。	・入浴介助時(リフト浴等)のプライバシー保護について定めたマニュアル(リフト浴等)に関する記載があることを確認します。	●	●	●	●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			各県のマニュアルの記載内容							
		大	中	小	確認のための材料 留意点	(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・訪問介護	I-2-(4)-(3)				・利用者の状態に応じた排せつ介助を行うことが重要である。	・訪問介護(介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護の質を確保し、サービス提供の知識、技術等を向上させるためには、サービスの内容に応じたマニュアルが必要である。 ・具体的な資料名は、「業務マニュアル」、「サービス提供手順書」等が考られるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。 ・上記のような事業所から提示された資料に排せつ介助に関する記載があることを確認する。						
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I-2-(6)-(4)b				・排せつ介助時のプライバシーへの配慮についての記載があるマニュアル等がある。	・利用者ごとの個別な対応について記載したものは「なし」とします。 ・排せつ介助時のプライバシー配慮について定めたマニュアル、又は他のマニュアルの中に、排せつの際のプライバシー配慮に関する記載があることを確認します。						
・訪問看護	I-2-(8)-(1)				・利用者の病名が記載されている訪問看護記録書ーIが記載されるとともに、利用者のバイタルサインのチェック及び症状が記載されている訪問看護記録書ーIIがある。	①及び②をともに確認します。 ①訪問看護記録書ーI又は診療録に、利用者の病名の記載がある。 ②訪問看護記録書ーII又は診療録に、利用者のバイタルサイン(体温、脈拍、血圧、食欲、睡眠、排せつ等)及び症状の記載がある。						
					・初回訪問時ににおいて利用者の病名を把握し、以降のサービス提供時にも利用者の病状やバイタルサインを把握した上で、サービスを提供していることが重要である。 ・訪問看護記録書ーIに利用者の病名が記載されているとともに、訪問看護記録書ーIIに利用者のバイタルサインのチェック及び症状が記載されていることを確認する。	・訪問看護記録書ーIIとは2回目以降の訪問時ににおける利用者の経過情報(病状、バイタルサイン、実施した看護・リハビリテーション内容等)を記録する文書であり、事業所によっては他の名前を使用している場合がある。						
					・上記以外の書類に記載されている場合は、下記その他欄に記入します。							

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)							
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根
・訪問看護	I.2.(8)⑤	当該サービスに係る計画書及び訪問看護記録書一Ⅱに、睡眠の支援の記録がある。	・訪問看護(介護予防訪問看護)計画書に睡眠支援(睡眠しやすくなることを目的とした、疼痛緩和のためのマッサージや足浴、生活指導等)が位置付けられている利用者について、実際に支援が行われていることが重要である。	・訪問看護(介護予防訪問看護)計画書及び訪問看護記録書一Ⅱのケア実施項目に睡眠支援の実施について記載があることを確認する。	・訪問看護の支援とは、足浴、生活指導等を行うことである。・睡眠支援とは、疼痛緩和のためのマッサージや足浴、生活指導等を指し、薬による睡眠の支援は、内指導にあたるため該当しません。	・左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述 睡眠の支援とは、足浴など、マッサージや、生活指導などが考えられるとともに、睡眠薬として薬の投与や睡眠状態の確認では、どのように判断したらよいでしょうか。 →当該項目は、睡眠しやすくすることを目的とした支援等を行っているかを問う項目です。看護師等により、指定基準に沿って作成された訪問看護計画上に記載されている睡眠支援に係るサービス等であれば、内容は問わないものと考えます。	●	●	●	●	●
・訪問看護	I.2.(8)⑦	予定していたに看護職員が訪問できなくなりた場合の対応手順についての記載がある。	・事業所側の都合で予定されていたに看護職員が訪問できなくなつた際に、迅速に対応できるよう手順が明文化されていることが重要である。 具体的な資料名は、「業務マニュアル」、「サービス提供手順書」等が考案されるが、事業所によっては他提供手順書を使用している場合がある。 予定されていたに看護職員が訪問できなくなつた場合の一連の手順が記載されていることを確認する。	・対応した経過や結果を記載した記録のみある場合は「なし」とします。 ・極めて小規模な事業所等で、代わりに訪問する従業者がいないために予定していたサービスを中止している場合は、その対応手順を書面で確認し「1:あり」とします。	●	●	●	●	●	●	●
・介護老人福祉施設	I.2.(6)⑤a	利用者等の体調の変化の発見及び対応方法についての記載があるマニュアル等がある。	・利用者等の健康を維持するためには、介護職員、介護支援専門員、生活相談員が、医療に関する知識や看護職員等との業務の役割分担等について熟知しておくことが重要であり、服薬管理研修、医療安全研修等医療に関する教育、研修等を実施していることを確認する。 ・服薬管理についてのマニュアル等と、看護職員が服薬管理を行うことについて明記した文書を、それぞれ確認する。	・入所者等ごとの個別な対応について記載したもの(施設サービス計画書等)をマニュアルとしている場合は「なし」とします。							

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)		岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡	
		大	中	小	留意点							
・介護老人福祉施設	I-2-(6) ⑤)b	従業者に対する医療に関する教育、研修等の実施記録がある。			・当該調査期間中に実施していないなくても、前年度実施した実績があります。 今年度も実施を予定しているのが確認できれば「1:あり」とします。		●					
・介護老人福祉施設	I-2-(6) ⑤)d	看護職員による服薬管理を行っていることが確認できる文書がある。			・分担表等に、「入所者の健康管理」とだけあり「服薬管理」という表記 が無い場合は「なし」とします。		●					
・介護老人福祉施設	I-2-(6) ⑥	就寝時に着替える支援を行うことが記載された文書等がある。			Q.なぜこの項目は服薬管理に限っているのか?健康管理の中に当然 服薬管理も含まれており、服薬管理に限って項目とされた意図は? A.公表情報に関する有識者の検討部会において、介護の現場における服薬管理は重要であるとの検討の結果、調査項目として位置付けられたものであります。		●					
・介護老人福祉施設	I-2-(6) ⑥	毎日、起床時及び就寝時に着替える支援を行うことが記載された文書等がある。			◆定期的な実施を確認するため、1人の入所者について、連続する3 日の記録を確認します。		●					
・介護老人福祉施設	I-2-(6) ⑥	・利用者等の生活のリズムを維持するために毎日 の着替えが重要である。 ・着替え支援のタイミングとして、毎日、起床時及び就 寝時に支援を行っている記録・着替えの支援に関する マニュアル等があることを確認する。			変更前は「着替えの支援を行っている記録がある。」となっていましたが、当 該項目を満たす確認のための材料は「着替えを行うことが記載された 文書」か、「文書」かあるいは「記録」か、どちらを確認すればよいか。 →確認事項は、「衣類は、毎日、起床時及び就寝時に着替える支援を行っている。」と変更はありませんが、質問にあるとおり確認のための 材料が、「介護サービスの実施記録に…を行っている記録がある。」 から、「…支援を行うことが記載された文書等がある。」に変更されています。 については、事業所として毎日、起床時及び就寝時に着替えの支援を行 う旨の記載がある文書について確認するものと考えます。 実施記録しか材料が無い場合は、確認事項が「支援を行っている」と なっているので、確認のための材料に代わるものとして「その他欄」に 記載すれば良いものと考えます。 (公表センター/20年度調査員フォローアップ研修等Q&A)		●					

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	
		大	中	小	留意点
・介護老人福祉施設	I 2 (6) ⑦ ^a	利用者等ごとの利 用前の生活環境、 習慣等の記録があ る。	・利用後も、在宅時 の生活が継続できること が重要である。例え ば、入居前に使つて いた家具の持ち込み、 利用者等の信仰への配 慮等がある。	・具体的には、施設 サービス(短期入所生活 介護・介護予防短期入所生活 介護・地域密着型施設サービ ス)計画書等に、利用前 の生活環境の記録があ ることを確認する。 ・サービス提供内 容等に關する記録に、利用者等のこれ までの生活及びそ の継続に配慮した記 録が記載されているこ とを確認する。	・入所者等又はその家 族の、入所前の生活環 境・習慣等の継続につ いての希望を聽取し、 継続を実施した記載 でもよいことします。 →調査期間内が対象 になるものと考 えます。ただし、新規入所者 がいる場合などは都道府 県の判断でもよいものと考 えます。
・介護老人福祉施設	I 2 (6) ⑦ ^b	利用者等ごとの利 用前の生活環境、 習慣等の記録があ る。			・入所者等又はその家 族の、入所前の生活環 境・習慣等の継続につ いての希望を聽取し、 継続を実施した記載 でもよいことします。 →質問のケースでは、「そ の他」欄への記載がふさわしいものと考 えます。(19.4.19 シル振Q & A)
・介護老人福祉施設	I 2 (6) ⑧ ^b	利用者等ごとの体 位変換等の実施記 録がある。			・エアーマット等の床 ずれ防止用具を使用して いる場合も「あり」としま す。

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)							
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根
・訪問介護	I.2.(4)⑤	・具体的な資料名は、「業務マニュアル」、「サービス提供手順書」等が考えられるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。	・訪問介護(介護予防訪問介護)の質を確保し、サービス提供の知識、技術等向上させるためには、サービスの内容に応じたマニュアルが必要である。	利用者ごとの個別な対応について記載したもの(訪問介護計画書等) はマニュアルにはあたりません。	●	●					
・訪問介護	I.2.(4)⑦	・上記のような事業所から提示された資料に食事介助に関する記載があることを確認する。 ・ただし、夜間対応型訪問介護においては、通常業務として夜間に食事介助を行っていることが想定しくいため、調査項目として設定されていない。	・上記の業務マニュアル、「サービス提供手順書」等が考えられるが、事業所によっては他に位置づけ実施した記録があるならば、見守りのみでも「あり」として良いと思われる。(19.2.5 公表センター/調査機関連絡会Q&A)	見守りのみ実施しているが「あり」としてよいか。	●						
・訪問介護	I.2.(4)⑦	・口腔ケアは、摂食等に係る口腔内の清潔の確保及び歯下障害のある者への見守り等について行われるものであり、訪問介護(介護予防)、夜間対応型訪問介護)としても重要である。	・具体的な資料名は、「業務マニュアル」、「サービス提供手順書」等が考えられるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。	利用者ごとの個別な対応について記載したもの(訪問介護計画書等) はマニュアルにはあたりません。	●	●					

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス 施設	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)					
		確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・介護老人福祉 施設	I 2 (6) ⑨	口腔ケアを毎日の標準的なサービスとして行うことについての記載がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者や寝たきりの人など自分で歯磨きができるように援助されていることが望ましい。 ・具体的な資料名は、「業務マニュアル」、「サービス提供手順書」等が考えられるが、事業所等によっては他の名称を使用している場合がある。 ・口腔ケアを毎日の標準的なサービスとして行うことが記載されていることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・記載された文書はないが、毎日、歯磨き介助等の口腔ケアを実施する3日分の実施記録を確認できた場合に「あり」とします。 ● 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者や寝たきりの人など自分で歯磨きができる利用者が毎食後、口腔ケアができるようにならうように援助されていることが望ましいです。 ・記載の材料に「毎日の標準的なサービスとして行う」とあります。ここでは「利用者に対して毎日行うサービスとなっている」と理解します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者や寝たきりの人など自分で歯磨きができる利用者が毎食後、口腔ケアができるようにならうように援助されていることが望ましいです。 ・記載の材料に「毎日の標準的なサービスとして行う」とあります。ここでは「利用者に対して毎日行うサービスとなっている」と理解します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者や寝たきりの人など自分で歯磨きができる利用者が毎食後、口腔ケアができるようにならうように援助されていることが望ましいです。 ・記載の材料に「毎日の標準的なサービスとして行う」とあります。ここでは「利用者に対して毎日行うサービスとなっている」と理解します。
・介護老人福祉 施設	I 2 (6) ⑩	摂食又は嚥下障害に軽度の記載があるマニュアル等がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・摂食、嚥下障害に対するケアの仕組みとして、マニュアル等を整備しておくことは重要である。 ・具体的な資料名は、「業務マニュアル」、「サービス提供手順書」等が考えられるが、事業所等によっては他の名称を使用している場合がある。 ・上記のような事業所等から提示された資料に摂食、嚥下障害に対するケアに関する記載があることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者ごとの個別な対応について記載したもの(施設サービス計画書等)をマニュアルとしている場合は「なし」とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 	<ul style="list-style-type: none"> ● 	<ul style="list-style-type: none"> ● 	<ul style="list-style-type: none"> ● 	<ul style="list-style-type: none"> ●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)								
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・介護老人福祉施設	I-2 (6) ①a	介護及び看護の記録の開示方法についての記載がある文書がある。	ここでいう「看護の記録」とは、看護にかかるわる記録という意味であり、看護師が書いたといった看護記録とは限らないものである。	・利用者本位のサービスを提供するためにには、「情報を開示し、サービスの透明性を図ることが必要である。利用者等又はその家族から求められなくても、事業所側から開示していくくという基本的な姿勢を問う項目である。	①テキストの留意点には、「利用者等又はその家族から求められなくて、事業所側から開示していくく」とある。そこで、「記録の開示方法」としてはどのような方法が挙げられるか。	→①定期的に利用者等又は家族と面談し介護及び看護の記録を報告する。定期的に利用者等又は家族に対し介護及び看護の記録を手交又は送付する、などが考えられるのではないか。	●	●	●	●	●	●
・介護老人福祉施設	I-2 (6) ①b	介護及び看護の記録についての記載がある文書がある。	・介護及び看護の記録について何らかの記載がある文書、利用者等又は家族に報告又は開示を行った記録を確認する。具体的な報告の方法については特に聞いていないが、介護及び看護の状況を口頭で報告したという記載、定期的に利用者等又は家族と面談し介護及び看護の記録を報告したという記載、定期的に利用者等又は家族に報告されたいいものである。	・介護定期的に利用者等又は家族に面談し介護及び看護の記録を手交又は送付したという記載などが考えられる。	「求められなくても、事業所側から開示している」開示方法以外は、「なし」とするべきか。あるいは、介護及び看護の記録の開示についての記載文書があれば「あり」と判断してよいのか。	→あくまでも留意点にある「利用者等又はその家族から求められなくても、事業所側から開示していくく」は基本的な事業者としてるべき考え方を記載しているのです。	確認のための材料として求められているのは、開示方法についての記載がある文書ですので、介護及び看護の記録の開示についての記載文書があれば「あり」と判断してよいものと考えます。(18.8.15 厚生労働省Q&A)	●	●	●	●	●
・介護老人福祉施設	I-2 (6) ①b	介護及び看護の記録について、利用者等又はその家族に対する報告又は開示を行った記録がある。	重要事項説明書、契約書、又は個人情報保護方針等にサービス提供記録を開示することが明記されている場合は、「確認できた」としてよしいでしようか。	→開示方法についての記載がある文書となつており、あくまでも開示方法の記載であるので、重要な事項説明書、契約書、又は個人情報保護方針等にサービス提供記録を開示するには該当しないものとを考えます。ただし、確認事項では、家族に対して開示していることだから、その他に「重要な事項説明書、契約書、又は個人情報保護方針等にサービス提供記録を開示することが明記」とすることがよいものと考えます。	●	●	●	●	●	●	●	

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)					
		大	中	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・訪問介護	12 (5) ①	確認のための材料 留注意点	・介護の質を確保する仕組みとして、移乗・移動介助及び通院・外出介助のサービス提供手順を明文化し、情報を共有しておくことが重要である。 ・具体的な資料名は、「業務マニュアル」、「サービス提供手順書」等が考えられるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。 ・上記のような事業所から提示された資料に移乗・移動介助及び通院・外出介助に関する記載があることを確認する。	「移動・移乗介助」で1つの分類、「通院・外出支援」で1つの分類と考え、それぞれの分類が「及び」で結ばれているので、それぞれの分類について何等かの記載があれば良いものと考えます。	●	●	●	●	●
・特定施設入居者生活介護	12 (7) ①	看護職員が、服薬管理を行っていることが確認できる文書がある。	利用者ごとの個別な対応について記載したもの(訪問介護計画書等) はマニュアルにはあたりません。	●	●	●	●	●	●
			・移乗・移動介助は、車いすへの移乗、安全移動のための通路の確保等であり、通院・外出介助は、目的地(病院等)に行くための準備、バス等の交通機関への乗降等をさす。(参考 訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(平成12年3月17日老計10厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)) ・ただし、夜間対応型訪問介護においては、通常業務として夜間に通院・外出介助を行っていることが想定しにくいため、移乗・移動の介助のみに関する記載があることを確認する。	◆協力薬局等が服薬管理を行っている場合は、「なし」とします。 ・分担表等に、「利用者の健康管理」とだけあり「服薬管理」という表記がない場合は「なし」とします。	●	●	●	●	●
			・看護職員が、服薬管理を行っていることが確認できる文書がある。	留意点に「服薬管理ノート以外に、カルテや看護記録等に服薬管理ノートについてのマニュアル等と、看護職員が服薬管理を行うことについて明記した文書を、それぞれ確認する。」とある。この違いの理由は何か。 →特定施設は、居住の場との性質が強いことから、医療関係の当該事項については、特養、老健の該当箇所よりも、より具体的に記述させていただいております。特に趣旨が異なるためといったことではありません。					

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)								
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・介護老人福祉施設	I 2 (7) ① a	ターミナルケアの対応についての記載があるマニュアル等がある。	・利用者等又はその家族の希望に基づいたターミナルケアを実施するためには、医師や本人、家族等との関係がしっかりと構築されていることが重要である。	・ターミナルケアの対応について記載のあるマニコアル等があること、ターミナルケアに関する研修の実施記録があることを、それぞれを確認する。	・ターミナルケアとは、ここでは看取り介護や終末期ケア等の概念も含めており、本人及び家族への十分な説明と合意をもとに、本人への直接的なケアを行うことや家族等への精神的支援を行うこと等が考えられる。	「ターミナルケア」の定義は。 →ターミナルケア (terminal care) : 終末期の医療・看護・介護。治療の見込みがなく、死期が近づいた患者に対し、延命治療中心ではなく、患者の人格を尊重した看護(ケア)を中心の包括的な援助を行うこと。身体的苦痛や死に直面する恐怖を緩和し、残された人生をその人らしく生きられるよう援助を行う。(出典:三訂 介護福祉用語辞典(増補版) 中央法規出版株式会社) (公表センター/19年度調査員養成研修Q&A)	●	●	●	●	●	
・介護老人福祉施設	I 2 (7) ① b	ターミナルケアに関する従業者に対する研修の実施記録がある。				確認事項が「～の希望に基づいた」となっていることから、aiについて、①利用者等又はその家族の希望に沿っているか。②マニュアル等がある。の2点を確認する必要があるか。	●	●	●	●	●	
・介護老人福祉施設	I 2 (7) ②	利用者ごとの血圧、体温及び脈拍についての定期的な記録がある。			・利用者の日常の体調変化の把握は、健康管理のために重要である。 ・バイタルサインチェックとして、血圧・体温・脈拍のすべての確認があることを確認する。	→確認事項「利用者等又はその家族の希望に基づいた」を併せて確認することが望ましいと考えますが、「確認のための材料」を満たせば良いこととします。(公表センター/19年度調査員養成研修Q&A)	◆定期的な実施を確認するため、1人の利用者についての連続する3回分の記録を確認します。 ◆入浴時の記録でも「あり」とします。	●	●	●	●	●
・特定施設入居者生活介護	I 2 (7) ②											

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)							
		大	中	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・特定施設入居者生活介護	12(7)②a	ターミナルケアの実施に関する医師の意見書がある。		・利用者等又はその家族の希望に基づいたターミナルケアを実施するためには、医師や本人、家族等との関係がしっかりと構築されていることが重要である。	・対象期間中にターミナルケアを実施する入所者がいない場合「なし」とします。	●	●	●			
		・「ターミナルケアの実施に関する医師の意見書」とは、医師の意見を書き込んだ記録や家族と面接したときの医師の記録を指す。		・「ターミナルケアにに関する同意書」、「ターミナルケアカンファレンス記録」等に、利用者等又はその家族の署名若しくは記名捺印があることを確認する。	・「ターミナルケア」という表現がなくとも、同内容の記載があれば「あり」として差し支えないこととします。	●	●	●			
				調査対象施設では、入所時に「ターミナルケアの実施に関する医師の意見書」(b) 同意書」を取りついている。この「年間調査対象期間」に新規の入所者がなかった。この入所時の「意見書」「同意書」の提示で「あり」としてよろしいでしょうか。	●						
				→基本的に考え方では、調査対象期間に事例がない場合、「なし」になります。本項目は、入所時における確認に限ったものではございません。	●						
				Q: 「医師の意見書」と「医師の指示書」の違いは?	●						
				A: 「医師の指示書」とは、医療行為について訪問看護等、在宅時において、用いられることが多いですが、ここでは、医療行為等に関する医師からの「指示」が記録された文書ではなく、あくまでも医師の意見が記録されたもの、医師と家族の面談が記録されたものを指します。「意見書」という文言により、「かかりつけ医意見書」と混合されてしまうかもしれませんが、ここでは、ターミナルケアに関する医師の意見が示されているものを指しています。	●						
				Q: ここでいう「医師の意見書」とは、医師が自ら記入した文書あるいは医師の所見等について別のもの(看護師等)が記載したものでもよいのか?またこの場合、当該意見書への医師の署名又は記名捺印まで求められるか?	●						
				A: 確認のための材料について「意見書」は、ターミナルケアに関する医師が直接記したもののか、別の者(看護師等)が医師の意見や指示を書き留めたものであっても差し支えありません。	●						

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)							
		大	中	小	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・訪問看護	I-2 (12)	当該サービスに係る計画書及び訪問看護記録書一Ⅱに記録がある。	・訪問看護(介護予防訪問看護)計画に精神的な悩みや不安への看護が位置付けられている利用者について、実際に看護が行われていることを確認する。 ・訪問看護計画書及び訪問看護記録書－IIのケア実施項目に精神的看護の実施が記録されていることを確認する。	・訪問看護の質を確保するために、利用者及びその家族が抱える悩み、不安等に対する相談・支援が行われる必要がある。	※精神的看護とは、利用者やその家族が抱える悩み、不安等に対する相談や支援を指します。	●	●				
・特定施設入居者生活介護	I-2 (8)	年間行事予定表等又は活動報告書等に、アクトイティの記載がある。	・趣味や楽しみ等のイベントが行われ、利用者が自分の嗜好に合わせて参加を選択することは、利用者の「生活の質」を高めることにつながり、重要である。 ・年間行事予定表等又は活動報告書等の文書に、アクトイティ(日常生活を豊かにする活動)の種類、活動年月日、活動の様子についての記述を確認する。	・利用者の生活の質の向上のために、趣味、歌、手芸などのアクトイティ(日常生活を豊かにする活動)を実施した記録を確認します。	●	●					
・介護老人福祉施設	I-2 (8) ②a	利用者等ごとに、そ の希望する自立支援方法の記録がある。	・利用者等が生きがいを持つて生活できるように、自立支援の実施に当たっては、利用者等の希望及び能力を把握する仕組みがあることが重要である。 特に、認知症高齢者の場合、意思の疎通は難しいが、過去の生活歴、職歴等から潜在的に有している能力についても把握していくことが重要である。	ここでいう自立支援方法とは、具体的にどういった内容を想定されているのでしょうか。 →ここでは、介助にかぎらず、幅広に利用者の能力等に応じできることを支援していく取組と考えてよいものと考えます。	●						
・介護老人福祉施設	I-2 (8) ②b	利用者等ごとの能 力の記録がある。	・利用者等の残存能力を維持向上させ、自立につなげるという視点からの支援方法に関する記録があることを確認する。 ・利用者等の残存能力を評価した記録があることを確認する。	ここでは、具体的にどのようなものを確認すればよろしいでしょうか。 →例えば、フェースシートやアセスメントシートに記載されているADLの記載を確認すれば、「あり」と判断してよいものと思われます。	●	●	●	●	●		

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)					
		大	中	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・介護老人福祉施設	1.2 (8) ③a	利用者等の外出又は外泊の支援についての記載があるマニュアル等が詳しく支援の実施記録がある。	・ここでいう外出又は外泊とは、プログラムの一環ではなく、利用者等の生きがい確保に配慮した日常的な散歩等をいう。	・外出又は外泊の支援についての記載があるマニュアルとは具体的に入所者の外出又は外泊を実現するための対応が記述されれば「あり」とします。	●	●	●	●	●
・介護老人福祉施設	1.2 (8) ③b	外出又は外泊について、利用者等の記録がある。	・マニアル等に、利用者等の外出又は外泊を実現するための対応について記述されていることを確認する。	①「あり」となるケースの例 ・プログラムの一環ではなく入所者の生きがいや希望に配慮した散歩・施設側から家族との連携を図ったことにより、外出又は外泊した施設側の支援により、希望した入所者数人のグループで食事に出かけた。 ②「なし」となるケースの例 ・家族との外出又は外泊の記録のみで、施設側の支援の記載がない	●	●	●	●	●
・通所介護	1.2 (8) ③b	外出又は外泊について、利用者等の記録がある。	・短期入所生活介護の場合、外泊は考えにくいが、事業所等に準じた表現をしている。	・通院は生きがい確保のための外出には該当しないため「なし」とします。	●	●	●	●	●
・特定施設入居者生活介護施設	1.2 (5) ①	利用者の家族の参加が確認できる意見交換会、懇談会等の記録又は利用者の家族との連絡帳等がある。	・意見交換等の機会については、利用者、家族の状況や相談のしやすさに配慮した多様な手段が提供されていることが重要である。	・利用者の家族が参加している意見交換会、懇談会等の記録又は利用者の家族との連絡帳等、意見交換等が行われたことがわかる文書を確認する。	●	●	●	●	●
・介護老人福祉施設				・利用者・家族からの意見等の記載の内容は確認しません。	●	●	●	●	●
				・利用者・家族との意見交換会と「利用者の家族との交流」の違いは何か。	●	●	●	●	●
				→前者は、意見の交換を目的としたものであり、家族の発言の場の提供、家族の要望調査、サービス改善や業務改善のためのアソシングといった意味合いが強いかと思います。	●	●	●	●	●
				一方、交流は、行事参加なども想定され、親睦や利用者・家族の楽しみ、気分転換なども期待される機会になります。	●	●	●	●	●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)							
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根
・訪問介護	I-2 (6) ①				・訪問介護(介護予防訪問介護)の質を確保し、サービス提供の知識、技術等を向上させるためには、生活援助をはじめとする各種のサービスに応じたマニュアルが必要である。	利用者ごとの個別な対応について記載したもの（訪問介護計画書等） (はマニュアルにはあたりません。)					
・訪問介護	I-2 (6) ③	調理に関する留意事項がある 利用者の状態に合わせた調理の実施について記載しているマニュアル等がある。			・利用者の状態に留意した調理を実施する仕組みがあることが重要である。 ・具体的には、「調理マニュアル」、「業務マニュアル」等の書類に、調理に関して留意すべき事項がある利用者の状態にあわせた調理の実施について記載することを確認する。	利用者ごとの個別な対応について記載したもの（訪問介護計画書等） (はマニュアルにはあたりません。)					
・訪問介護	I-2 (6) ③	べき事項がある 利用者の状態に合わせた調理の実施について記載しているマニュアル等がある。			・高齢者を対象とした調理の際の一般的な留意点について記載されたものでも、個別のものでも、色々な障害にあわせた留意点が記載された総合的な調理マニュアルでも問題ないと考えられる。 ・ただし、夜間対応型訪問介護においては、通常業務として夜間に生活援助を行っていることが想定しにくいため、調査項目として設定されていない。	・高齢者を対象とした調理の際一般的な留意点について記載されたものでも、個別のものでも、色々な障害にあわせた留意点が記載された総合的な調理マニュアルでもよいこととします。					

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		大	中	小						
・通所介護	12(6)①a	入浴介助についての記載があるマニュアル等がある。	サービス提供の知識、技術等を向上させるためには、利用者の身体状況に応じた入浴介助が必要である。	利用者ごとの個別な対応について記載したものを作成する場合は「0:なし」とします。						
・通所介護	12(6)①b	入浴介助のための材料	・サービス提供の知識、技術等を向上させるためには、利用者の身体状況に応じたマニュアルが必要である。 ・具体的な資料名は、「業務マニュアル」、「サービス提供手順書」等が考えられるが、事業所によつては他の名称を使用している場合がある。 ・上記のような事業所から提示された資料に入浴介助に関する記載があることを確認する。 ・入浴は身体に負荷がかかるため、体温及び血圧の測定を行い、利用者の身体状況を把握した上で適切な入浴サービスが提供される必要がある。 ・入浴前に利用者ごとに健康状態(脈拍、血圧、体温等)を確認した記録を確認する。 ・そもそも通所系の事業所として、入浴サービスを提供しないためマニュアル等に記載がないような場合は「該当なし」欄にチェックする。単に入浴サービスの事例が当該期間になかつただけのケースは「該当なし」にはあたらない。	※午前中の入浴の場合は、サービス提供開始時の体温、血圧等の確認と同一でも差し支えないこととします。 →明確に「入浴〇〇分前からの記録といつた基準は設けられていないのか。 →明確に「入浴前のバイタルチェックについてどの立までなければならないのか。 →明確に「入浴サービスを提供するにあたり、利用者の健康状態を確認している記録があるのかの確認となります。 →確認事項①、確認事項②、小項目(9)、確認事項①、確認のための材料b、この項目はサービス提供開始時に利用者毎の健康状態の記録の確認となり、入浴前の記録とは場面、対象が異なるため別途確認となります。						
・通所介護	12(6)①b	入浴前に利用者ごとの健康状態(脈拍、血圧、体温等)を確認している記録がある。	事業所に着いた後のバイタルチェックのみでいいのでしょうか。入浴直前のバイタルチェックが必要なのでしょうか。 →P98の場合入浴介助の質を確保する為の仕組みで入浴前に健康状態を確認している取り組みがあるか。入浴直前のバイタルチェックが必要か、必要でないのかは問われていません。また、事業所に着いた後のバイタルチェックはP104の健康管理のための取組状況で確認をするものと思われます。							

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)							
		大	中	小	確認のための材料 留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・通所介護 ・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I 2 (6) ②)b	排せつ介助時の、利用者のプライバシーへの配慮についての記載があるマニュアル等がある。				●	●				
・通所介護	I 2 (6) ③)a	トイレの手すりがある。			・トイレ内の安全性を確保する仕組みとして、多様なハンディキャップや事故等のリスクに配慮した環境が整備されていることが重要である。 ・手すりの有無、トイレ内のスペース状況、車いす対応可能なトイレの状況等の設備状況を視認する。		●				
・通所介護	I 2 (6) ③)b	トイレ内に、介助者が介助できるスペースがある。			トイレ内の介助のスペースのあるなしの具体的な判断基準はありますか?	→特に具体的基準(広さなど)はありません。 事業者の報告により、スペース有りであつた場合、調査時の事業所の説明(見学)で介助者がトイレ内で介助できるということであれば確認できただで良いと考えます。	●	●	●	●	
・通所介護	I 2 (6) ③)c				トイレの広さ、どう見ても狭いのに「これで十分介護できる」と事業所が言い張る場合はどうするのか。	→介護をするために十分な広さが確保されているかを問うていいのではないので、「あり」とします。 (18.6.5 公表センター/調査員養成研修Q&A)		●			

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		大	中	小						
・通所介護	I 2 (6) ④ a	食事について、利用者の希望及び好みについての記載があるマニュアル等がある。	・食事は利用者にとって楽しみの1つであり、利用者が十分な食事をとることが重要である。	・食事についての「好み」とは食事内容の嗜好を指し、「希望」とは食事の嗜好を指す、「要望等」を指します。	●	●				
			・利用者ごとに食事の希望及び好みが記載され、利用者ごとに食事の希望や好みへの対応等について検討した記録等があることを確認する。	・「献血会議」等の記録、又は他の会議の中で利用者ごとに食事の希望や好みへの対応等について検討した記録等があることを確認する。	●	●				
			・利用者ごとに食事の希望及び好みが記載され、利用者ごとに食事の仕方や場所等食事内容以外の食事に関する希望等を記載する。	・食事についての好みとは食事内容の嗜好を、希望とは食事の仕方や場所等食事内容以外の食事に関する希望等をさす。	●	●				
			・そもそも通所系の事業所として、食事の提供を実施しないこととしている場合は「該当なし」欄にチェックする。単に食事提供の事例が当該期間になかったケースは「該当なし」にはあたらない。	利用者ごとの個別な対応について記載したもの(療養通所介護計画書等)をマニュアルとしている場合は「〇なし」とします。	●	●				
・通所介護	I 2 (6) ④ b	利用者ごとの希望及び好み、摂取量又は嗜好の記録がある。		及び、又はどこにかかるか。どこまでを求めているか。 →希望及び好み(a)、摂取量(b)又は嗜好(c)の記録とよみ、a, b, cのどれかの記録があることを確認する。(シルバーフレーム)		●				
				「希望及び好み」とありますか、「ここでは希望文は好みのどちらかが記載されていますが、よいこととします。	●	●				
・通所介護	I 2 (6) ④ c	利用者ごとの希望及び好みについて検討された食事についての会議の記録がある。		検討会議がサービス担当者会議のなかで実施された場合も「あり」とします。	●	●				

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)					
		確認のための材料 留意点		岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・通所介護 ・介護老人福祉施設	1.2 (6) ⑤ ^a	<p>利用者ごとの栄養状態に関する課題を把握する(アセスメント)解決すべき課題がある。</p> <p>・通所介護(介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、療養通所介護)計画書等の中に利用者ごとに栄養状態に関する課題が記録されていることを確認する。</p> <p>・利用者又はその家族の同意については、栄養改善のための計画書に署名若しくは記名捺印があることを確認する(療養通所介護は除く)。</p> <p>・通所介護(介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、療養通所介護)計画書等に栄養に配慮したサービスを実施した記載又は、利用者の栄養状態の記録等を確認する。</p> <p>・当該項目は、事業所の栄養マネジメント加算の有無にかかわらず、栄養改善サービスが必要な利用者に対する取組について求められている項目である。</p> <p>・そもそも通所系の事業所として、食事の提供を行わず栄養改善サービスもを実施しないこととしている場合は「該当なし」欄にチェックする。単に栄養改善サービスの事例が当該期間になかったケースは「該当なし」にはあたらない。</p>	<p>・利用者の状態に応じた栄養改善のためには、栄養状態に関する課題を把握し、栄養改善のための計画を作成し、計画に従って栄養管理を行うことが重要である。</p> <p>・通所介護(介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、療養通所介護)計画書等の中には記名捺印が行われることをもつて「あり」としてよいか。</p> <p>→加算の有無は関係なく栄養マネジメントの必要な利用者を対象として、確認のための材料の取組みが行われているかどうかを調査していく、確認のたまに様式は問うていませんので、利用者ごとの栄養ケア計画について同様が確認できればよいものと考えます。 (シルバーフィールド2019年都道府県職員研修)</p> <p>実施記録は毎日の記録が必要か。何ヶ月に1回実施状況を把握した記録でもよいか。</p> <p>→ここでは期間について問うておりませんので、実施記録の有無について確認すれば良いものと考えます。(19.4.19 シルバーフィールドQ&A)</p> <p>対象者を低栄養状態又はそのおそれのあるものに限定せず、糖尿病のカロリー制限や腎臓疾患の利用者に対する水分制限等の栄養管理も含みます。当該事業所においての栄養管理の内容が記載されない場合は「なし」とします。</p> <p>栄養マネジメント加算を算定している事業所は栄養アセスメントの記録を確認します。</p> <p>Q:「この項目の確認のための材料a「アセスメント記録」・b「同意を得るための文書」・c「サービスの実施記録」の実施確認の資料については、同一人物の確認が必要か? A:同一人物の確認がより望ましいものと思われますが、それぞれに独立した項目ですので、同一人物にどちられる必要はないと考えます。</p> <p>栄養マネジメントの「あり」「なし」もしくは「該当なし」の判断について教えてください。</p> <p>→栄養マネジメントを行っており、確認のための材料a、b、cの記録、家族の署名若しくは記名捺印、栄養改善実施記録の確認できるものがなければ「あり」、確認できなければ「なし」。調査対象期間内に該当者がいない場合は「なし」となります。事業所(通所系)として食事提供、栄養改善サービスを実施していないこととしている場合のみ「該当なし」となります。</p>	●	●	●	●	●	●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡	
		大	中	小	確認のための材料 留意点					
・通所介護 ・介護老人福祉施設	12 (6) ⑤b	利用者ごとの栄養ケア計画についての同意を得るために文書の同意欄に、利用者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。			個別の栄養ケア計画書でなければ認められないか? Q: 通所介護計画書に栄養状態に関する計画が記載され、同意の署名若しくは記名捺印があることをもつて「あり」「なし」としてよいか? 同様に、口腔機能の改善のための計画に関する同意を得たための文書についても通所介護計画書でよいのか? A:特に様式は問ういませんので、利用者ごとの栄養ケア計画、もしくは口腔機能の改善のための計画について、同意が確認できればよいものと考えます。	●				
・通所介護 ・介護老人福祉施設	12 (6) ⑤c	栄養改善のためのサービスの実施記録がある。			栄養改善の実施の記録を確認するための材料とはなりません。	●				
・通所介護	12 (6) ⑥a	利用者ごとの口腔機能についてのアセスメント(解決すべき課題の把握)記録がある。			Q: ここの項目の確認のための材料a「アセスメントの記録」・b「同意を得る文書」・c「サービスの実施記録」の資料について、同一人物の確認が必要か? A:同一人物の確認がより望ましいものと思われますが、それぞれに独立した項目ですので、同一人物にどちらわれる必要はないと考えます。	●	●	●		
・通所介護	12 (6) ⑥b	利用者の口腔機能の向上のためには、口腔機能に関する課題を把握し、口腔機能の改善のための計画を作成し、計画に従って口腔機能の向上へのサービスを行うことが重要である。 ・通所介護(介護予防通所介護・認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護、療養通所介護・計画書等の中に利用者ごとの口腔機能に関する記録があることを確認する。 ・利用者又はその家族の同意については、口腔機能の改善のための計画書に署名若しくは記名捺印があることを確認する(療養通所介護を除く)。			口腔機能向上加算の有無に係わらず、口腔機能の向上のためのサービスを提供する事業所は、当該確認のための材料への回答が必要となります。	●	●			
・通所介護	12 (6) ⑥c	通所介護(介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護・計画書等に口腔機能の向上のためのサービスを実施した記載又は、利用者の口腔機能に関する記録等があることを確認する。			Q: アセスメントや実施記録について、どの程度の内容が確認できればよいか? A:確認のための材料で求めているものが確認できれば良いものと考えます。なお、本制度は実施記録等の程度や内容等を判断するものではありません。 利用者のアセスメントにより、個別に行うブラッシング、義歯の手入れ、嚙下体操等を行っている場合は確認のための材料となります。	●	●			
・通所介護	12 (6) ⑥d	当該項目は、事業所の口腔ケア加算の有無にかかる わらず、口腔機能向上サービスが必要な利用者に対する取組について求められている項目である。			全員が一齊に行うブラッシング、義歯の手入れ、嚙下体操等の実施記録のみでは「なし」とします。	●				
・通所介護	12 (6) ⑥e	口腔機能の向上のためのサービスの実施記録がある。			・口腔機能向上加算を算定していない事業所の場合、ケア記録等にサービスの実施記録があることを確認します。	●				

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)								
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・通所介護	1.2 (7) ②	健康状態に問題があると判断した利用者からの情報や主治医等の指示に基づいて適切な処置を行われるよう備えることが重要である。			・利用者の健康状態を確認し、異常がある場合には、家族からの情報や主治医等の指示に基づいて適切な処置を行われるよう備えることが重要である。	ここでは、サービス内容を変更した場合は「なし」とします。	●	●	●	●	●	●
・通所介護	1.2 (8) ① a	利用者の状況に応じた送迎についての記載があるマニュアル等がある。			・送迎の手順や時間等について利用者、家族等とともに、必要事項が担当者に伝達される仕組みがあることが重要である。	平成18年4月から送迎加算が廃止になっていることに伴い、この項目の必要性はあるのでしょうか。 →「安全な送迎の取組の状況」に関して公表するための項目であり、介護報酬加算の有無に関するものではありません。	●					
・通所介護	1.2 (8) ① b	利用者の状況に応じた送迎についての記載があるマニュアル等がある。			・送迎についてのマニュアル(手順書等)とは、送迎の手順などについて記載された冊子等で従業者がこれを見て標準的なサービスを提供していくものであり、手順とは、送迎を行うに当たり利用者の状況に応じた対応方法(順序、段取り等)についていうものである。	利用者ごとの個別的な対応について記載したもの(通所介護計画書等)を記入する場合ではない」とします。	●	●				
・事業所	1.2 (8) ②	利用者の状況に応じた送迎についての記載があるマニュアル等がある。			・利用者の送迎に際する心身の状況、環境等についての記載がある記録とは、利用者の身体状況や精神状況を踏まえて、送迎に使う道路や周辺環境に関する留意事項等について記載されている、個別シート(ファイル等)の記録である。	Q: マニュアル等とは、一般的な送迎に際する留意事項や手順が記載されているものでよいのか? 利用者の状況に応じたどは、どこまでの内容が必要なのか、車椅子の人への対応、認知症の人への対応等、いくつかの症例についての手順が記載されなければならない?	●					
・事業所	1.2 (8) ③	利用者の状況に応じた送迎についての記載があるマニュアル等がある。			・事業所としてそもそも送迎を実施しないこととする場合は、「該当なし」欄にチェックをする。	A: マニュアル等とは、一般的な送迎に関する留意事項や手順が記載されているものでよいものと考えます。具体的には、車椅子の人への対応、認知症の人への対応等、いくつかの症例についての手順が記載されなければならないものと考えます。	●					

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)					
		確認のための材料 送迎の人員体制 ・介助のための 人員が配置されて いることが確認でき る文書がある。	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・通所介護	1.2.(8)② ^a	・利用者の状況に応じた介助の手順や人員の配置等、安全対策が講じられていることが重要である。 ・事業所としてそもそも送迎を実施しないこととしている場合は、該当なし欄にチェックをする。	Q: 山間部等の送迎について、道路の状況等により軽自動車による送迎しかできず、この場合に運転手が介助者も兼ねて1人で対応している場合は「なし」となるのか? A: 上記のような特殊事情により1名で対応しているケースが一部あつた場合に、そのことにより「なし」となるものではありません。常態として介助員が同乗せず常に1名で対応している場合は「なし」となります。	●	●	●	●	●	●
			送迎車両への乗降、安全確保のために介助のための人員を配置しているとあるが、この人員がボランティアであつても構わないか。(ボランティアであることから、介護サービスの範疇に含まれないと考えられる。)	●					
			→ 本項目は「安全な送迎のための取組の状況」を聞いているものであり、安全確保のために配置する人員が職員かどうかを問うているものではありません。 ボランティアが介護保険サービスではないとしても、安全確保のための取り組みがなされいることから、確認のための材料の要件配置が確認できる文書記録を隠したいたいれば問題ないと考えられます。 (19.6.5 公表センター/調査員養成研修Q&A)						
			Q: 確認のための材料 ^a について、確認できる文書とは、規程等で記載されている文書をもつてありとしてよいか?それとも、送迎を行った際に記載された職員配置表等でよいのか? A: 確認のための材料 ^a については、介助のための人員が配置されていることが確認できる文書があるというなどなので、規程の中にその記載があるればそれで良いし、職員配置表等で確認できればそちらでよいと考えられます。				●		

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)								
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・通所介護	12 (9) ①	年間のレクリエーション計画等及びその実施記録がある。	・ここでいうレクリエーションとは、集団活動のみを意味するものではなく、例えば音楽鑑賞や季節に応じた楽しみのための活動など、個々の利用者の状態に応じた娛樂を含むものである。	・「年間レクリエーション計画」又は「年間行事予定表」等の文書があることを確認する。1年を半期ごとに分割している場合は、半期のみの確認で構わない。	・さらに、「活動報告書」等の文書に、実施されたレクリエーション活動の内容についての記述があることを確認する。	レクリエーション活動が計画的に行われ、スケジュールが利用者にも公開されていることが重要である。	レクリエーションではなくアクティビティという記載のものでもよいこととします。	レクリエーション計画は、あくまで年間のスケジュール表がないことだめでしょうか?例えば、年度ごとの計画表はないが、どのレクリエーションに誰が参加するかの予定表があることをもつて「あり」としてよいでしょうか?	●	●	●	
・通所介護	12 (9) ②	少人数又は利用者ごとのレクリエーション計画及び実施記録がある。	・少人数又は利用者ごとのレクリエーション活動は、利用者の様々な状況に対応する多様なプログラムが用意され、利用者個々の心身の状況に応じて無理のない取組が行われていることが重要である。	・「レクリエーション計画」又は「行事予定表」等及び「活動報告書」等の文書をみて、少人数又は利用者ごとのレクリエーション活動の計画があり、かつそれが実施されたことを確認する。アクティビティの記載でも問題ない。	・少人数または利用者ごとのレクリエーションを計画的に行っていることを求めるものであるため、年間計画があることが望ましいが、年間計画でなくとも、月間計画、週間計画を立てて実施していくことが確認できればよいものと考えられる。	→この項目は、事業所の計画的(年間のスケジュールのわかる)なレクリエーション活動の把握又は継続的なレクリエーション提供を目的として求めているので、年間のレクリエーション計画を確認のための材料としているのです。ご質問の例ですと、「なし」になると考えます。但し、計画的に活動を行っていることがわかるものに関しては、「その他の欄」に記載するもの、と思われます。	●	●	●	●	●	
・通所介護	12 (9) ③	少人数	少人数	少人数	少人数	少人数又は利用者ごとのレクリエーション計画及び実施記録	法改正により、利用者個人に対しては「アクティビティ」という言葉が使用されるようになつたが、レクリエーションではなくアクティビティと記載した文書がある場合、「あり」としてよいか。	→アクティビティの記載でも問題ないものと考えます。(18.6.14 厚生労働省Q&A)	少人数又は利用者ごとのレクリエーション計画及び実施記録とは、具体的にはどのように判断すればよいか。	→例えば、介護サービス計画に記載されているレクリエーション(サービス内容)とその実施記録があれば、「あり」と判断して良いと考えます。(19.4.19 シルバーフィルタQ&A)	●	●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]	各県のマニュアルの記載内容 [に記載されたる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・通所介護 サービス	I-2 (10)	確認のための材料 留意点	<p>施設の構造が、安全を確保したパリアフリー構造になつていて工夫していることが望ましい。</p> <p>・床の段差、急な傾斜、鋭く角張った場所、滑りやすい床等の解消について工夫していることを見認する。</p> <p>・機能訓練のためあえて段差を設ける場合もあるが、ここでの工夫とは日常的な利用者の行動範囲におけるものという。</p>	<p>訪問した事業所が新設されたばかりの場合、そもそもパリアフリー構造となっており、段差そのものがなかつたりする場合は「なし」とするのか。</p> <p>→当初の設計、構造自体に、確認のための材料でいうところの「床の段差、急な傾斜、鋭く角張った場所、滑りやすい床等の解消について工夫」がなされているということで、「あり」として差し支えないと思われます。当該項目は「視認した結果、施設がパリアフリー構造となっている、あるいはその工夫がなされている」ことが確認できれば良いものと考えます。</p> <p>(公表センター/20年度オローラアップ研修等Q&A)</p>	●	●	●		
・訪問介護	I-2 (7) ① a	訪問介護員の接遇についての記載があるマニュアル等がある。	<p>「工夫」とは何か?どこまでが「工夫」として認められて、どこまでが認められないのか。</p> <p>→テキストの確認作業に当たつての留意点にある例示等の事項を参考にし、どれか1つ確認できれば良いこととなります。</p> <p>【確認作業に当たつての留意点】(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床の段差、急な傾斜、鋭く角張った場所、滑りやすい床等の解消について工夫していることを確認する。 ・機能訓練のためあえて段差を設ける場合もあるが、ここでいう工夫とは日常的な利用者の行動範囲におけるものをいう。 <p>(18.6.5 公表センター/調査員養成研修Q&A)</p>	●					
・訪問介護	I-2 (7)	訪問介護員の接遇についての記載があるマニュアル等がある。	<p>事業所としてよりよい接遇を従業者に周知させるためには、マニュアルを作成している必要がある。</p> <p>・具体的な資料名は、「業務マニュアル」、「サービス提供手帳書」等が考えられるが、事業所によつては他の名称を使用している場合がある。</p> <p>・上記のような事業所から提示された資料に、接遇に関する記載があることを確認する。</p> <p>・業務マニュアルではなく、マナーハンドブック等の別資料に含まれていても差し支えない。</p>				●		

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡	
		大	中	小							
・訪問看護	I 2 (14)	医療処置の手順についての記載があるマニュアル等がある。	・訪問看護では、医療処置を必要とする利用者が多く、その内容も様々であるため、手順等について明確に定めていることが重要である。	医療処置についてのマニュアルは、テキストの留意点による限りによると基本情報にチェックされている「全て」の項目を確認するあるが、テキストどうおいてよろしいか。	●						
・訪問介護	I 2 (7) ②	利用者の金銭管理についての記載があるマニュアル等がある。	・事業所として適切な管理方法を従業者に周知させるためにには、マニュアルを作成している必要がある。なお、ここでの金銭管理とは、主に買い物代行時の金銭の預りやお釣りの返却をさし、小銭の出納も含む。	利用者宅に管理簿があることをもつて「有り」とされている事業所については、調査当日に利用者から管理簿を借り入れてもらうか、あるいは、写しを準備しただけに必要にならなければ、利用者宅に管理簿がある場合は、当該書類の所有権を借ります。個人情報保護法においては、事業所側が当該書類を適正に管理する場合、利用者宅にある管	●						
・訪問介護	I 2 (7) ②	利用者の金銭管理についての記載があるマニュアル等がある。	・具体的な資料名は、「業務マニュアル」、「サービス提供手順書」等が考えられるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。	理簿の観点から、事業所側が当該書類を適正に管理する場合、利用者宅にある管理簿が調査当日に提示される際は、どのような観点からの配慮(姓名提示)することが求められると考えます。その場合に、利用者宅にマスキンングするなどが必要であると考えられます。同様に、住所欄に「金銭管理の記録の同窓を得たための文書の同意欄に、利用者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある」とあります。この場合に、金銭管理が調査当日に提示される際は、利用者の署名又は記名捺印があることを確認する。	●						
・訪問介護	I 2 (7) ②	利用者の金銭管理についての記載があるマニュアル等がある。	・上記のような事業所から提示された資料に、金銭管理に関する記載があることを確認する。	事業所の方針として買い物代行を実施しないこととしている場合や金銭を預からないこととしている場合は、「該当なし」欄にチェックをする。たまたま当該調査期間中に、該当する金銭管理の事例がなかったといった場合には、「該当なし」とはならない。	事業所側が、調査の趣旨、使用法等を説明し利用者又はその家族に理解いただいた上でお借りできるものではないでしょうか。また、調査員には介護保険法において秘密保持義務等が課せられていくことからも、「確認のための材料」どおり、金銭管理の記録における利用者又はその家族の署名若しくは記名捺印の確認により「あり」「なし」を判断して問題ないものと考える。	●					

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)						
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根
・訪問介護	2 (7) ③a	金銭管理を行つている利用者ごとの金銭管理の記録がある。	・金銭管理の適正な遂行には管理実施記録が必要である。	・具体的な資料名は、「金銭管理簿」等が考えられる場合がある。	・利用者が認知症だからといって解説は変わりません。	立替払いも金銭管理の対象となりますので、記録があれはそれを確認してください。 (公表センター/20.7.22「調査情報項目の確認に関する調査集計結果」センターコメント)	●				
・訪問介護	1 2 (7) ③b	金銭管理の記録の同意を得るための文書の同意欄に、利用者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。	・事業所の方針として買い物代行を実施しないことしている場合や金銭を預からないこととしている場合は、「該当なし欄」にチェックをする。たまたま当該調査期間に、該当する金銭管理の事例がなかっただけといった場合は「該当なし」とはならない。	・ただし、夜間対応型訪問介護においては、通常業務として夜間に金銭管理を行っていることが想定しにくいため、調査項目として設定されていない。	・なお、サービス提供記録と一体となつた記録形態でも差し支えない。	金銭管理は行っているが、本人の家にあるために、事業所の提出物に立替払いも金銭管理の対象となりますので、記録があれはそれを確認してください。 (公表センター/20.7.22「調査情報項目の確認に関する調査集計結果」センターコメント)	●	●	●	●	●
・訪問介護	1 2 (7) ③b	金銭管理の記録の同意を得るための文書の同意欄に、利用者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。	・具体的には、「金銭管理簿」等の文書に、利用者はその家族の署名又は記名捺印があることを確認する。	・授受等金銭管理の実施ごとに署名又は記名捺印のあることを確認。	・契約書等でお金を預かることに同意していることのみでは、この項目での確認のための材料にはなりません。	ここでいう金銭管理とは、主に買い物代行時の金銭の預かりやお釣りの返却を言つており、通帳等からの出納だけでなく、小銭等の出納(買物)も含み実施ごとに署名又は記名捺印があることをもつて「あり」と判断する。	●				
・訪問介護	1 2 (7) ③b	金銭管理の記録の同意を得るための文書の同意欄に、利用者又はその家族の署名若しくは記名捺印がある。	・ただし、夜間対応型訪問介護においては、通常業務として夜間に金銭管理を行っていることが想定しにくいため、調査項目として設定されていない。	・利用者が認知症だからといって解説は変わりません。	利用者が認知症だからといって解説は変わりません。	・利用者室に保管してある金銭管理制度でも署名または捺印が確認できれば「あり」とします。	※確認のための材料に「署名若しくは記名捺印がある」とあります この項目では、「署名」または「捺印」の確認で差し支えないものとします。	●	●	●	●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)							
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根
・訪問介護	12 (7) ④	利用者の鍵の管理についての記載があるマニュアル等がある。	・具体的には、「業務マニュアル」、「サービス提供手順書」等の書類に、鍵の預かり又は管理に関する記載があることを確認する。 ・事業所の方針として事業所が鍵を預からないことになつている場合は、「該当なし」欄にチェックをする(訪問介護においては、事業所の営業時間が深夜に及んでいない場合等が考えられる)。たまたま当該調査期間に、該当する鍵の管理の事例がなかつただけといった場合は「該当なし」とはならない。	・利用者の鍵の管理方法を従業者に周知させることが重要であり、マニュアル等で手順を明文化し、情報共有しておくことが重要である。	●	●					
・訪問介護	12 (7) ⑤	利用者ごとに、管理する鍵の本数、保管場所及び管理責任者の氏名の記載がある預り証の控えがある。	・利用者が鍵を事業者に渡す際には、預り証の交付が必要である。 ・具体的な資料名は、「預り証の控え」等が考えられるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。	・具体的な資料名は、「預り証の控え」等が参考されるが、事業所から提示された資料にて、鍵の本数、保管場所及び管理責任者氏名のすべてが記載されていることを確認する。 ・上記のような事業所から提示された資料にて、鍵の本数、保管場所及び管理責任者氏名のすべてが記載されて新たに鍵を預けるという利用者がいなかつたという事業者からの説明及び預り証の控えがあればその日付にかかわらず「あり」として良いものと考えます。」 ・事業所の方針として事業所が鍵を預からないことになつている場合は、「該当なし」欄にチェックをする(訪問介護においては、事業所の営業時間が深夜に及んでいない場合等が考えられる)。たまたま当該調査期間に、該当する鍵の管理の事例がなかつただけといった場合は「該当なし」とはならない。	●	●	●	●	●	●	●
					→そのとおりです。	●	◆該当なし欄にチェックに入る場合 ①事業所が鍵を預からない、 ②事業所は鍵を預かるが、対象期間内に鍵を預かった利用者がいなかつた				

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		大	中	小						
・訪問介護	12 (7) ⑥	予定していた訪問 介護員が訪問でき なくなつた場合の対 応手順についての文書 がある。	・具体的な資料名は、「業務マニュアル」、「サービス 提供手順書」等が考えられるが、事業所によっては他 の名称を使用している場合がある。	・上記のような事業所から提示された資料に、予定さ れていた訪問介護員等が訪問できくなつた場合の 対応方法が記載されていることを確認する。	代わりの訪問介護員等が利用者宅に訪問するまでの手順が含 まれていないといけない」というものではなく、事業所の主張・提示する 文書があれば「あり」とします。	●	●	●	●	●
・訪問看護	12 (18)	利用者の病状が急 に変化した時の連 絡方法についての記 載があるマニュ アル等及び病状が 急に変化した時の 連絡方法についての 記載がある利用 者のに対する説明 の文書がある。	・病状急変時の連絡をスムーズに行うための方法が、 利用者側、事業所側の双方において明確になつて いることが重要である。	・病状急変時の連絡方法について記載された利用者 向け説明文書を訪問看護ステーション・整養通所介護 事業所のマニュアルとして利用している場合でも差し 支えない。	病状急変時の連絡方法についての記載が算定してい る利用者のみに説明文書を渡している場合、「確認できたり」と判断して よろしいか。	●	●	●	●	●
・訪問看護	12 (19)	訪問看護記録書 に、最期を看取る方 法及びその場所 について、利用者 又はその家族の意 思の記録がある。	・最期を看取る方法及び場所について、利用者又は 家族の意思を確認し、その内容が記録されていること を確認する。	→こちらは、「緊急時訪問看護加算」の有無にかかわらず、利用者全体 に対して対応することを前提としている項目です。(19.4.19 シル振 Q & A) 利用者の病状が急に変化した時の連絡方法についての記載があるマ ニュアル等及び病状が急に変化した時の連絡方法についての記載が ある利用者に対する説明文書がある。 急変加算をとっている利用者にしか配布していない場合は「なし」とな るとの説明でしたが、原本を1件確認できれば「あり」とできるのでは なでしょうか。	→「急変加算」の有無に関わらず、利用者全体に対して対応している ことを前提としている項目ですが、利用者への配布確認までを求められ ていません。 従つて、マニュアル等及び連絡方法についての説明文書が確認できれ ば「あり」と考えます。	●	●	●	●	●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)						
		大	中	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根
・5サービス共通	I-3	① a	重要事項を記した文書等利用者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記されている。	・具体的には、「重要事項説明書」、「契約書」等、利用者に交付される資料に、相談、苦情等対応窓口の電話番号、及び担当者の氏名又は役職が記載されることを確認する。 ・この場合の窓口及び担当者は事業所単独ではなく運営法人の窓口及び担当者であっても差し支えない。	平成18年度調査票では、「責任者」の明示とされたいたが、平成19年度の記入票改訂により、「責任者」から「担当者」へ変更されている。本年度の取扱いとして、「責任者」、「担当者」どちらの明示であっても「あい」	●				
・5サービス共通	I-3	① b	相談、苦情等に対応するマニュアル等がある。	・相談、苦情等に対するマニュアル等がある。	利用者ごとの個別な対応について記載したもの（訪問介護計画書等）はマニュアルにはあたりません。	●				
・5サービス共通	I-3	②	相談、苦情等に対する記録がある。	・相談、苦情等への対応は、将来のサービスの質の向上のためにも、また、同様の相談、苦情等が発生した際に適切に対応するためにも、必ずその経過を記録として残して、情報を共有できるようにしておくことが重要である。	サービス計画に基づく個別の相談、苦情の対応も含むこととします。 相談又は苦情に関する記録のどちらかが確認できればよいこととします。	●	●			
・5サービス共通	I-3			・具体的には、「相談・苦情等対応記録」等の書類に、相談、苦情等を受け付けた日付、具体的な内容、担当者名及び対応結果が記載されていることを確認する。 ・ここでいう相談、苦情とは、一般的な相談、苦情等であり、当該サービスに係る計画に基づく個別の相談を除くものとします。 ・具体的には、「相談・苦情等対応記録」等の書類に、相談、苦情等を受け付けた日付、具体的な内容、担当者名及び対応結果が記載されていることを確認する。 ・ここでいう相談、苦情とは、一般的な相談、苦情等であり、当該サービスに係る計画に基づく個別の相談を除くものとします。	テキストの留意点では、「ここでいう相談、苦情とは、一般的な相談、苦情等であり、サービス計画に基づく個別の相談を担当者に行い、それに対応することは含めないものとを考えられる。」とあるが、当該サービスでヘルパーが時間を順守しない訪問時間帯はサービス計画に基づくものとを考えられる等の利用者からの申し出は、当該項目には当たらないのか。	●				
				→訪問時間の設定等については、サービス計画の内容に属するものであると考えられますが、質問にあるような「ヘルパーが時間を見失さない」といった、従業員の接遇に関する内容の相談、苦情は、当該項目でいうところの「相談、苦情等」に該当するものとを考えます。（公表センター／20年度フォローアップ研修等Q&A）						

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)									
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡		
・5サービス共通	I.3	③			・相談、苦情等を積極的に受け付け、組織的な対応を図ることも、対応や結果を利用者又はその家族に報告する仕組みがあることも重要である。	サービス計画に基づく個別の相談、苦情の対応も含むことします。	●							
・訪問介護 ・訪問看護 ・通所介護 ・特定施設入居者生活介護	I.4 (1)				・相談、苦情等を申し出た利用者又はその家族に個別に対応結果を説明、報告した記録を確認する。	・説明した内容の記録があれば、「相談、苦情等対応に関する記録」と同一の記録でもよいものとします。	●							
・通所介護	I.4 (1)				当該サービスに係る計画の評価を記入している記録がある。	・事業者は、訪問介護(介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護)計画における目標の達成状況を確認するために、定期的に計画の評価を行うことが重要である。 ・具体的な資料名は、「訪問介護(介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護)計画書」等が考えられるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。 ・上記のような事業所から提示された資料に、訪問介護(介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護)計画の評価についての記録があり、実際に評価がなされたことを確認する。	・確認事項、確認のための材料において、「定期的」となっている場合、その頻度(期間)をどのように確認すればよいか。 →ここでは、定期的に定期的として提示したものについて確認をしないので、事業所から示された定期的の期間のとおりの頻度で実施されていることを確認する必要があることから、調査期間の1年間分を確認する必要があります。 例えば、事業所が3か月に1回定期的にということであれば、年に4回というふうになるのでこれを確認する、また、年に4回分確認できれば良いことになります。 (19.4.19 シルバ振Q & A)	●						
・通所介護	I.4 (1)	①			当該サービスに係る計画等に、サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録がある。	・通所介護(認知症対応型通所介護・療養通所介護)計画等を通じて、利用者へのサービスの実施状況及び目標の達成状況を確認し、把握しておくことが重要である。 ・通所介護(認知症対応型通所介護・療養通所介護)計画書等に、サービスの実施状況及び目標の達成状況が記録されていることを確認する。	・通所介護計画の評価欄に、実施状況及び目標の達成状況が記載されている場合、それをもつて②の通所介護計画の評価欄に記載する「あり」としてよいのか。 →②については、評価の記録ですので、通所介護計画の良し悪し等の分析等を行った結果を記載していることが必要です。(19.4.19 シルバ振Q & A)	●						

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・訪問看護	14(1)①	訪問日及び提出した看護内容を記載した訪問看護報告書がある。	<p>・訪問看護(介護予防訪問看護)報告書等を通じて、利用者へのサービス提供状況を確認し、把握しておくことが重要である。</p> <p>・訪問日及び提出した看護内容等を記載した訪問看護(介護予防訪問看護)報告書が利用者ごとに作成されていることを確認する。</p>	<p>→ 指定基準の解釈、通知を踏まえて、訪問看護計画書及び訪問看護報告書において、「看護記録等の診療記録に記載されるもので差し支えないこととして取り扱い願います。当該診療記録に、確認事項及び確認のための材料で求められている内容の記載があるかどうか等を確認することとしてください。(シル振/19年都道府県職員研修)</p> <p>●</p>					
・介護老人福祉施設	14(1)①	利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。	<p>この項目でいう定期的にというのは、どの程度の頻度をいうのか?</p> <p>→例えば、半年に一回、年に一回というような形でも、事業所の方が定期的として提示したものがあればよいものと考えます。</p> <p>・相談の実施の頻度についてはは確認しないこととします。</p> <p>◆定期的及び随時の相談について確認する項目ですが、短期入所生活介護のみの場合は、随時の相談のみでよいこととします。</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	<p>●</p>	

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)						
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根
・介護老人福祉施設	1.4.(1) ②	事業所等全体の介護方法を検討する会議の記録がある。	施設サービス	・施設サービス(短期入所生活介護・介護予防サービス)計画における目標の達成状況の確認や、介護内容等の評価を行っている。 ①施設サービス計画の評価によるサービスの改善のために施設全体の介護方法について検討し、会議録に、会議の題目、日付、出席者、施設全体の介護方法を検討した記録がある。	①及び②をともにに確認します。 ②サービス計画の評価によるサービスの改善のために施設全体の介護方法について検討し、会議録に、会議の題目、日付、出席者、施設全体の介護方法を検討した記録がある。	●					
・訪問介護	1.4.(2) ①	3か月に1回以上 の当該サービスに関する会議を実施する会議の記録がある。	訪問介護	・具体的には、事業所等で行われた各種会議の議事録等において、実際に施設サービス(短期入所生活介護・介護予防サービス)計画、介護内容等の評価が行われるとともに、事業所等全体の介護方法が検討されたかどうか確認する。 ・利用者一人ひとりについて、訪問介護(介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護)計画の評価を行い、見直しに結びつけることが重要である。 ・3か月に1回以上事業所内で訪問介護(介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護)計画の見直しを議題とする会議を開催し、訪問介護(介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護)計画を見直すことが望ましい。 ・具体的な資料名は、「会議議事録」、「ケース資料」等が考えられるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。 ・事業所全体の会議でなくとも、当該利用者を担当するサービス提供責任者を中心とした会議(ミーティング)において評価(見直し)の必要性等の検討)を実施していくことを議事録から確認する。又は、当該利用者を担当するサービス提供責任者が利用者の訪問介護(介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護)計画の評価を行い、見直しが必要な者について、事業所全体の会議に議題としてかけるなども考えられる。 ・訪問介護(介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護)計画の見直しを議題とする会議が3か月に1回以上開催されていることを確認する。	◆3か月に1回以上の実施を4回分以上確認するものですが、この項目では、対象期間は1年間を多少拡大してもよいことします。 ●						●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)						
		大	中	小	確認のための材料	留注意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	14(2)	当該サービスに係る計画の見直しの時期を明記した文書がある。	・利用者一人ひとりについて、特定施設サービス(地域密着型特定施設サービス、介護予防特定施設サービス)計画の評価を行い、見直しに結びつけることが重要である。 ・具体的には、計画の見直しの時期又は頻度等が記載された文書、マニュアル等を確認する。	テキストの留意点にある「計画の見直しの時期又は頻度等等が記載された文書、マニュアル等」はないが、施設サービス計画の見直しを行った記録がある場合は「あり」と考えてよいか。 →確認のための材料では「当該サービスに係る計画の見直しの時期を明記した文書がある」となっているため、ここで「あり」となるのは、見直しの時期を明記した文書があつた場合に限られますので、「なし」になります。	●	●	●	●	●	●	●
		テキストの留意点では「当該サービスに係る見直しを行っている」とあります。 ただし、確認事項では「当該サービスに記載された文書欄に記載すれば良いものと見えます。 (18.7.13 厚生労働省Q&A)	テキストの留意点には、「計画の見直しの時期、又は頻度等等が記載された文書」とあるが、サービス計画書の短期目標・長期目標の横に書かれているので、「その他欄に記載すれば良いのか。 →「〇ヶ月」という記載が見直しの時期であれば問題ないものと考えます。	●	●	●	●	●	●	●	
		②「計画の見直しの時期を明記した文書」とは、個別の施設サービス計画の目標の達成時期を見直すことではないのか。あるいは、全ての利用者に対して、入所時からの経過期間や要介護度等により、標準的に定めた見直しの時期を指すのか。	→②確認のための材料では、「当該サービスに係る計画の見直しの時期を明記した文書がある。」となつてゐるため、ここでは、見直しの時期を明記した文書が求められています。 については、個別の施設サービス計画の目標の達成時期が見直しの時期であつても、あるいは、全ての入居者に対して、入所時からの経過期間や要介護度等により、標準的に定めた見直しの時期であつても、見直しの時期を明記した文書やマニュアルがあればよいものと考えます。 (19.7.30 シル振Q&A)	●	●	●	●	●	●	●	
		「個別の施設サービス計画」において、見直しを行った記録をもつて「あり」としてよいか? →材料として認められないものと考えます。									

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等に記載されている内容		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		大	中	小	留意点					
・通所介護 ・訪問看護	14 (2) ①	見直しの結果、委更が必要な場合に、該当サービスに係る内容及び日付を記載し、変更が不要な場合は、当該サービスに係る計画に更新日を記載している。	利用者一人ひとりについて、通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、療養通所介護(介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、療養通所介護)計画の変更の有無にかかわらず、見直しが行われていることを確認する。	結果的に通所介護(介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)計画を変更した利用者と、見直しの結果、通所介護(介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、療養通所介護)計画の変更した利用者との両方について通所介護(介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、療養通所介護)計画を確認することを必要である。	確認のための材料として、どこまでを要求しているのか。 →ここでは、変更が必要な場合と不要な場合の両方が確認できなければ「なし」と判断する、と考えます。(19.6.13 シル振Q&A)	●	●	●	●	●
・訪問介護 ・通所介護 ・訪問看護	14 (2) ②	居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の変更について、介護支援専門員(介護予防支援事業所等)に提案した記録がある。	会議等を通じて訪問介護(介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護)計画を見直した結果、居宅サービス(介護予防サービス計画)の変更が必要だと判断した場合には、介護支援専門員(介護予防支援事業所等)に提案することが重要である。	介護支援専門員あてのファイルをもつて報告の記録として差し支えあり Q: 上記の場合、実際に提案や報告をした用紙の控えに、報告日時、報告先・担当者名が記載されないといけないか? A: 具体的な指定はありませんが、報告がなされていることが証明できる向からかの記録があれば「あり」とします。	●	●	●	●	●	●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
サービス	大 中 小	確認のための材料 サービス担当者会議に出席した記録がある。	・介護支援事業員(介護予防支援事業所等)及び他のサービス事業所との連携のためには、サービス担当者会議に出席することが必要である。 ・具体的には、「経営記録」等の書類に、担当者がサービス担当者会議に出席したことなどが記録されていることを確認する。						
・訪問介護 ・通所介護 ・訪問看護	I 5 (1)	サービス担当者会議に出席した記録がある。	・具体的には、「経営記録」等の書類に、担当者がサービス担当者会議に出席したことなどが記録されていることを確認する。	●					
			【参考】居宅介護支援「1、5、(2) 確認事項①サービス担当者会議の開催又はサービス事業者との連携を図っている。 確認のための材料：「居宅サービス計画書第4表サービス担当者会議の要点又は居宅サービス計画書第5表サービス担当者に対する照会(依頼)内容の記載がある。」 テキスト留意点：「ただし、関係者が一同に集まることは物理的困難が伴うこともあるため、開催できない事情がある場合は、サービス担当者等関係者へ電話等により個別に照会し、意見を聞くことで代替することも差し支えない。」	●					
			→ 通所介護における確認のための材料では会議に出席した記録を問うているので、出席していないければ「なし」となる。 居宅介護では、サービス担当者会議の開催に重きを置いているわけではなく、サービス事業者との連携が図られているかどうかに主眼があり、その連携の中の1つにサービス担当者会議が確認事項にあげられる。開催できない事情がある場合は、電話等での個別の照会等で代替して連携が図られていればよいこととなる。 → 通所介護のようと思われるが、通所ではサービス担当者会議に出席しているかどうかの確認であり、居宅介護ではサービス事業者との連携が図られていることに主眼があることから、通所と居宅の視点が異なり、別件ど考え方がよいと考える。通所事業所等個々のサービス提供事業所には、担当者会議への出席を積極的に促す、居宅介護支援事業所には、まずは連携の重要性を促すとともに、個々の事業所を強制的に出席させるわけにはいかないとの事情を汲む、といったところだろう。(19.2.5 シルバ振Q&A)	●					
			・事業所は、利用者の主治医又はかかりつけ医と連携することが重要である。 ・具体的には、「アセメント記録」等に、利用者の主治医又はかかりつけ医の氏名及び連絡先が記載されているとともに、「業務マニュアル」、「サービス提供手順書」等に、主治医又はかかりつけ医に連絡する場合の判断基準やその手順について記載している。	●					
	I 5 (2)	利用者ごとの記録 に、主治医又はかかりつけ医の氏名等が記載されるとともに、マニュアル、連絡手順等に連絡する場合の基準等を記載している。	利用者 の主治の医師又はかかりつけ医の氏名は記載されているが、主治の医師に連絡する場合の基準が緊急時に連絡する」といった主旨のことが明記されていることだけで認めてよいのか。 →「緊急時には連絡する」は、どのような場合に主治医又はかかりつけ医に連絡するのかの記載に含まれると考える。(19.2.5 公表センター/調査機関連絡会Q&A)	●					

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)		岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		大	中	小	確認のための材料						
・訪問看護	1.5.(2)③	主治医に提出した 当該サービスに係 る計画書(写)が保 管されている看護 記録ファイルがあ る。	・作成した訪問看護(介護予防訪問看護)計画書を主 治医に提出していることが必要である。 ・主治医に提出した訪問看護(介護予防訪問看護)計 画書(写)が保管されている看護記録ファイルがあ ることを確認する。	実際の調査の現場で、計画書、報告書が確認できただとしても医師に提 出しているかどうかの確認が取りきれないと思われるが、調査としては これらの存在を確認できればよしとしてよいか。 →「看護記録ファイル」が保管されていれば、「あり」として取扱ってください。 (19.2.5 シル振Q&A)	● ● ●	● ● ●	●	●	●	●	●
・訪問看護	1.5.(2)④	主治医に提出した 訪問看護報告書 (写)が保管されて いる看護記録ファ イルがある。	・看護の内容及び利用者の状況について、訪問看護 (介護予防訪問看護)報告書に記録し、主治医に提出 していくことが必要である。 ・主治医に提出した訪問看護(介護予防訪問看護)報 告書(写)が保管されている看護記録ファイルがあ ることを確認する。	実際の調査の現場で、計画書、報告書が確認できただとしても医師に提 出しているかどうかの確認が取りきれないと思われるが、調査としては これらの存在を確認できればよしとしてよいか。 →「看護記録ファイル」が保管されていれば、「あり」として取扱ってください。 (19.2.5 シル振Q&A)	● ● ●	● ● ●	●	●	●	●	●
・特定施設入居 者生活介護	1.5.(1)a	協力医療機関との 協力に関する契約 書がある。	・利用者の急変等、緊急事態の際には、常に受入態 勢がどれる協力医療機関との連携が必要である。 ・利用者の入院や休日夜間等における対応について 円滑な協力を得るために必要な事項を取り決めた「協 力契約書」「覚書」等があることを確認する。	・協定書、覚書といった名称に関わらず、双方が記名押印を交わした契 約書にあたる文書であれば「あり」とします。	● ● ●	● ● ●	●	●	●	●	●
			・交わされた文書に双方の記名押印がなく、契約書にあたらない場合 は、その他欄に文書名を記載します。	原本は法人本部が所有している場合は、各事業所では写しだけを所持 していることがあるので、この場合は「写し」での確認でよいか。 →ここでは、確認のための材料として「契約書」とされている以上、原本 を確認できなければ「あり」とはできないが、「その他」欄を活用して「契 約書 写し」と記載していくたぐことで対処してください。(公表センター /20年度フォローアップ研修等Q&A)	●						

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)		岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡	
		大	中	小	留意点							
・特定施設入居者生活介護	I-5-(1)	b	協力歯科医療機関との協力に関する 契約書がある。		<ul style="list-style-type: none"> ・協力歯科医療機関を定めておくことは「努めなければならない」とされていますが、ここでは協力歯科医療機関との協力に関する契約書等を確認します。 ・協定書、貞書といった名称に限わらず、双方が記名押印を交わした契約書にあたる文書であれば「あり」とします。 	●	●					
・介護老人福祉施設	I-5-(1)	b	医療に関する緊急時における協力医療機関及び家族への緊急連絡体制についての記載がある文書がある。		<ul style="list-style-type: none"> ・交わされた文書に双方の記名押印がなく、契約書にあたらない場合は、その他欄に文書名を記載します。 ・利用者がいかりつけ歯科医毎に対応しているという場合は「なし」とします。 	●	●					
・特定施設入居者生活介護	I-5-(1)	c	医療に関する緊急時の責任者を明記した文書がある。		<ul style="list-style-type: none"> ・文書に求められる最低限の内容はどうななものか。 →特に定められていません。各自へ連絡がとれる緊急連絡網等が考えられます。が、緊急連絡体制として事業所が示してきたものを確認できれば良いものと考えます。 ◆協力医療機関とは協力病院を示し、協力歯科医療機関については確認しないこととします。 	●	●	●	●	●	●	
					<ul style="list-style-type: none"> ・協力歯科医療機関を定めておくことは「努めなければならない」とされていますが、ここでは協力病院及び協力歯科医療機関とともに緊急連絡体制を確認します。 							
					<ul style="list-style-type: none"> 責任者を明記した文書とは、どの程度の記載が必要か。医療に緊急時の責任者という記載はないが、職務分掌票等に看護師が医療全般を担当するという記載があることと、医療に関する緊急対応のマニュアルに、主任看護師等の役割が記載されている(責任者という記載はない場合)事をもつて「あり」としてよろしいか。 →ここでは、責任者を明記した文書が求められます。(19.4.19 シルバーフィールドQ&A) ・「看護職」といった記載のみでは「なし」とします。 ・「責任者」という表記はなくても、役職、氏名が表記されていればよいとします。 							

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)							
		大	中	小	確認のための材料 留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡	
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I-5 (2) ①c	地域の行事への参加の記録がある。			地域の行事の運営から携わってなければならないか。 →ここでは、参加しているか否かであり、運営から携わっていることまで は求めていません。 (19.4.19 シル振Q&A)	●	●					
					・利用者が参加した記録に限らず、従業者が参加した場合も「あり」とします。	●	●					
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I-5 (2) ②a	介護相談員又はオンラインブズマンとの相談、苦情等対応の記録がある。			・地域と連携してサービスを受ける利用者の権利侵害を防ぐ取組を行うことは重要である。 ・オンラインブズマンとは、利用者の苦情申立てや各種相談等を受け付けて、公正・中立な立場で調査をし、必要と判断したときには、嘗見表明やサービスの是正を勧告する制度的仕組みで、地域によって、「保健福祉オンラインブズマン」、「福祉オンラインブズマン」など若干名称が異なる場合がある。	報告された情報の作成日の前1年間に相談苦情の実績がない場合には、どのように取扱うか。 →前1年間に相談、苦情等の対応がない場合、今回の調査が象期間においては実績がない、ということです「なし」とするのが適当であると考えます。(公表センターにて20.7.22「調査情報項目の確認に関する調査集計結果」センターコメント)	●					
					※介護相談員は、利用者から介護サービスに関する苦情や不満等を聞き、サービス提供者や行政とのあいだに立って、問題解決に向けた手助けをする専門家です。	介護相談員の派遣は、市町村の「介護相談員派遣事業」にもとづいて行われます。						
					・第三者委員とは、苦情対応をはじめとして利用者の権利侵害を防ぎ、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、当該事業所との直接的な利害関係が無く、サービス利用者と事業所の間に介入して問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決等するために設けられたものである。ここでいう会議とは、事業所が社会性、客觀性、透明性等を確保するためには第三者委員を交えての意見等を聞くために設定された会議等である。	※福祉オンラインブズマンは、福祉サービス利用者の権利と利益を保護し、苦情解決やサービスの質の向上を目的として活動します。福祉オンラインブズマンには、施設独自の施設型福祉オンラインブズマン、市民による運営される地域型福祉オンラインブズマン、自治体が設置する行政型オンラインブズマンがあります。						
					・地域密着型サービスの場合は、指定基準に規定される運営推進会議における地域住民の代表者、所在地の市町村の職員等は、本質でいう第三者委員と解することができます。	事業所から相談、苦情等の対応の記録はないが、介護相談員等の来所した記録があるとのことで、「有り」と回答されたが取り扱いは如何か。	→面接調査の方法に示されておりますが、研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、当該会議等の題目、開催日時、出席者及び実施内容の確認をするものとする。となっています。これを踏まえると来所した記録だけでは「あり」とはなりません。(シル振/19年都道府県職員研修)	●	●			

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		大	中	小						
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設										
各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)										
「介護相談員又はオンブズマンとの相談、苦情等文面の記録がある。」 この、「介護相談員とは外部組織の方か。一般に第三者の「介護相談員」がいるということか。										
→ 介護保険制度と並行して、平成12年度から実施された「介護相談員派遣等事業」は、介護保険制度の框架を担うべき主体である「利用者」「サービス提供者」「市町村」を対象に、介護保険制度の目的である「質量の両面にわたる介護サービスの充実」の実現を推進するため、介護相談員は、介護サービス利用者からの日常的な不平・不満・疑問などの声を聞き、問題を未然に防ぐようサービス提供者とサービス提供者の橋渡し役として、また、サービス提供者や行政との間に立って、問題解決に向けた手助けをする専門家としての役割を持っています。 平成18年度施行の改正介護保険法においては、介護保険制度に新たに位置づけられた地域支援事業の中での事業実施が方向づけられ、さらに介護サービス適正実施指導事業(都道府県事業)に介護相談員養成研修等事業を創設し、介護相談員の養成等へのより一層の取り組みと推進が図られました。 この事業を実施するかどうかは、各市町村の判断に任せられています。市町村が介護相談員として登録した人が、その活動を行つてこなりますが、相談員になるには、養成研修を修了することが義務づけられています。(出典:介護相談・地域づくり連絡会 http://www.kaisgosodan.com/index.html) (公表センター/19年度調査員養成研修Q & A)										
「第三者委員」とは、具体的にどのようなものか。										
→ 第三者委員とは、当該施設との直接的な利害関係が無く、第三者の立場の者をされております。サービス利用者と施設の間に入つて問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決等する為に設けられるものです。 (19.4.19 シルバ振Q & A)										
「第三者委員制度」は、福祉施設等において苦情を解決するために社会性や客觀性を確保し、利用者の立場や特性に配慮して、適切な対応を推進するため設けられた制度です。社会福祉法人から委託された第三者委員により構成される合議体を第三者委員といいます。										
I 5 (2) ②b 第三者委員との会議記録がある。										
・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設										

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)					
		大	中	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・訪問介護 ・通所介護 ・訪問看護	1.5 (3)	困難な事例や苦情 につながる事例の 場合等を、地域包 括支援センターに つなげた記録があ る。	・地域包括支援センターとの連携については、特に介護予防サービスの提供に際して重要なが、介護サービスを提供する上でも、利用者やその家族に重層的に課題が存在している場合や、利用者自身が支援を拒否している場合は、地域包括支援センターと連携して支援を行うことが重要であり、介護サービス・介護予防サービスともに共通した項目として設定されている。 具体的には、サービス提供の記録又はサービス担当者会議の議事録等に、支援の困難な事例等を地域包括支援センターに報告を行ったことが記録されていることを確認する。	・地域包括支援センターに報告を行ったことが記録された事例等に、支援の困難な事例等を地域包括支援センターに報告を行ったことが記録されていることを確認する。	・地域の関係機関や住民に対して事業所の活動を公開し、理解と協力を得る関係が構築されていることが重要である。	市役所や公民館、地区の掲示板に貼り付けて広報啓発しているものも「配布」に含めて良いか。	●	●	●
・通所介護	1.5 (3) ①	事業所の広報誌、 パンフレット等を地 域に配布した記録 がある。	・事業所の行事、催し、サービス内容等について記載されたいた広報誌、パンフレット等を地域に配布した記録があることなどを確認する。 ・具体的には、「業務日誌」等に記載があることを確認する。	・事業所の行事、催し、サービス内容等について記載されたいた広報誌、パンフレット等を地域に配布した記録があることを確認する。	→配布に含めて良いものと考えるが、該材料は、あくまでも配布した記録があることで記録があることが必要です。(19.4.19 シル振Q & A)	市役所や公民館、地区の掲示板に貼り付けて広報啓発しているものも「配布」に含めて良いか。	●	●	●
・通所介護	1.5 (3) ② a	ボランティア申込 票、登録票、受入 票等がある。	・サービスの多様性の確保や、利用者への社会的な交流機会の提供のため、ボランティアの受け入れに積極的に取り組むことが重要である。 ・ボランティアをただ受けているのではなく、ボランティアとの話し合い、指導や事業所との関係等を明確にすることも取り組むべき課題である。	・ボランティアを受け入れる仕組みがあるか」を聞いてい る事項で、「ボランティアを受け入れる仕組みがあるか」を聞いてい るので、事業所が記載しているものがあるかないか。同一法人内 のボランティアセンターにある場合、「あり」になれば、「その他」欄に記載しても良いこと考 えます。(19.4.19 シル振Q & A)	→確認事項で、「ボランティアを受け入れる仕組みがあるか」を聞いてい るので、事業所が記載しているものがあるかないか。同一法人内 のボランティアセンターにある場合、「あり」になれば、「その他」欄に記載しても良いこと考 えます。(19.4.19 シル振Q & A)	ボランティア申込票、登録票、受入票等、事業所独自に行っているもの が必要でしょうか。	●	●	●
・特定施設入居 者生活介護 施設	1.5 (3) ③	・介護老人福祉 施設	・具体的には、ボランティアの氏名、受入や登録申込等の月日等が記載されている、申込票、登録票、受入票の他、受入簿、来所ノート、訪問票等のような、ボランティアの受入状況が把握できる記録を確認する。 ・ボランティアの活動内容、ボランティアが行う業務等の詳細を記載した書類、又は、ボランティアが具体的に活動した記録(事業所又はボランティアのどちらが作成したもの)でも差し支えないを確認する。	Q: ボランティアを受け入れる仕組みについて、ボランティア申込票、登 録票、受入票等、事業所独自に行っているものがあるかないかの確認のための材料以外に仕組みがある といふことであれば、「その他」欄に記載してもらえば良いこと考 えます。(19.4.19 シル振Q & A)	A: 確認事項で、ボランティアを受け入れる仕組みがあるかを問うている ので、事業所が記載している確認のための材料以外に仕組みがある といふことであれば、その他欄に記載していただければよいと考 えます。	Q: ボランティアを受け入れる仕組みについて、ボランティア申込票、登 録票、受入票等、事業所独自に行っているものがあるかないかの確認のための材料以外に仕組みがある といふことであれば、「その他」欄に記載してもらえば良いこと考 えます。(19.4.19 シル振Q & A)	●	●	●
						●	●	●	●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)							
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・運所介護 ・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	I-5 (3) ②)b	ボランティア活動プログラム、ボランティア活動記録等 がある。			ボランティア自身が作成した活動記録でも「1:あり」とします。 「ヨコハマイききポイント」の受入機関指定通知書のみでは「なし」とします。		●	●				
・5サービス共通	II-1 (1) ①	倫理規程がある。			・倫理の明文化は指定位準上、義務づけられていないが、適切な事業運営を確保するするために、事業所として全従業者が倫理を共有できるように明文化していることが重要である。 ・「倫理」の具体的な中身を問うものではなく、事業所における「倫理規程」があることを確認すればよい。 ・具体的な資料名は、「倫理規程」、「職員心得」等が考えられるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。	「就業規則」内で「服務規程」として判断してもよいでしょう →服務規程の内容にもよると思いますが、倫理に関する内容が含まれているのであればよいものと考えます。	●					
					公務員法を倫理規定と判断してよいでしょうか →「介護サービス情報の公表」制度では、内容まで問わないこととしているので、法人として、準ずる等と規定していければよいものと考えます。	●						
					「倫理」の定義は? 倫理の言葉の理解が一般的な考え方と異なる場合の対応はどうのうにしたらよいか。	→倫理の定義は特段示されていません。 職員として遵守すべき事柄や求められている資質等、一般的な意味合いで解釈していただいて差し支えないと考えます。テキストの留意点にあるように、この項目では「倫理」の具体的な中身を問うものではなく、各サービス事業所における「倫理規程」の有無を確認すればよい。」ので、名称はどうもあれ、事業所において上記のような規程を確認できれば良いと考えます。(公表センター/20年度フォローアップ研修等Q&A)						
					事業所単独のものではなく運営する法人のものでも「あり」とします。		●	●				

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]	各県のマニュアルの記載内容 [に記載されたる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手 東京 神奈川 福井 島根 福岡
大 中 小	確認のための材料 留意点			
・5サービス共通	II 1 (1) ②	<ul style="list-style-type: none"> 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修が実施される。 研修の実施状況を、研修実施記録で確認すればよい。 	<p>法人が実施する研修に参加しているが「あり」としてよいか。</p> <p>研修の実施記録で確認すれば、実施主体については問わない。 (19.2.5 公表センター/調査機関連絡会Q&A)</p> <p>「毎年度」とは具体的にどの期間をどうえて確認すべきか。調査実施時点か、報告された情報の作成日の前1年間か。</p> <p>→調査実施時点で、当該年度の事業計画等を確認すると取扱って差し支えないといえます。</p> <p>（公表センター/20.7.22「調査情報項目の確認に関する調査集計結果」セントーコメント）</p> <p>・倫理及び法令遵守に関する研修とは、サービスに従事するに当たり従業者が守るべき倫理や、介護サービスに関する各種法令等を内容とした研修等が含まれる。事業所に職員心得や倫理規程等が備えられている場合は、それに沿った研修でも差し支えないものと考えられる。</p>	●
・5サービス共通	II 1 (2)	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度の経営、運営方針等が記載される事業計画又は年次計画がある。 	<p>・理念や経営方針の実現に向けて、具体的な目標の設定と目標達成に向けた取組が計画的に実施されることが重要である。</p> <p>・年度ごとの経営運営方針が記載された事業計画又は年次計画等を作成していることを確認する。</p> <p>・事業計画とは中長期計画の中に、各年度の計画が定められたものを指し、年次計画とは各年単年度事業について定めた計画を指す。一定期間の計画を定めたものであればよい。</p> <p>・調査実施時点において、調査年度の事業計画又は年次計画を確認する。なお、半年単位や月単位等、年度単位よりも詳細な計画でも差し支えない。</p> <p>・事業計画には、少なくとも事業の内容及び事業の実施予定期が記載されていることが望ましい。</p>	<p>事業計画どは事業の内容と予定期等を記載したものであり、事業所の行事予定ではありません。記載されていない場合、口頭で説明できれば「1:あり」とします。</p> <p>当該事業所における経営理念・方針を具体的にどのように実現させていくのかといった視点がもにまれていることが求められます</p>

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)						
		大	中	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡	
・5サービス共通	II 1 (3)	事業計画及び財務内容を閲覧に供する書類がある。又は、閲覧できる。	・具体的な資料名は、「情報管理規程」等が考えられるが、利用者、その家族及び一般の方に対する情報開示に明記した文書がある。又は、閲覧できることが確認できる。	法人全体の内容だけの表示であれば「なし」となるものと考えます。ただし、事業所内容については、当該事業所の内容についてのものが望ましいが、事業所単独での財務内容を示すことが難しい場合は、法人全体の財務内容でも良いものと考えます。	●	●	●	●	●	
			・事業運営の透明性の確保のために、事業所の運営状況を示す資料として、事業計画及び財務内容に開示する資料を利用者及びその家族の求めに応じて開示しておあり、一般にも開示できる状態であることが重要です。	透明性の確保のため対象は、利用者及び家族だけではなく「一般」にも及びます。すなわち、閲覧の相手方を選定しないということが本旨です。については、事業所のお便りが利用者及び家族のみのものであれば対象とはなりません。通常であれば、ホームページやパンフレット等に掲載していますので、一般公開が考えられます。	●	●	●	●	●	
			・事業所又は法人の決まりとして、利用者、その家族及び一般の方に対して求めがあれば開示することになつていることを確認する。	利用者等に求められれば閲覧に応じているが「あり」としてよいか。	→求めに応じて開示する旨を規程類等において明文化し、法人又は事業所の決まりとしていることを確認できれば「あり」としてよいと考える。また、規程類がなくとも、事業所を訪れた利用者が実際に自由に閲覧出来るような状況になつていて、規程類等で明文化しておらず、また自由に閲覧出来ることは「あり」とは言えない。(19.2.5 公表センター/調査機関連絡会 Q & A)	●	●	●	●	●
			・情報管理規程がない場合、事業所を訪問した利用者、その家族及び一般の方が自由に「事業計画書」や「財務内容に関する資料」等の書類を閲覧できるようになります。又は、ホームページやパンフレット等で自主的に公表している場合は閲覧可能な状態と考えられる。	・財務内容に関する資料とは、収支、予算、決算等の内容がわかるものをいう。	→通常、「事業計画」とは当該事業所における経営、運営方針等に関する内容が具備されたものであると思われます。上記前提を踏まえて当該材料が「事業計画」として客観的に認めうるものであるか否か、また本制度では掲示された材料の質は問わないという趣旨等も斟酌した上で、個々のケースに基づき確認するのが適当であると考えます。	●	●	●	●	●
			・なお、財務内容については、当該事業所の内容についてのものが望ましいが、事業所単独で財務内容を示すことが難しい場合は、法人全体の財務内容でも差し支えなし。	「開覧できることかが確認できる」ということは具体的にどのようにことを確認すればよいか。	羌り上げ目標を事業計画として示された場合はどのようにに判断すればよいか。	●	●	●	●	●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)						
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根
・5サービス共通	II1 (4)	現場の従業者と幹部従業者が参加する業務改善会議等の記録がある。	・具体的には、「業務改善会議」等の会議の記録にて、会議開催日、出席者、事業所の改善課題の内容について記載があることを確認すればよい。出席者には、現場の従業者と幹部従業者の両方が含まれていることを確認する。	→財務内容については、収支、予算、決算等の内容がわかるものを指示しております。予算書は、財務内容の一部といえます。具体的には都道府県の考え方によりますが、「あり」となるかと思われます。(シル振/20年度調査員指導者養成研修Q & A)	事業計画とそれに含まれる予算書だけの提示(閲覧可能な状態にしている場合)でも「あり」としてよいのか。予算書は財務内容に該当しないか。	●	●	●	●	●	●
・5サービス共通	II1 (4)	現場の従業者と幹部従業者が参加する業務改善会議等の記録がある。	・具体的には、「業務改善会議」等の会議の記録にて、会議開催日、出席者、事業所の改善課題の内容について記載があることを確認すればよい。出席者には、現場の従業者と幹部従業者の両方が含まれていることを確認する。	→項目の趣旨は、事業所の改善課題を検討する中で、幹部、従業員それの意見を出し合つて総合的に課題を検討・共有する必要があるとの意から設定されています。つきましては、幹部と現場の従業者とが参加していくことが必要と考えます。また、事業所におけるものを対象としていますので、法人全体で行われる業務改善会議等は対象としていません。	業務改善会議は、法人全體で行われる業務改善会議等に、各事業の責任者一名ずつ(当該事業所の責任者一名を含む)が参加していることをつて「あり」としてよろしいか。ここいう幹部従業者とはどこまで役職のものとしますのか。	●	●	●	●	●	●
・5サービス共通	II1 (4)	現場の従業者と幹部従業者が参加する業務改善会議等の記録がある。	・具体的には、「業務改善会議」等の会議の記録にて、会議開催日、出席者、事業所の改善課題の内容について記載があることを確認すればよい。出席者には、現場の従業者と幹部従業者の両方が含まれていることを確認する。	→少數の従業者の事業所においては、立場がどうこうといふのは問題ないものと見えます。(19.4.19 シル振Q & A)	幹部従業者は管理者は含まれると考えてよろしいか。従業者が少數の事業所において、各従業者が幹部としての業務と現場従業者としての業務を兼務している場合、事業所の改善課題について検討している記録の中に、出席者について現場の従業者あるいは幹部従業者のいづれの立場なのかが明確でなくても「あり」としてよいか。	●	●	●	●	●	●
					名前(印鑑)だけの記載、捺印の場合は、どうすればよいのか。						
					→現場の従業者と幹部従業者が参加する会議で、出席者の名前だけの記載や印鑑だけの場合、口答で幹部従業者と従業者の確認をし、両方含まれていればよいものと思われます。会議の記録には、会議開催日、出席者、事業所の改善課題の内容について記載があるかの確認となります。						

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	
		大	中	小	留意点
・訪問介護	II-2(1)	管理者、サービス提供責任者、夜間面接相談員の役割及び権限について明記された職務権限規程等がある。	・具体的な資料名は、「運営規程」、「組織規程」、「業務限規程」等が考えられるが、事業所によつては他の名称を使用している場合がある。	・役割分担の明確化のためにには、組織の構成員の役割と権限が明文化されている必要がある。	(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述) 組織体制図は、通常、組織全体の事業運営体制を示すものであつて、当該資料をもつて、管理者、サービス提供者及び訪問介護員の役割及び権限を明確に記載した資料とはみなされません。 規程の形式ではなく、組織図や分担表に役割が記載されている場合も「1:あり」とします。
・通所介護 ・訪問看護 ・特定施設入居者生活介護	II-2(1)	組織体制、従業者の権限、業務分担及び協力体制に関する規程等がある。	・具体的な資料名は、「運営規程」、「組織規程」、「職務限規程」等が考えられるが、事業所によつては他の名称を使用している場合がある。	・組織的なサービス提供活動の前提として、組織体制、権限・業務分担、協力体制等が明確になつてることが重要である。	(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述) 「組織体制」「従業者の権限」、「業務分担」及び「協力体制」の4点全て確認できなければ「なし」となるのか。「協力体制」とは具体的にはどのようなものか。 →「及び」なので、全てが確認できなければ「なし」となる。協力体制については、例えば職種間での業務代行、業務補佐等について記載されればいいと考へる。 (18.8.7 厚生労働省Q&A)
				・組織体制、従業者の権限、業務分担及び協力体制に関する規程が記載された文書があることを確認する。	確認のための材料に「業務分担及び協力体制について」とありますか、この項目では「業務分担について」の確認のみでも差し支えありません。
				・協力体制に関する規程としては、例えば職種間での業務代行、業務補佐等についての記載が考えられる。	従業者の権限は、全従業者について記載されていなければ「あり」とはならないか。 →従業者個々人というよりは、全ての職階等における権限が記載されている必要があるものと考える。
					確認のための材料には、「規程等」とあるが、組織団や分担表のような形式のものでも「あり」と判断してよいか。 →組織体制、従業者の権限、業務分担及び協力体制が示されているのであれば問題ないものと考える。
					・従業者の権限とは、管理者や従業者に付与されている事案の決定権(決裁権)をいいます。

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)					
		大	中	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・介護老人福祉施設	II.2 (1)	現場の従業者に権限を委譲した職務権限規程等がある。	・サービスの現景の従業者に、職務に応じて権限を委譲し、責任を明確にした上で、利用者等への対応するためにすることは、利用者等の個別ニーズに対応するために重要なことである。 ・具体的な資料名は、「運営規程」、「組織規程」「職務権限規程」等が考えられるが、事業所等によっては他の名称を使用している場合がある。 ・現場の従業者に、職務に応じて権限が委譲されていることが記載されていることがある。	各従業者の職務分担表だけでは、権限を委譲しているのかどうかが判断できないと思われるが、職務に応じて権限を委譲していることがわかる記載とは、具体的にどのような物をさすのでしょうか? →ここで求めているのは、委譲しているという行為が重要なのではないか、職務に応じた責任をもった業務遂行が重要なことから、職務の中での権限が明確に示された規定等があることを求めています。当該職務の権限で対応できることが示されていれば当該権限は委譲されているのではないかでしょうか?	●				
・訪問介護	II.2 (2)	サービス提供記録等に、サービス提供責任者(夜間対応型訪問介護)の質を確保するためには、関連する従業者同士の連携が不可欠であり、必要な情報を関係者全員が共有する仕組みがあることが重要である。 ・具体的には、「サービス提供記録」、「連絡ノート」等の記録に、サービス提供責任者(夜間対応型訪問介護は管理者者を含む)及び担当訪問介護員等の確認印又は署名等がある。 ・当該利用者を担当するすべての訪問介護員等の確認印は必要なく、当日訪問した担当訪問介護員等の確認印のみでよい。	・訪問介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護の質を記載するところから、「あり」とは出不来ない。本件は「その他」欄にその旨を記載することで対応出来ると考える。 (19.2.5 公表センター/調査機関連絡会Q&A)	①サービス提供責任者は押印、訪問介護員はサインを行っているが、サイン(署名)でもよいのか。 ②サービス提供記録に責任者と担当者の「確認印」を求めているが、サイン(署名)もよいか。	◆「権限を委譲した」とは、入所者のニーズに対応できるようにするため、現場の従業員に決定権限を与えることが明確に記載されていることを指します。	●			
				※注…本項目の質問及び回答は平成18年度当時の「確認のための材料」の「サービス提供記録等に、サービス提供責任者及び担当訪問介護員の確認印がある。」といふ表記を前提としている。現在は、本項目の記載のように「確認印、署名等がある」と改正されているので、質問にある①、②はいずれも「あり」として取扱って差し支えないと考える。	テキストの留意点の4行目 「～又は署名等があることを確認する。」とは、署名が氏名でなく氏だけ(又は名だけ)の自筆でも良く、ただし、本人である事が確認できること、という理解で良いか。		→確認事項「サービス提供責任者及び担当訪問介護員は、サービス提供の記録について確認している。」の確認のための材料として、「～の確認印、署名等がある。」などを客観的な事実として確認して下さい。氏名、氏、名の自筆は署名等に含まれると考えます。(公表センター/19年度調査員養成研修Q&A)	●	

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		大	中	小						
・通所介護	II-2 (2)	サービスに開する情報の共有についての会議、研修、勉強会、回覧等の記録がある。	・利用者の状態に合わせたサービスを提供し、目標の実現に向け組織的に取り組むためには、必要な情報を関係者全員が共有する仕組みがあることが重要である。 ・サービスに関する情報とは、ケア技術、接遇、マナー、情報提供等幅広く考えてよい。	・会議、研修、勉強会、回覧等で情報を共有した事柄・内容を記載した記録があることを確認する。	●					
・訪問看護	II-2 (2) ③a	カンファレンスが定例化されていることが確認できる文書がある。	・利用者ごとのケースへの対応を検討するカンファレンスは、従業者の教育・研修の場としても重要であり定例的に開催される事が必要である。 ・こうしたカンファレンスが定例的に開催されていることを、カンファレンス予定表や実施記録等から確認する。	・定例化の期間は特に指定しません。	●	●				
・特定施設入居者生活介護	II-2 (2)	申し送りノート等に、利用者に関する記録されている。	・利用者の状態に合わせたサービスを提供し、目標の実現に向け組織的に取り組むためには、関連する従業者同士の連携が不可欠であり、必要な情報を関係者全員が共有する仕組みがあることが重要である。	・申し送りノートについては、必要な情報が記載されていることだけ確認できればよいのか、従業者が回覧したサインが必要か? →特記すべき事項が記録のを問うているものです。 従業者が回覧したサインまで求めていません。	●					
・介護老人福祉施設	II-2 (2)	サービス担当者会議、ケース検討会議、申し送り、回覧等の記録がある。	・利用者等の状態に合わせたサービスを提供し、目標の実現に向け組織的に取り組むためには、関連する従業者同士の連携が不可欠であり、必要な情報を関係者全員が共有する仕組みがあることが重要である。 ・サービス提供に必要な利用者等の情報とは、生活履歴、病歴、身体機能、生活への希望、家族構成等幅広く考えてよい。 ・サービス担当者会議、ケース検討会議、申し送り、回覧等で情報を共有した事柄・内容を記載した記録があることを確認する。	・情報共有のための管理システムを使用している場合も、日付及び内容の記載が確認できます。	●	●				

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス ・訪問介護 ・訪問看護	項目番号 II-2 (3) ①	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)													
		大	中	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡						
・実地指導はサービスの質の向上には有効であるため、新任の従業者には経験豊富な従業者が同行して実地指導にあたることが必要である。				・具体的には、「新任従業者教育計画」、「新任従業者育成計画」、「サービス提供記録」等の書類に、新任従業者への同行訪問が実施された記載があることを確認する。	・比較的採用されて日の浅い従業者の1人について、初回訪問の際に先輩の従業者が同行して実地指導をしていることを資料から確認する。	・ここでいう従業者とはサービス提供の場面において利用者と直接応対する従業者で、事務専任者ではありません。	新任とは、職歴にかかわらず法人及び事業所に新規採用された方を指します。	新任する法人内の人事異動は新任に含めませんが、職種の変更を伴う場合は「新任」として扱つても差し支えありません。	新任職員とは、法人間の異動により職にいた職員も含む。	●	●	●	●	●	●		
・訪問介護							当該事業所で実地指導を行っていないので、確認のための材料を「なし」として取扱って差し支えないと考えます。 (公表センター「2017.22 調査情報項目の確認に関する調査集計結果」セントーコメント)	質問：先輩従業者と同行訪問が行われていることが確認できれば「あり」としてよいのか。実施記録ということで、研修内容まで必要なのか。	→「新任従業者教育計画」、「新任従業者育成計画」、「指導記録」、「サービス提供記録」等の中に、実地指導の実施記録があるかの確認となります。	●							

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡	
		大	中	小	確認のための材料	留意点					
・5サービス共通	II.3	①a	事故の発生予防又はその再発の防止に関するマニュアル等がある。	・事業所として、事故防止の取組について具体的な方法を定め、安全管理に取り組むことは重要である。 ・介護サービスを実施する上で、介護事故の発生予防又はその再発の防止について十分な知識をもち、かつ実践することは重要である。	21年度より、マニュアルは既に確認されている場合は省略化されるが、この項目に限っては「事故の発生」が「事故の発生」に変わつており、「予防」という文言が入っているかどうか確認する必要があると考えるがどうか。 →H21年度より「予防」の文言が加わっていますが、こちらはわかりやすい表現とするための文言追加であり、項目の主旨自体は変わっております。事故防止マニュアルで足りるものと考えます。	●					
・5サービス共通	II.3	①b	事故事例等事防止につながる事例の検討記録がある。	・事故とはサービス提供において利用者の身体及び財物に損害が生じることをいう。サービス提供中では、利用者宅等へ訪問してサービスを提供していることであり、外出介助等も当然含まれると考えられるが、事業所の運営にとつて、そうしたサービス提供中の事故の発生予防や事故が起きた後の再発防止のための取組が重要である。 ・具体的な資料名は、「事故防止・対応マニュアル」等が考えられるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。 ・事故発生時の対応マニュアル等ではなく、事故の発生予防又は発生した事故の再発防止に関連したマニュアル等を確認する。	→マニュアルは、個々の事業所の仕様により異なるかと思います。該当するサービスの事故の発生予防、再発防止の仕組みとして、規定されているれば良いものと考えます。 (シル振/20年度調査員指導者養成研修Q&A)	●					
・5サービス共通	II.3	①b	事故事例等事防止につながる事例の検討記録がある。	・事故の発生予防又はその再発の防止のためにには、事業所として具体的な事故事例及びヒヤリ・ハット事例を活用して、以後の業務改善に活用する仕組みがあることが重要である。 ・具体的には、「事故事例記録」、「ヒヤリ・ハット事例記録」、「事例検討会議事録」等の書類に、事故防止につながる事例の検討を行った記載があることを確認すればよい。 ・自らの事業所における発生事例だけでなく、一般的な事例を用いたものでもよい。 ・マニュアル、手順書等を整備しておくだけでなく、研修や訓練を通して従業者に定着させるよう取り組むことが重要である。 ・具体的には、「研修記録」等の書類に、事故の発生予防又はその再発の防止に関する研修内容が記載されていることを確認する。	確認のための材料の「事例の検討記録」について、留意点では「事故事例記録、ヒヤリ・ハット事例記録、事例検討会議事録」等とあるが、 「事故事例」の中にはヒヤリ・ハットを含んで記録化している可能性もあるのか、両方いるのか。 「事故事例」の中にヒヤリ・ハットがない場合は、どのように判断すればよいが、明らかにヒヤリ・ハットがない場合には問題ないものと考えます。 →事故防止につながる事例の検討記録を求めているものであり、あくまで「事故事例記録、ヒヤリ・ハット事例記録、事例検討会議事録」等は例示です。「事故事例記録、ヒヤリ・ハット事例記録」の両方無くではなく、どちらでもあります。また、両方なくとも、事故防止につながる検討記録があれば問題ないものと考えます。 (19.2.5 シル振Q&A)	●					
・5サービス共通	II.3	①b	事故事例等事防止につながる事例の検討記録がある。	→事業所としての取組を問うているもので、当事者自身ひとりで考えた原因と対策が記載されている場合のように、ひとりで検討したものも事例の検討記録として「あり」としてよいか。 →事業所としての取組が記載されているもので、当事者自身ひとりで考えた原因と対策だけが記載されます。 (19.7.30 シル振Q&A)	●	●	●	●	●	●	

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容		留意点	(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		大	中								
・5サービス共通		確認のための材料									
・5サービス共通	II-3	② ^a	事故の発生等緊急時の対応に関するマニュアル等及び緊急時の連絡体制を記載した文書がある。	・高齢者においては、急病や介護事故によるケガ等が発生することもある。事故の発生等の緊急時に、的確かつ迅速な対応をためには、事業所として具体的な対応方法を定めておくことが重要である。 ・事故・緊急時対応に関するマニュアル、手順書等及び緊急時の連絡体制を記載した文書があることを確認する。	・利用者に緊急連絡ができる文書があるかどうかがポイントです。一覧表の体裁は問い合わせ成できる場合でも、事故事例等についての検討記録の確認と研修の実施の記録の確認は、場面が違うため、同日に行われても、それぞれで確認します。	●					
・5サービス共通	II-3			・具体的な資料名は、「事故防止・対応マニュアル」、「緊急連絡網」等が考えられるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。 ・事故の発生等の緊急時は、サービス提供時における利用者の障害、病状の急変、生命の危険、利用者の財産・什器類の損傷等が生じる場合が考られる。	・利用者ごとの個別な対応について記載したもの(訪問介護計画書等)はマニュアルにはあたりません。	●					

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)								
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・5サービス共通	II-3	③ ^a			・事業所として、利用者に対するサービス提供中等に、火災、風水害、地震等による非常災害が発生したときの対応について具体的な方法を定め、災害発生時に応する仕組みを整えておくことが重要である。 ・具体的には、非常災害発生時の対応に関して定められたマニュアルやフローチャート等に、対応手順、もしくは役割分担等が記載されていることを確認する。 ・サービス提供時の非常災害発生に備えるための、対応マニュアル等を確認する。	・災害の種類は、地震、火災など限定しません。 当該項目は、利用者に対しサービス提供を行っている際等において、利用者に非常災害が発生した場合についての対応について想定して、利用者のサービスであれば当該施設(建物)でサービスを提供しています。施設系のサービスであれば、事の対応と同様となることがありますが、訪問系のサービスであれば、事業所が非常災害にあつた場合の対応ではなく、あくまでも利用者が非常災害にあつた場合の対応等についてのマニュアル等が必要と考えます。	●	●	●	●	●	●
・通所介護 ・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設	II-3	③ ^b			・火災、風水害、地震等による非常災害が発生したとき、適切かつ迅速に対応できる体制が構築されていることが重要である。 ・的確かつ迅速に対応するためにには、マニュアル、手順書等の整備だけでなく、研修で周知しておくことが重要である。 ・連報すべき関係機関の一覧表等、非常災害発生時の対応に関する研修の実施記録、防災訓練等非常災害発生時の避難・救出等に関する訓練の実施記録があることを確認する。	「対応手順、役割分担等について定められたマニュアル等がある」について、対応手順、役割分担ともに整備されていなければ「あり」としてはいけないのか。あるいはいずれか一方があればよいのか。 →非常災害時の「対応手順」と「役割分担」は通常一体的に定められるものと考えるが、ここでは確認のための材料で「対応手順、役割分担等」とされているため、仮に一方の内容がなくても、もう一方のマニュアル等があれば、「あり」となる。 (18.6.14 厚生労働省Q&A)	●	●	●	●	●	●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)									
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡	
・5サービス共通	II.3	④	利用者ごとの主治医及び家族、その他の緊急連絡先の一覧表等がある。	・的確かつ迅速な事故・緊急時に対応のためには、利用者ごとに緊急連絡ができる体制となることが必要である。	・利用者ごとに緊急連絡先(主治医及び家族その他緊急連絡先)の一覧表等を確認する。	個別ファイルに、利用者ごとの主治医及び家族、その他の連絡先がまとめて(一覧表にして)ある場合も含まれていると解釈してよろしいか。 →あくまでも「利用者について緊急連絡ができる文書があるかどうかがポイントです。一覧表の体裁は問いません。 (19.4.19 シル振Q&A)	●	●	●	●	●	●	
						緊急時の連絡先は一覧表でなくても、個別のファイルに綴じてたら「ありでよいのか、利用者ごとのファイルの中に利用者の緊急連絡先を聞き取り、記載があればよいのか。例えば、利用者の受付票、相談票、アセメント票の中に記載がある場合は「あり」でよいのか。 →的確かつ迅速な事故・緊急時に応するため緊急連絡先は一覧表として確認するものとします。	①1つの表に利用者全員がまとまっておらず、利用者ごとの連絡表となっているが、「あり」と出来るか。 ②フェイスシートなど、利用者の個人ファイルごとの緊急連絡先ではなく、あくまで緊急時持ち出し可能なよう利用者の緊急連絡先が羅列している一覧表という意味か。 ③緊急時等に活用する「利用者の一覧表」とは、どの程度の一覧性があればよいのか。 →緊急連絡先(家族、主治医等)が、利用者ごとにまとめられていれば「あり」としてよい。 複数の利用者を表にまとめた一覧表であっても良いと考える。(19.2.5公表センター 調査懇問連絡会Q&A)	●	●	●	●	●	●
						「その他」とは、例を挙げるとしたら何になるか。	→例として、代理人、成年後見人や利用者・家族が希望する知人、近隣住民などが考えられますが、個別性が高いので記載されているのが誰であるかにこだわる必要はありません。						

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容			各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)					岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		大	中	小	確認のための材料	留意点									
・5サービス共通							●								
								●							
									●						
										●					
											●				
												●			
													●		
														●	

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		大	中	小	確認のための材料						
・5サービス共通	⑤a	II	3	・感染症及び食中毒の発生事例、ヒヤリ・ハット事例等の検討記録がある。	・具体的には、「感染事例記録」「食中毒事例記録」「ヒヤリ・ハット事例記録」「事例検討会議事録」等の書類 するためには、マニュアル、手順書等の整備の他に、 具体的な感染症及び食中毒の発生事例及びヒヤリ・ ハット事例を活用して、以後の業務改善に活用する仕組みがあることが重要である。	事業所としての取り組みを問うているもので、当事者自身が一人で考えた原因と対策だけが記載されているものが記録として残されているのだとはすれば不可。	●	●	●	●	●
・5サービス共通	⑥b	II	3	・感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延を防止する事例を行った記載があることを確認する。	・自らの事業所における発生事例だけでなく、一般的な事例を用いたものでもよいものと考えられる。	感染症、食中毒がこの1年間発生していない場合、「なし」になるのか。 →ここでいう「事例の検討」とは「実際に事例があつたかどうか」だけでなく、「他の一般的な事例」や「日頃からそのような事例が発生しないよう、未然に防ぐための検討」も含んでいます。(19.4.19 シル振Q&A)	●	●	●	●	●
・5サービス共通	II	3	・感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延に対するマニュアル等がある。	・具体的な資料名は、「感染症予防マニュアル」等が考えられるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。	居宅系サービスにおいて、安全管理及び衛生管理のための取り組みについて、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止などは、サービス提供事業者の従業者を対象としたものか、又はサービス利用者を含めてのものか。 →サービス提供事業者の従業者を主体とするものと考えます。(19.10.31 シル振Q&A)	利用者ごとの個別な対応について記載したもの(訪問介護計画書等)はマニュアルにはあたりません。	●	●	●	●	●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)								
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・5サービス共通	II 3	⑤c	・感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止 の発生の予防及びまん延の防止に関する研修実施記録がある。	・感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止等の整備だけではなく、研修で周知することが必要である。 ・具体的には、「研修記録等の書類に、感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する研修内容が記載されていることを確認する。	・感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止等の整備だけではなく、研修で周知することが必要である。 ・具体的には、「研修記録等の書類に、感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する研修内容が記載されていることを確認する。	（左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述） 食中毒の研修記録について、外部委託先の調理員が受講すれば「あり」としてよいか。 →外部委託先での研修も重要とは思いますが、ここではあくまでも施設の従業者に対する研修を想定しています。でも、食事を提供する当該施設としての立場から、従業者に対する食中毒についての研修が必要であり、当該事業所の従業者に研修が実施されていることを確認するものです。 つきましては、食中毒の研修記録について、外部委託先の調理員が受講した研修記録では不可となるものと考えます。 (19.4.9 シルバ振Q&A)	●	●	●	●	●	●
					Q:「確認のための材料」欄のbとcは、「感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止」とあるため、感染症の予防及びまん延も食中毒の発生の予防及びまん延も共に満たすマニュアル・研修事実記録を確認できなければ、「あり」とならない。の調査項目と比較して、かなり厳しいものであるが見直しの予定などはあるのか？(感染症については、ほとんどの事業所が対応しているが、食中毒については差があると思われる。この項目で、「なし」となると感染症にも対応していないかのように公表されてしまうことになる。) A:貴見のとおり、及びどなっておりますので感染症の予防及びまん延も食中毒の発生の予防及びまん延に満たす必要があります。なお、介護サービス情報の見直しが必要かどうかは、当該項目に限らず、基本的に全国的な見地から公表情報を集積・分析・検討していくことといたします。	●	●	●	●	●	●	●
・訪問看護	II 3	⑤d	・感染性廃棄物の取扱いについて定められたマニュアル等がある。	・訪問看護(介護予防訪問看護)においては、感染性廃棄物が発生する場合、その取扱いに関する具体的なマニュアル、手順書等があることがある。 ・具体的な資料名は、「感染性廃棄物取扱マニュアル」等が考えられるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。	・使用済みの注射針など感染症廃棄物の取扱いについてのマニュアル等を確認します。	●	●	●	●	●	●	

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		大	中	小	確認のための材料						
・訪問介護 ・訪問看護	II-3	⑥	体調の悪い訪問介護員の交代基準の記載があるマニュアル、就業規則等がある。	・体調の悪い訪問介護員等を従事させると、利用者や他の従業者が感染症に感染してしまう危険性がある。それを避けるために、体調の悪い訪問介護員等は交代されることが必要である。	・具体的な資料名は、「従業者の健康管理マニュアル」、「就業規則」、「業務マニュアル」、「サービス提供手順書」等が考えられるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。	・上記のような事業所から提示された資料に、体調の悪い訪問介護員等の交代基準に関する記載があることを確認する。	→①、② 交代の目安・判断については、具体的に定められている方が望ましいと思われますが、事業所により、「交代基準」として何らかの基準が示されていますが、該当すると考えられます。	①「訪問介護員の自己申告により交代する」内容の記載が交代基準等に記載されていた場合にはどのように取扱うか。 ②「感染症に罹患した場合に交代させる」という内容は、「交代基準」として取扱つてもよいか。	●	●	●
					・交代基準とは、訪問介護員等が感染症に罹患した場合等であって、他の訪問介護員等に交代する目安。判断を事業者として定めていることをいう。	(19.10.30 シルバーコメント)	極めて小規模な事業所で、代わりに訪問する従業者がいないために予定していたサービスを中止している場合は、その対応手順を書面で確定し「1:あり」とします。	●			

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		大	中	小							
・5サービス共通	II-4	(1)	利用者及びその家族の個人情報の利用目的を明記した文書について、事業所内に掲示するとともに、利用者又はその家族に対して配布するための文書がある。	・介護サービスを提供する上で介護関係事業者は、多数の利用者やその家族について様々な形で個人情報を取り扱うこととなる。特に個人の病気や家族の介護状況等他人が容易に知りえないよう個人情報を詳細に知りうる立場にある。サービスの提供に当たつて想定される利用目的をできる限り特定し、公表することが、個人情報を取り扱う事業所として求められる。	各県のマニュアルの記載内容 （左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述）	・ファーリング等の形状であっても、利用者及びその家族が自ら手に持つて自由に見ることができるものとします。ただし、引き出しの中に保管されているなど、職員に申し出なければ見出しが出来ない状態は掲示にはあたりません。	●	●	●	●	●
				・具体的な資料名は、「個人情報の利用目的についての方針」「利用者の皆様への個人情報保護方針のご説明」等が考えられるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。	文書から「サービス提供に際する場合を除き、公表しない」等の趣旨が読み取れる場合、利用目的の掲示とみなし、「あり」と確認できるか。 →例えれば、個人情報の利用目的を明記した文章があり、事業所内に掲示していれば、「あり」になるものと考えます。（シルバーアクセス者養成研修Q&A）	個人情報の保護に関する方針は、「個人情報の保護に努めます」「個人情報保護方針を遵守します」等の二文のみで、具体的な内容の記載がない場合には方針を公表していることではなく、「お客様の個人情報は適切な方法で管理し、第三者に開示・提供することはございません。」等、具体的に記載がある場合に、方針を公表していることになります。但し、事業所又は法人のホームページ等に掲載された個人情報保護方針で、「以下に記載する個人情報保護方針は、本サイトを利用するに際し、」等の但し書きがあり、インターネットで利用される個人情報の範囲に限定されている場合はここでいう個人情報保護方針とはなりません。同様にプライバシーマーク等を取得している事業所においても、そのマークをもって個人情報保護方針とはなりません。	●	●	●	●	●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)								
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡	
・5サービス共通	II-4	② ^a			<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する方針等を事業所内に掲示している。 ・個人情報の保護に関する方針に含まれる具体的な項目としては、次のような項目が考えられる。 	<p>○個人情報保護方針に関する考え方や方針に関する宣言</p> <p>個人の人格尊重の理念の下に個人情報を取り扱うこと、関係法令及び厚生労働省から出されている「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を遵守すること、個人情報の利用目的、等</p> <p>○個人情報の取扱いに関する規則</p> <p>個人情報に対する安全管理措置の概要、本人等から開示請求等があつた場合の手続き、第三者へ提供する場合の取扱い、苦情への対応、等</p> <p>・具体的な資料名は、「個人情報保護方針」等が考えられるが、事業所によつては他の名称を使用している場合がある。</p> <p>・事業所から提示される、上記のような個人情報保護に関する方針等を事業所内に掲示していることを確認する。</p> <p>・ホームページやパンフレット等で公開していることを確認する。</p> <p>・当該ガイドラインに基づき都道府県においてその取扱い方針等が示されている場合は、それに従つたものでよいものと考えられる。</p>	<p>「掲示」とは施設内の壁面に貼られているもののみをさすのではなく、アーリング等の形状であつても、「掲示」にあたるものとします。</p> <p>引き出しの中には保管されているなど、職員に申し出なければ見ることが出来ない状態は「掲示」にはあたりません。</p>	<p>●</p> <p>●</p>					
					<p>○個人情報保護方針に掲示では、「なし」となるもの、と考えます。この項目では、当該サービスの利用者、家族が目につくこと、を目的としており</p> <p>重要事項説明書等に「利用者・家族の情報をサービス担当者会議及びサービス事業者に提供する」とのみが記載されている場合は、どのように解すればよいか。</p> <p>→重要な事項説明書等に個人情報の利用目的を明記した文書があり、事業所内に掲示していれば問題ないものと考える。(シルバーアドバイス事業者研修)</p> <p>個人情報の利用目的は、できる限り特定する必要があると書かれており、実際の介護サービス場面において、サービス計画書の作成をはじめ、サービス担当者会議及びサービス事業者に提供することに介護報酬請求事務や事故発生時には事故報告などにも利用されている。これらの想定される利用目的が具体的に記載されていることを確認する必要があるのではないか。</p> <p>→情報の公表においては、内容まで間わないこととしています。について</p> <p>個人情報の保護に関する方針は、「個人情報の保護」に努めます「個人情報保護方針を遵守します」等の一文のみで、具体的な内容の記載がない場合には方針を公表していることにはならず、「お客様の個人情報は適切な方法で管理し、第三者に開示・提供することはありません」等に記載がある場合に、方針を公表していることになります。但し、事業所又は法人のホームページ等に掲載された個人情報保護方針で、「以下に記載する個人情報保護方針は、本サイトを利用する個人情報を保護するためのものであり、インターネットで利用される個人情報保護方針とはなりません。同様にプライバシーマーク等を取得している事業所においても、そのマークをもつて個人情報保護方針とはなりません。</p>		<p>●</p> <p>●</p>						

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		留意点	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)					
		大	中		岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
・5サービス共通	II-4	②b	個人情報の保護に関する方針について、ホームページ等への掲載がある。		●					●
					●					●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 に記載されている内容		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		大	中	小	確認のための材料	留意点				
・5サービス共通	II-5(1)①a	常勤及び非常勤の全ての新任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修計画がある。	・新任従業者(常勤・非常勤)が、現任者と同等水準のサービスを早期に提供できることを目的として、新任時に集中的な研修を実施する必要がある。 ・具体的には、「採用計画」や「研修計画」等に、新任従業者を対象とした研修計画があることを確認する。 ・研修実施記録等に新任従業者を対象とした研修の実施記録があることを確認する。 ・新任従業者を対象とした研修とは、新任従業者に対して新任時に訪問介護(介護予防、訪問介護、夜間対応型訪問介護)の特性を踏まえて、業務の円滑な遂行のために行われる研修をいう。 ・「研修計画」は、調査年度の1年間の研修のスケジュールが確認できるものをいう。	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述) 個人情報の保護方針を、事業計画や財務内容などの書類とともに同じファイルに綴じて、玄関において閲覧できるようにしている場合でもこの項目を「あり」とすることができます。 ホームページ、パンフレットだけに限定するものではないので等などなっています。利用者等に対し周知徹底を図れるものであればよし、特に等に関する他の種類についての想定はありません。 ホームページで公開されている場合でも、「当サイト(ホームページ)における」等、ホームページ利用の際に限定している場合は「なし」とします。	●	●	●	●	●	●
・5サービス共通	II-5(1)①b	常勤及び非常勤の全ての新任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修計画がある。	・新任従業者(常勤・非常勤)が、現任者と同等水準のサービスを早期に提供できることを目的として、新任時に集中的な研修を実施する必要がある。 ・具体的には、「採用計画」や「研修計画」等に、新任従業者を対象とした研修計画があることを確認する。 ・研修実施記録等に新任従業者を対象とした研修の実施記録があることを確認する。 ・新任従業者を対象とした研修とは、新任従業者に対して新任時に訪問介護(介護予防、訪問介護、夜間対応型訪問介護)の特性を踏まえて、業務の円滑な遂行のために行われる研修をいう。 ・「研修計画」は、調査年度の1年間の研修のスケジュールが確認できるものをいう。	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述) 当該年度の採用の有無にかかわらず、新任の従業者を対象とした研修計画があるかを確認します。【基本情報の記入年月日前一年間の資料で確認】 新任とは、職歴にかからず法人及び事業所に採用された方を指します。	●	●	●	●	●	●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号 大 中 小	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]		各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		確認のための材料	留意点							
・5サービス共通				● 新任従業者を確認するための方法は、就業契約書等を確認することが必要か。 →Aさんが新任であるかどうかの確認をすることまでは求められないない。 新任の従業員が参加していないと「あり」にできないか。	●					
				● 研修の対象を新任全員としていれば「あり」として良いと考えます。全員が受講していることの確認までを求めたものではないと考えます。 (19.2.5 公表センター/調査機関連絡会Q&A)	●					
				● 新人研修1日だけの研修が該当しないことですが。根拠、内容は間わないのでは? 研修の日数の規定はないので「ダメ」とはいえないのではないか。 →研修の内容は問いませんが、1日だけのオリエンテーションの場合は不十分なため該当しないものとします。	●					
				● 「新任者は採用後に、○○研修を行います」「研修機関が実施する研修へ派遣します」といった記載がある運営規程、社内教育方針などの提示が事業所からあつた場合には、あわせて、具体的な事業所での研修プログラム等(1年間でなくても可)の提示を求め、実施日程の記載があることを確認したうえで「1:あり」とします。	●					
				● 事業所独自の研修計画(外部研修を含む)ではなく、県や関係団体等が主催する研修通知又は研修予定表のみが提示され、参加する予定であることが記されていないが、口頭で参加予定と説明された場合に、事業所の研修計画どすることができるか。	●					
				● →研修計画があることが求められており、原則として、調査年度の1年間のスケジュールが確認できるものが必要であると考えます。 あくまでも新任、現任の従業者に対してどのような計画をもって研修していくかが重要と想えます。(19.7.30 シル振Q&A)	●					
				● Q:この項目の留意点において「調査年度の1年間の研修のスケジュール」とされていることから、平成21年度の計画を確認することとしてよいのか? A:貴見のとおりです。	●					

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		大	中	小						
・5サービス共通	II 5 (1) ①b	常勤及び非常勤の従業者を対象とする当該サービスに関する研修の実施記録がある。				●	●			
	II 5 (1) ②a	常勤及び非常勤の従業者を対象とする当該サービスに関する研修の実施記録がある。				●	●			
	・5サービス共通	II 5 (1) ②a	常勤及び非常勤の従業者を対象とする当該サービスに関する研修の実施記録がある。			●	●			

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
サービス	大 中 小	確認のための材料 留意点							
・5サービス共通	II 5 (1) ②)b	常勤及び非常勤の従業者を対象とする当該サービスに関する研修の実施記録がある。	常勤及び非常勤の全ての従業者を対象とする研修の実施記録について、全てどは1回の研修に全員が参加しなければいけないのか、年度で全員参加すればいいのか。 →ここでは、あくまでも「全ての従業員を対象として実施しているかどうかを聞いているものであり、全員が研修に参加している実績を聞いている項目ではない。開催方法は1回だろうと数回だらうと問題ないものと考える。(シル振/19年都道府県職員研修)	●	●	●	●	●	●
・特定施設入居者生活介護	II 5 (1) ③)b	介護予防及び要介護度進行予防に関する研修を行っている記録がある。	研修の実施記録は、計画に基づくものでなければならないのか。 →実施記録があれば「あり」となります。実施記録が計画に基づくものかどうかまでは、確認する必要はありません。(19.4.19 シル振Q&A) 実施された研修内容や時期が計画時から多少変更があつても差し支えないこととします。	●	●	●	●	●	●
・5サービス共通	II 5 (2) ①	経営改善のための会議において、利用者の意向、満足度等を、介護サービスの提供内容の改善及び経営改善プロセスに組織的に反映する仕組みを整えていくことが重要である。	経営改善のための会議とは、事業所が経営を向上させるための会議か。職員会議等の中に入向を踏まえて経営を向上させることか。 →事業所運営、経営管理に関し、組織としての質を改善していくための会議が考えられます。利用者ニーズをくみ取り、それを事業所経営に反映させています。組織の質を上げていくことは、介護サービス事業者においても重要なことである、とのことから設けられた項目です。 会議名は事業所により様々であると思われます。ここでは、「利用者意向」、「意識調査」、「満足度調査結果検討会議、職員会議等の議事録がある」とことを確認する。 組織経営に反映させる仕組みがあるかどうかを聞いています。(19.10.31 シル振Q&A)	●	●	●	●	●	●
			・利用者の意向や満足度の把握方法は、具体的には「利用者意向調査」「満足度調査」等が考えられるが事業所によっては他の名称を使用している場合がある。	●	●	●	●	●	●
			・過去に記載のみではなく、会議の題目、開催日、出席者及び実施内容の概要を確認できること						

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)								
		大	中	小	確認のための材料	留意点	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡	
・5サービス共通						確認事項に「経営改善プロセスに反映する仕組みがある」とあります が、経営改善のための会議において検討されていることをもって仕組み があるとみなします。法人が開催した全体会議であっても、法人として 利用者等の意向・満足度等を検討した会議であることが確認できれ ば、確認のための材料となります。	●						
						①のテキストの留意点では「検討会議等の議事録が必要」とあるが、③ では設置規程の有無を確認を求めている。③における事業所全体の サービス内容の中に①の利用者の満足度調査等も含まれると思うの で、①では検討記録でなく、サービス内容を検討する会議等の設置規 程の有無を確認するというのではいけないか。 →①～③で示された確認のための材料に基づいて個別に確認をお願 いいたします。 ①では、利用者の意向や希望等を経営に反映させるプロセスの有無を 問うており、一方③では、サービス内容について検討した実績の有無 の確認が求められています。 サービス内容の検討にあたっては、必ずしも利用者の意向等の把握と その反映という視点がなくとも検討することができるかと思いますので、 その意味でも①、③はそれぞれ独立した別個のものであるとご理解くだ さい。(公表センター/20年度オロアーツ研修等Q&A)	●						

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象 サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]			(左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
		大	中	小	確認のための材料						
・5サービス共通	Ⅱ.5 (2) ②	自ら提供する当該サービスの質についての自己評価の実施記録がある。	・事業所は、改善点を見出しサービス提供の質を高めることが目的に当該サービスに関する業務所としてのサービスの見直しの際の評価ではなく、個人のプランの見直しの際の評価ではなく、事業所としてサービス提供に係る業務、組織、手続き等全般について行う自己評価を想定している。	・具体的な資料名は、「自己評価結果」等が考えられるが、事業所によつては他の名称を使用している場合がある。	・上記のような事業所から提示された資料に、提供了した当該サービスに関する具体的な自己評価を行った結果の記載があることを確認する。	・「ここにいう自己評価は、介護保険法第73条等、居宅サービスの指定基準第22条等の規定を踏まえ、事業者(所)として自己評価を行い、改善点を見出し改善し事業者としてのサービス提供の質を高めていくことを念頭に置いて定めています。」 このため、ここで個人の業務の自己評価ではなく、事業者(所)としてサービス提供に係る全般について自己評価を行うものとご理解ください。 Q:「職員の個々の業務について行った自己評価では、「なし」となります。(18.8.7 厚生労働省Q&A)	→・ここにいう自己評価は、介護保険法第73条等、居宅サービスの指定基準第22条等の規定を踏まえ、事業者(所)として自己評価を行い、改善点を見出し改善し事業者としてのサービス提供の質を高めていくことを念頭に置いて定めています。	●	●	●	●
					●	●	●	●	●	●	●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象サービス	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
サービス	項目番号	確認のための材料 留意点	確認事項①の材料「自己評価の実施記録」について検討された記録」、確認事項②の材料「自己評価の実施記録」が確認できない場合でも、確認事項③の材料「利用者等の意向等を踏まえて事業所全体のサービスの内容を検討した会議の記録」がある場合は、「確認できた」としてよろしいか。	●	●	●	●	●	●
・5サービス共通	II 5 (3)	事業所全体のサービス内容を検討する会議の設置規程等又は会議録があることを確認する。	・サービス内容を検討するにあたって、その一連の過程として、「利用者へのアンケート又はヒアリング調査、利用者満足度調査、事業所による自己評価などを活用しつつ…」が考えられると思われるが、ここでの確認のための材料では、「事業所全体のサービス内容を検討する会議の設置規程等又は会議録がある。」ことを求めており、その過程を確認するものでないことから、意見のどおり、利用者の意向等を踏まえて事業所全体のサービス内容を検討した会議の記録がある場合は、「確認できた」と良いものと考えます。(19.7.30 シル振Q&A)	●	●	●	●	●	●
・5サービス共通	II 5 (3)	事業所全体のサービス内容を検討する会議の設置規程等又は会議録がある。	→サービス内容を検討するにあたって、「事業所による自己評価などを活用しつつ、事業所全体のサービスの質の維持・確保について検討していくことによる。」とあるが、Q&Aでは、「必ずしも意向調査や自己評価等は実施しないとも、質の確保について検討するための会議の設置規程等又は会議を実施していれば「あり」とする」という従来の解釈である。留意点の内容とQ&A等での回答に解釈のズレが見られるが…。 →留意点では、事業所全体のサービスの質の確保について検討する仕組みとして、代表的な例を挙しております。列举例(1)事業所独自の検討材料も有り得ます。(シル振/20年度調査員指導者養成研修Q&A)	●	●	●	●	●	●
・5サービス共通	II 5 (3)	マニュアル等について、従業者が自由に閲覧できる場所に設置してある。	法人全体の会議の場合は、会議の議題に当該事業所全体のサービス内容を検討した内容が含まれていることが必要です。	●	●	●	●	●	●
・5サービス共通	II 5 (3)	マニュアル等について、従業者が自由に閲覧できる場所に設置してある。	・従業者が標準化されたサービスを実行するために、標準化されたマニュアル等に即した業務の執行体制が整っていることが重要である。 ・マニュアル等は使用する従業者が常に確認できる状態になっている必要があります。 ・具体的な資料名は、「業務マニュアル」、「サービス提供手順書」等が考えられるが、事業所によっては他の名称を使用している場合がある。 ・マニュアル等が全従業者に配布されているか又は従業者であれば誰でも閲覧できる場所にあることを確認する。 ・保管場所として、特定の人しか見られない施錠された場所や、特定の役職員の部署等は適当です。	●	●	●	●	●	●

III. 記述内容の整理結果一覧表【調査情報項目編】

対象	項目番号	厚生労働省通知、記載要領、解説ブック等 [に記載されている内容]	各県のマニュアルの記載内容 (左の記載内容と異なる記述、又は解説ブック等には記載のない記述)	岩手	東京	神奈川	福井	島根	福岡
サービス	大 中 小	確認のための材料 留意点							
・5サービス共通	Ⅱ.5 (3) ②	マニュアル等の見直しについて検討された記録がある。	法人本部が法人全体の共通のマニュアルの見直しを実施した記録はあるが、事業所で現場の実情や変化に応じた見直しを実施した記録がない場合は「なし」とすべきと考えるがいかがか。 →貴見の考え方が望ましいと思われるが、法人全体で統一したマニュアルでサービスを提供していくことも考えられ、法人全体として見直しが行われているのであれば「あり」として良いものと考える。(シル振/19年都道府県職員研修)	●					
		・具体的には、「業務マニュアル」、「サービス提供手順書」等に、改定日と改定内容等が記載されていることを確認する。	「業務マニュアル」や「サービス提供手順書」のようなものが、毎年の見直し、または、その検討が必要になってくるか。過去の改定または検討の実績で確認できないか。						
		・具体的には、「業務マニュアル」、「サービス提供手順書」等に、改定日と改定内容等が記載されていることを確認する。	→マニュアル等の見直し会議は行つたが、変更の必要はなかつた場合は、検討内容にマニュアル等の見直しが含まれていればよい。						
			法人全体で統一したマニュアル等でサービスを提供している場合には、法人全体としてマニュアル等の見直しについて検討したことかわかる記録を確認する。	→マニュアル等については、毎年改定をしなければならないものではないと思われる。ただし、少なくともマニュアル等については、見直しが適宜行われることが重要とのことから、定期的(少なくとも年に1回)にそこの内容の改定が有るにせよ無いにせよ事業所(者)として、検討するところが重要との観点から設けられた項目である。					
				→については、複数あるマニュアルの中で改定されているものについては改定日付と改定内容等を確認し、改定されないものがあるのであれば、マニュアル見直し会議等で検討の必要なない旨の議事録があれば良いと考える。(シル振/19年度都道府県職員研修)					
				マニュアルの見直しは法人本部で行っており、検討された記録はないが、個々のマニュアルに改訂年月日の記載があることを場合、どのように取扱っているか。					
				→法人本部で作成した統一マニュアルを使用しているのであれば、改訂年月日を確認すること「あり」として取扱つて差し支えないと考えます。					
				(公表センター/20.7.22「調査情報項目の確認に関する調査集計結果」センターコメント)	●				

この事業は厚生労働省老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)事業の一環として行わ
れたものです。

介護サービス情報(基本情報+調査情報)等に関する
疑義照会事例の分析に関する調査研究事業報告書
平成23年3月発行
内容照会先 社団法人シルバーサービス振興会
〒107-0052
東京都港区赤坂1-9-3 日本自転車会館3号館10階
TEL 03-3568-2862 FAX 03-3568-2874